

# 健康医療行政の概要

令和8年度

大阪府健康医療部



## はじめに

健康医療部では、府民の医療・健康・いのちに関わるセーフティネットの構築に向け、第8次大阪府医療計画をはじめとする関係計画等に沿って、地域医療の充実確保、健康づくりの推進、地域保健・感染症対策、国民健康保険財政の安定的な運営、医薬品・食品・水等の安全性確保等の健康医療の各分野で、多岐にわたる課題に対応するための施策に取り組んでいます。

今年度は健康医療分野のDX化を見据えた取組強化に努めつつ、特に、「地域医療の充実とギャンブル等依存症をはじめとするこころの健康問題への対応強化」「災害対応力の強化と今後の感染症によるパンデミックに備えた取組強化」「データヘルスの推進や保健ガバナンスの強化等による健康寿命の延伸と医療費適正化」「日常生活を支える公衆衛生の向上」の4項目について、重点的に取り組みます。

「地域医療の充実とギャンブル等依存症をはじめとするこころの健康問題への対応強化」では、新たな地域医療構想の推進や医師の働き方改革の取組支援、救急災害医療の推進等により、地域医療の充実を図ります。また、ギャンブル等依存症、アルコール依存症や自殺にかかる対策をすすめ、こころの健康問題への対応を強化します。

「災害対応力の強化と今後の感染症によるパンデミックに備えた取組強化」では、被害想定の見直しを踏まえた災害医療体制の強化に取り組むとともに、医療機関等との協定締結の促進や大安研を中心とした大学等と連携したリスク評価ネットワーク体制の構築など、次のパンデミックに備えた感染症総合対策に取り組めます。

「データヘルスの推進や保健ガバナンスの強化等による健康寿命の延伸と医療費適正化」では、「健活10」を軸とした健康づくり活動の普及啓発など、万博レガシーを継承した府民の主体的な健康づくりの取組を推進します。あわせて、市町村保健事業の支援強化を行うとともに、医療費の適正化にも取り組むことで、保険財政の安定的運営を図ります。

「日常生活を支える公衆衛生の向上」では、広域化等による水道事業の基盤強化や水道施設等の更新・耐震化の促進、医薬品や医療機器の適正使用及び薬物乱用防止啓発の推進、府内の分散型治験環境のネットワークを活用した治験促進、食品や生活衛生関係施設への監視指導等を通じて、公衆衛生の向上を目指します。

これらの取組により、府民の健康といのちを守る健康医療分野における各施策を総合的に推進してまいります。

健康医療部長 西野 誠

はじめに

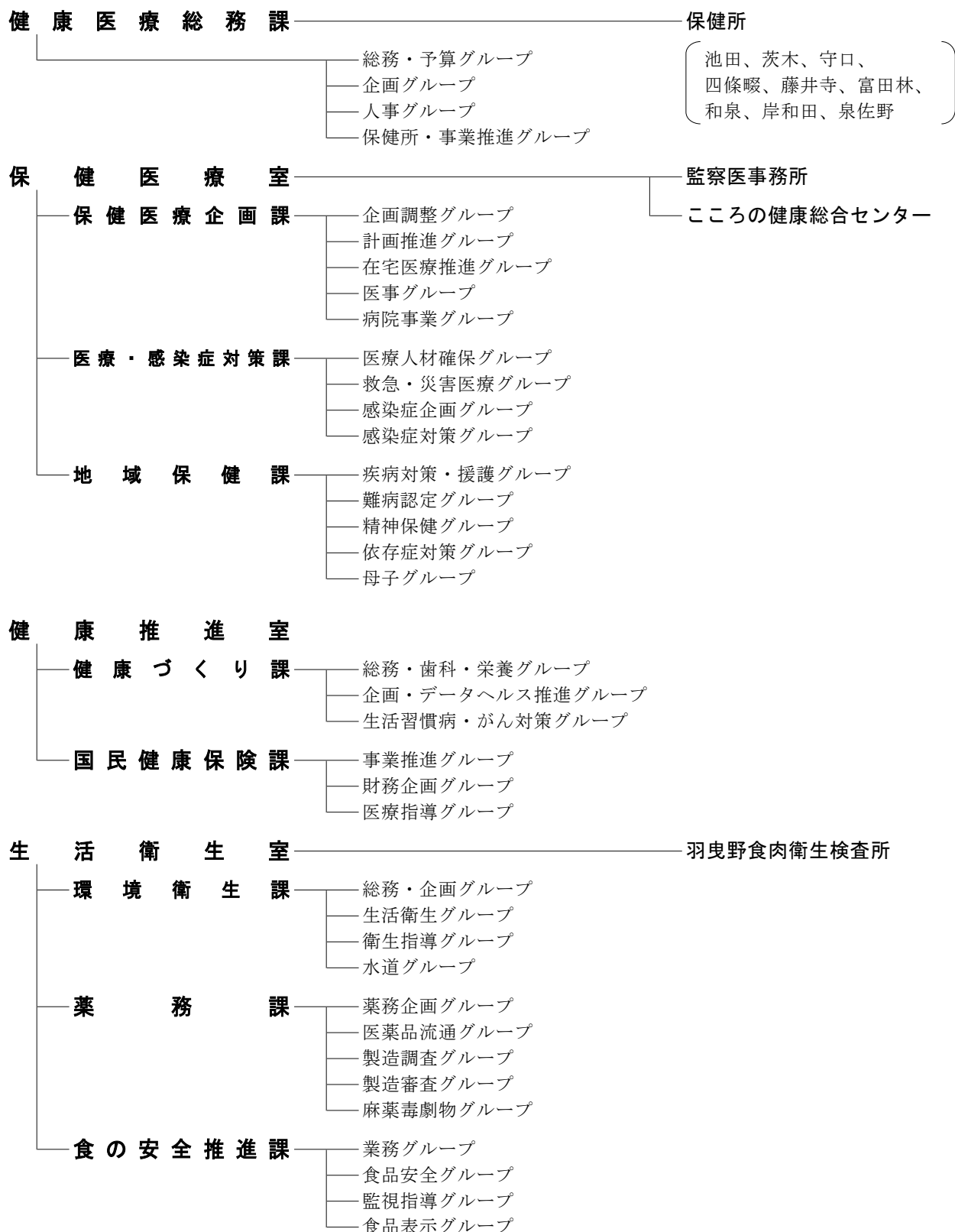
健康医療部組織図	6
健康医療部各所属職種別現員表	7
健康医療部各所属の事務分掌	8
令和8年度健康医療部予算の概要	11
附属機関	15
大阪府保健所と関係施設位置図	19
◎事業の概要	
◆ 部局運営方針	21
◆ 健康医療総務課	
1 厚生統計等調査の実施	22
2 保健所の運営	22
3 旧大阪府立公衆衛生研究所跡地の処分	23
4 旧大阪府立成人病センター跡地の処分	23
5 許認可・指導検査等業務DX推進事業	23
6 新技術活用型医療システム構築促進事業	23
◆ 保健医療室 保健医療企画課	
1 府域における医療提供体制の構築	24
2 在宅医療の推進	26
3 医療安全の確保	27
4 地方独立行政法人大阪府立病院機構の運営等	28
5 医療機関等の経営状況の急変に対応する支援	29
◆ 保健医療室 医療・感染症対策課	
1 医療従事者の確保	30
2 救急医療体制の整備	33
3 災害医療体制の整備	35
4 脳卒中、心臓病その他の循環器病対策の推進	37
5 献血の推進	37
6 感染症対策の推進	38
7 結核対策の推進	43
8 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の運営	44
◆ 保健医療室 地域保健課	
1 難病対策の推進	45
2 精神保健・医療の推進	46

3	母子保健・医療の推進	4 7
4	原爆被爆者の援護	5 1
5	ハンセン病対策の推進	5 1
6	こころの健康総合センターの運営	5 1
7	臓器移植対策の推進	5 1
8	その他疾病対策の推進	5 2
◆	健康推進室 健康づくり課	
1	大阪府健康づくり推進条例及び大阪府受動喫煙防止条例並びに健康づくり4計画の推進	5 3
2	おおさか健活10推進プロジェクトをはじめとする健康づくり	5 3
3	がん対策の推進	5 5
4	生活習慣病の予防、早期発見、重症化予防対策の推進	5 6
5	歯科保健対策の推進	5 7
6	栄養施策の推進	5 8
◆	健康推進室 国民健康保険課	
1	国民健康保険事業の運営	6 0
2	後期高齢者医療制度の安定化	6 2
3	国民健康保険審査会及び後期高齢者医療審査会の運営	6 3
4	保険医療機関等への関係規則等の周知	6 3
5	医療費適正化計画の推進	6 3
◆	生活衛生室 環境衛生課	
1	水道等の整備の推進	6 4
2	環境衛生施設における衛生の確保	6 4
3	生活環境における衛生の確保	6 6
4	環境保健業務の実施	6 7
◆	生活衛生室 薬務課	
1	医薬品・医療機器等の安全確保	6 8
2	覚醒剤及び危険ドラッグ等薬物乱用防止対策	6 8
◆	生活衛生室 食の安全推進課	
1	食品の安全対策の推進	7 0
2	食品による危害への対応	7 2
3	食品表示の適正化の推進	7 2

◎参考資料

# 健康医療部組織図

令和8年4月1日



# 健康医療部各所属職種別現員表

令和8年4月20日現在

	一般行政	事務	医師	歯科医師	環境衛生指導員	薬剤師	食品衛生監視員	臨・衛・検査技師	栄養士	保健師	診療放射線技師	ケースワーカー	心理師	獣医師	農学	環境	建築	解剖補助員	府市・府県交流等	自動車運転手	衛生検査補助員	合計
本庁	健康医療総務課	39					1	1		3	1						1					46
	保健医療室	121		7		1	2			16	1	5		1					3			158
	健康推進室	60			2				6	5									1			75
	生活衛生室	16				33	49	41						27	1	1			4			173
出先機関	池田保健所	8		1		3		1		23	2	3		3								46
	茨木保健所	13		1	1	3	5	5	9 (1)	2	22	1	4	2					2			70 (1)
	守口保健所	10	1	2		2	5	4		2	26	1	3	2								58
	四條畷保健所	8		2		2		2		3	21	2	2	2								44
	藤井寺保健所	12		3		2	5	5	16 (1)	2	32	2	4	2					1		1	87 (1)
	富田林保健所	8		1	1	3		3		2	27	2	3	1						1		52
	和泉保健所	9		1		3		4		3	24	1	5									50
	岸和田保健所	11		1		3		3		3	25	1	4	1								52
	泉佐野保健所	7 (2)	1	2		4	6	2	7	4	27	2	3	3								68 (2)
	監察医事務所	3							6										1			10
こころの健康センター	12		3							2		21 (1)	3								41 (1)	
羽曳野食肉衛生検査所														11							11	
小計	236		7	2	34	51	43	2	7	24	2	5		28	1	1	1		8			452
計出	101 (2)	2	17	2	25	21	29	38 (2)	23	229	14	52 (1)	3	27				1	3	1	1	589 (5)
総計	337 (2)	2	24	4	59	72	72	40 (2)	30	253	16	57 (1)	3	55	1	1	1	1	11	1	1	1041 (5)

※ ( ) 内は短時間再任用職員で外数。

## 健康医療部各所属の事務分掌

課 名	分 掌 事 務
健康医療総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部の行政の総合企画及び調整に関すること。</li> <li>2 部の予算に関すること（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>3 部の職員の人事、給与、厚生福利及び服務に関すること（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>4 部の組織及び定数に関すること。</li> <li>5 部の行政運営の管理に関すること。</li> <li>6 部の広報及び広聴に関すること。</li> <li>7 部の統計調査に関すること。</li> <li>8 保健所の事務の調整に関すること（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>9 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に関すること（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>10 部中他課の主管に属しないこと。</li> </ol>
保健医療室	
保健医療企画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保健及び医療の連携に関すること（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>2 医療計画・地域医療構想に関すること（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>3 地域医療介護総合確保基金に関すること。</li> <li>4 在宅医療に関すること（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>5 医療法の施行に関すること。</li> <li>6 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法の施行に関すること。</li> <li>7 死体解剖保存法に関すること（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>8 死因究明等推進基本法の施行に関すること。</li> <li>9 監察医事務所に関すること。</li> <li>10 地方独立行政法人大阪府立病院機構に関すること（他課分掌のものを除く。）。</li> </ol>
医療・感染症対策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医師及び看護職員の確保対策に関すること。</li> <li>2 医師、歯科医師等医療従事者に関すること（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>3 救急医療及び災害医療体制の整備に関すること。</li> <li>4 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の施行に関すること。</li> <li>5 献血の推進に関すること。</li> <li>6 脳卒中、心臓病その他の循環器病対策に関すること。</li> <li>7 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関すること（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>8 予防接種法の施行に関すること。</li> <li>9 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に関すること（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>10 臨床検査技師等に関する法律の施行に関すること。</li> <li>11 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に関すること（他課分掌のものを除く。）。</li> </ol>
地域保健課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域保健に関すること（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>2 スモン等特定の疾患に関する対策に関すること。</li> <li>3 アレルギー疾患対策基本法の施行に関すること（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>4 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関すること。</li> <li>5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事項のうち保健及び医療に関すること（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>6 自殺対策基本法の施行に関すること。</li> <li>7 アルコール健康障害対策基本法の施行に関すること。</li> </ol>

	<p>8 ギャンブル等依存症対策基本法及び大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例の施行に関する事。</p> <p>9 原子爆弾被爆者の医療等に関する事。</p> <p>10 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の施行に関する事。</p> <p>11 母子保健に関する事。</p> <p>12 こころの健康総合センターに関する事。</p>
--	--

健康推進室	
健康づくり課	<p>1 健康増進法及び大阪府健康づくり推進条例に基づく生活習慣病の予防及び健康づくりに関する事。</p> <p>2 大阪府受動喫煙防止条例及び大阪府子どもの受動喫煙防止条例の施行に関する事。</p> <p>3 健康増進法及び食育基本法に基づく食育の推進及び栄養の指導に関する事。</p> <p>4 栄養士法の施行に関する事。</p> <p>5 歯科口腔保健の推進に関する法律の施行に関する事（他課分掌のものを除く。）。</p> <p>6 障がい者の歯科診療に関する事。</p> <p>7 歯科衛生士法及び歯科技工士法の施行に関する事。</p> <p>8 大阪府がん対策推進条例に基づくがん対策の推進に関する事（他課分掌のものを除く。）。</p> <p>9 がん登録等の推進に関する法律に基づくがん登録の推進に関する事。</p> <p>10 肝炎・肝がん対策に関する事。</p> <p>11 大阪府がん対策基金に関する事。</p>
国民健康保険課	<p>1 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度に関する事。</p> <p>2 国民健康保険団体連合会に関する事。</p> <p>3 国民健康保険組合に関する事。</p> <p>4 医療費適正化計画に関する事。</p> <p>5 国民健康保険特別会計の運営に関する事。</p> <p>6 国民健康保険・後期高齢者医療制度の審査請求に関する事。</p> <p>7 国民健康保険給付点検に関する事。</p> <p>8 保険医療機関及び保険薬局並びに柔道整復、はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術療養費に係る施術師の指導・監査に関する事。</p> <p>9 国保診療報酬審査委員会委員・柔整療養費等審査委員会委員の委嘱に関する事。</p>

生活衛生室	
環境衛生課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道法及び大阪府特設水道条例の施行に関する事。</li> <li>2 理容師法、美容師法、旅館業法、興行場法、クリーニング業法、公衆浴場法、温泉法及び大阪府遊泳場条例の施行に関する事。</li> <li>3 大阪府国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の施行に関する事。</li> <li>4 住宅宿泊事業法の規定による住宅宿泊事業に係る届出の受理及び同法の監督に関する事。</li> <li>5 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関する事（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>6 墓地、埋葬等に関する法律の施行に関する事。</li> <li>7 化製場等に関する法律の施行に関する事。</li> <li>8 大阪府産汚物等取締条例の施行に関する事。</li> <li>9 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関する事。</li> <li>10 下水道終末処理場の維持管理の指導監督に関する事。</li> <li>11 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の施行に関する事。</li> <li>12 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設及びごみの最終処分場を除く。）に関する事。</li> <li>13 浄化槽法の施行に関する事（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>14 指定地域特定施設に関する事。</li> <li>15 公害の健康影響調査に関する事。</li> <li>16 大阪広域水道企業団に関する事（他課分掌のものを除く。）。</li> </ol>
薬務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び薬剤師法の施行に関する事（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>2 毒物及び劇物取締法の施行に関する事。</li> <li>3 覚醒剤取締法の施行に関する事。</li> <li>4 麻薬及び向精神薬取締法、大麻草の栽培の規制に関する法律及びあへん法の施行に関する事。</li> <li>5 大阪府薬物の濫用の防止に関する条例の施行に関する事。</li> <li>6 医薬品の適正使用に関する事。</li> </ol>
食の安全推進課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 食品衛生法の施行に関する事。</li> <li>2 食の安全及び安心の確保に係る施策の調整に関する事。</li> <li>3 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関する事（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>4 と畜場法の施行に関する事。</li> <li>5 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に関する事。</li> <li>6 食品表示法の施行に関する事。</li> <li>7 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関する事。</li> <li>8 羽曳野食肉衛生検査所に関する事。</li> </ol>

# 令和8年度健康医療部予算の概要

## 1. 健康医療部当初予算額推移表

区分	年度	大阪府当初予算額	健康医療部 予 算 額	部予算額の府予算 に占める割合	部 予 算 の 対 前 年 度 増 減	部 予 算 の 対 前 年 度 伸 び 率
		千円	千円	%	千円	%
一般 会計	8 年 度	3,921,606,338	355,902,614	9.1	8,413,592	2.4
	7 年 度	3,271,362,614	347,489,022	10.6	1,427,739	0.4
	6 年 度	3,197,152,148	346,061,283	10.8	▲ 328,868,288	▲ 48.7
	5 年 度	3,642,079,301	674,929,571	18.5	7,020,137	1.1
	4 年 度	3,779,801,328	667,909,434	17.7	194,464,196	41.1
	3 年 度	3,508,579,364	473,445,238	13.5	186,887,882	65.2
	2 年 度	2,636,765,819	286,557,356	10.9	3,676,652	1.3
	元 年 度	2,598,448,940	282,880,704	10.9	858,751	0.3
	30 年 度	2,554,266,957	282,021,953	11.0	195,455,764	225.8
	29 年 度	3,086,560,356	86,566,189	2.8	—	—
特別 会計	8 年 度	3,285,157,703	760,656,023	23.2	5,388,710	0.7
	7 年 度	3,110,673,363	755,267,313	24.3	▲ 35,370,489	▲ 4.5
	6 年 度	2,890,299,305	790,637,802	27.4	▲ 24,192,639	▲ 3.0
	5 年 度	3,082,400,911	814,830,441	26.4	9,348,899	1.2
	4 年 度	2,908,698,632	805,481,542	27.7	▲ 10,166,916	▲ 1.2
	3 年 度	2,850,521,665	815,648,458	28.6	3,484,833	0.4
	2 年 度	3,009,355,567	812,163,625	27.0	▲ 9,673,515	▲ 1.2
	元 年 度	2,848,292,979	821,837,140	28.9	▲ 14,989,214	▲ 1.8
	30 年 度	2,920,124,598	836,826,354	0	—	—
	29 年 度	1,304,346,387	0	0	—	—
合計	8 年 度	7,206,764,041	1,116,558,637	15.5	13,802,302	1.3
	7 年 度	6,382,035,977	1,102,756,335	17.3	▲ 33,942,750	▲ 3.0
	6 年 度	6,087,451,453	1,136,699,085	18.7	▲ 353,060,927	▲ 23.7
	5 年 度	6,724,480,212	1,489,760,012	22.2	16,369,036	1.1
	4 年 度	6,688,499,960	1,473,390,976	22.0	184,297,280	14.3
	3 年 度	6,359,101,029	1,289,093,696	20.3	190,372,715	17.3
	2 年 度	5,646,121,386	1,098,720,981	19.5	▲ 5,996,863	▲ 0.5
	元 年 度	5,446,741,919	1,104,717,844	20.3	▲ 14,130,463	▲ 1.3
	30 年 度	5,474,391,555	1,118,848,307	20.4	195,455,764	1,192.5
	29 年 度	4,390,906,743	86,566,189	2.0	—	—

注) 平成30年度以降は、福祉部からの移管事務予算額を含む。

注) 令和元年度当初予算額は、補正予算額（第1号）を含む。

注) 令和6年度一般会計予算の大幅な減は、新型コロナウイルス対策事業の終了に伴うもの。

## 2. 令和8年度健康医療部当初予算額表

<一般会計>

(単位:千円)

款	項	目	令和8年度 当初予算額	財 源 内 訳			
				国支出金	地方債	その他	一般財源
健 康	公衆衛生費	公衆衛生総務費	27,633,276	46,504	3,413,000	5,382	24,168,390
		予 防 費	19,938,672	9,028,948	0	29,418	10,880,306
		健 康 増 進 費	5,749,775	2,881,600	0	324,030	2,544,145
		精 神 衛 生 費	26,243,726	12,568,026	0	586,371	13,089,329
		衛 生 研 究 所 費	1,998,782	0	0	250	1,998,532
		計	81,564,231	24,525,078	3,413,000	945,451	52,680,702
医	環境衛生費	食 品 衛 生 費	149,173	22,010	0	136,912	▲ 9,749
		環 境 衛 生 指 導 費	140,754	18,936	0	16,387	105,431
		計	289,927	40,946	0	153,299	95,682
療	保健所費	保 健 所 運 営 費	1,004,560	12,171	59,000	46,561	886,828
		計	1,004,560	12,171	59,000	46,561	886,828
費	医薬費	医 務 費	27,276,955	13,855,578	112,000	7,988,576	5,320,801
		保健師等指導管理費	2,056,879	120,220	0	1,918,374	18,285
		薬 務 費	122,861	13,356	0	209,215	▲ 99,710
		国民健康保険調整費	93,220,167	0	0	0	93,220,167
		後期高齢者医療費	150,367,034	0	0	21,151	150,345,883
		計	273,043,896	13,989,154	112,000	10,137,316	248,805,426
健 康 医 療 費 計			355,902,614	38,567,349	3,584,000	11,282,627	302,468,638
一 般 会 計 合 計			355,902,614	38,567,349	3,584,000	11,282,627	302,468,638

<特別会計>

名 称	令和8年度 当初予算額	財 源 内 訳			
		国支出金	地方債	その他	他会計から繰入
国民健康保険特別会計	760,656,023	243,682,124	0	464,499,518	52,474,381
特 別 会 計 合 計	760,656,023	243,682,124	0	464,499,518	52,474,381

健 康 医 療 部 合 計	1,116,558,637	282,249,473	3,584,000	475,782,145	354,943,019
---------------	---------------	-------------	-----------	-------------	-------------

### 3. 令和8年度健康医療部各課（室）別当初予算表

(単位:千円)

区分	課 別	令和8年度当初予算	
			うち一般財源 ※特別会計は他会計からの繰入
一般 会計	職員費	8,654,487	8,632,482
	健康医療総務課	1,880,512	1,737,031
	保健医療室	99,275,851	47,293,538
	保健医療企画課	30,403,611	16,577,603
	医療・感染症対策課	21,014,266	7,906,665
	地域保健課	47,857,974	22,809,270
	健康推進室	245,582,443	244,713,082
	健康づくり課	1,987,064	1,138,854
	国民健康保険課	243,595,379	243,574,228
	生活衛生室	509,321	92,505
	環境衛生課	244,930	209,607
	薬務課	115,218	▲ 107,353
	食の安全推進課	149,173	▲ 9,749
	計	355,902,614	302,468,638
	特別 会計	健康推進室 国民健康保険課	760,656,023
合 計		1,116,558,637	354,943,019
重 複 控 除		▲ 52,474,381	▲ 52,474,381
純 計		1,064,084,256	302,468,638

4. 令和7年度～令和8年度大阪府当初予算額表

目的別	令和7年度			令和8年度			増減	対前年比
	金額	比率		金額	比率			
	千円	‰	‰	千円	‰	‰	千円	%
議会費	2,413,154	0.7	0.4	2,437,220	0.6	0.3	24,066	101.0
総務費	120,940,517	37.0	19.0	116,094,652	29.6	16.1	▲ 4,845,865	96.0
福祉費	438,875,313	134.1	68.8	465,134,180	118.6	64.5	26,258,867	106.0
健康医療費	347,489,022	106.2	54.4	355,902,614	90.8	49.4	8,413,592	102.4
商工労働費	558,369,928	170.7	87.5	1,023,754,266	261.1	142.0	465,384,338	183.3
環境農林水産費	21,000,940	6.4	3.3	24,187,431	6.2	3.4	3,186,491	115.2
都市整備費	156,370,915	47.8	24.5	170,475,560	43.5	23.7	14,104,645	109.0
都市計画費	3,198,209	1.0	0.5	19,385,533	4.9	2.7	16,187,324	606.1
警察費	303,488,132	92.8	47.5	316,272,655	80.6	43.9	12,784,523	104.2
教育費	633,078,123	193.5	99.2	711,487,207	181.4	98.7	78,409,084	112.4
災害復旧費	555,665	0.2	0.1	534,775	0.1	0.1	▲ 20,890	96.2
諸支出金	683,582,696	209.0	107.1	713,940,245	182.1	99.1	30,357,549	104.4
繰上充用金	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	—
予備費	2,000,000	0.6	0.3	2,000,000	0.5	0.3	0	100.0
一般会計合計	3,271,362,614	1,000.0	512.6	3,921,606,338	1,000.0	544.2	650,243,724	119.9
特別会計								
国民健康保険	755,267,313	242.8	118.3	760,656,023	231.5	105.5	5,388,710	100.7
その他	2,355,406,050	757.2	369.1	2,524,501,680	768.5	350.3	169,095,630	107.2
特別会計合計	3,110,673,363	1,000.0	487.4	3,285,157,703	1,000.0	455.8	174,484,340	105.6
総計	6,382,035,977		1,000.0	7,206,764,041		1,000.0	824,728,064	112.9

‰…千分率

## 附属機関

(法令に基づくもの)

所管室・課	名称	担任する事務	委員数	根拠法令
保健医療室 保健医療企画課	医療審議会	医療法の規定により、医療計画の作成・変更等その権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関する事務	30人以内	医療法 第72条
	大阪府地方独立行政法人大阪府立病院機構評価委員会	地方独立行政法人法の規定により設立団体の長に意見を述べる事務	7人以内	地方独立行政法人法 第11条
保健医療室 地域保健課	精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議及び意見具申に関する事務	20人以内	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第9条
	精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条の規定による入院届、更新届、退院請求等の審査に関する事務	49人	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第12条
	指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第2項の規定による支給認定をしないときに関する審査	20人以内	難病の患者に対する医療等に関する法律 第8条
	小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法第19条の3第4項の規定による小児慢性特定疾病の医療費支給認定の審査に関する事務	14人以内	児童福祉法 第19条の4
保健医療室 医療・感染症対策課	感染症の診査に関する協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第1項の規定による就業制限通知、第20条第1項及び同条第4項の規定による感染症患者の入院勧告及び入院延長並びに第37条の2第1項の規定による結核患者の医療費の負担の審議に関する事務	6人以内	感染症法 第24条
	大阪府市地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所評価委員会	地方独立行政法人法の規定により設立団体の長に意見を述べる事務	5人以内	地方独立行政法人法 第11条

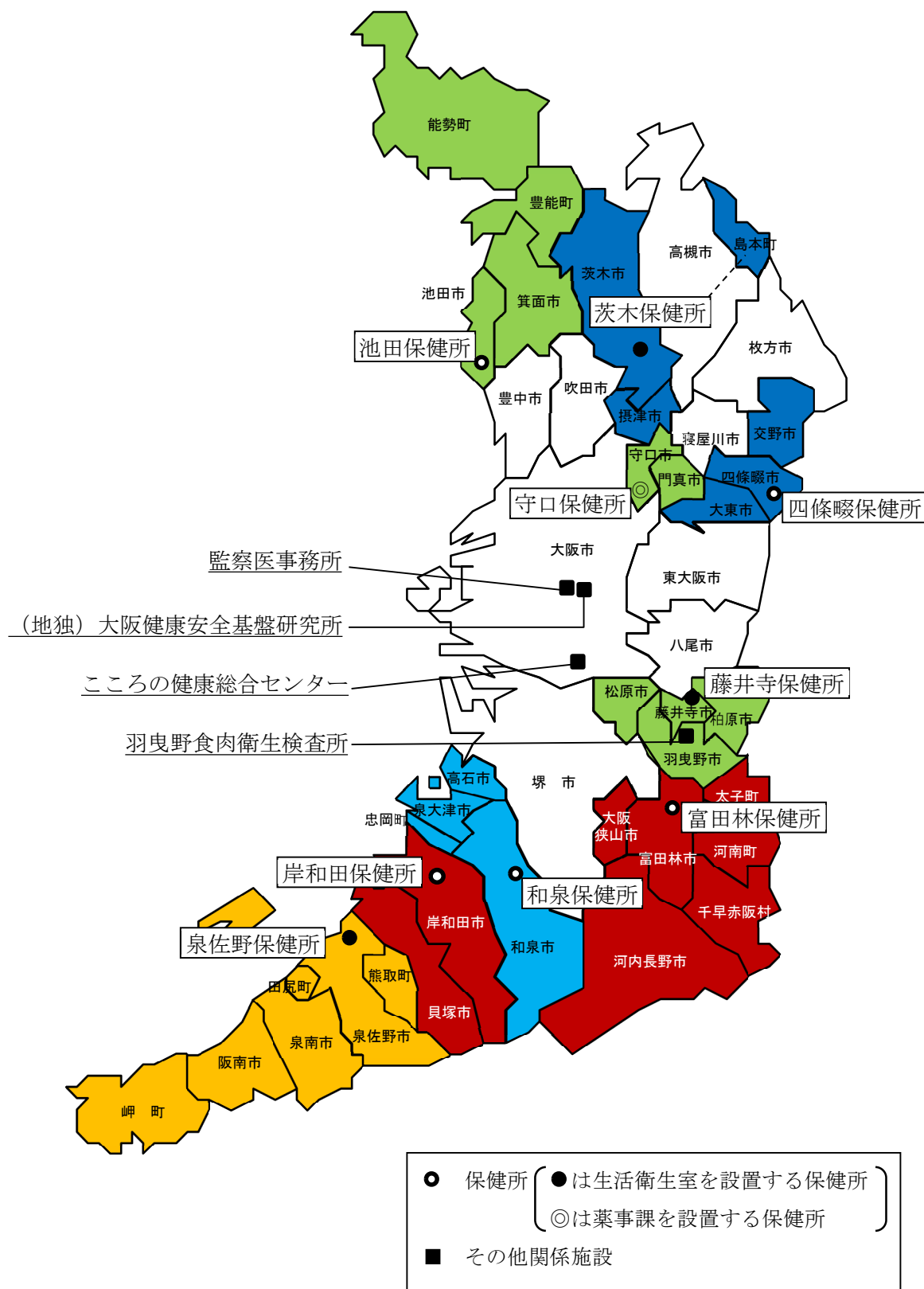
所管室・課	名称	担任する事務	委員数	根拠法令
健康推進室 国民健康保険課	国民健康保険審査会	保険給付に関する処分又は保険料その他国民健康保険法の規定による徴収金に関する処分についての不服申立ての受理、審査に関する事務	9人	国民健康保険法第92条
	後期高齢者医療審査会	後期高齢者医療給付に関する処分又は保険料その他高齢者の医療の確保に関する法律の規定による徴収金に関する処分についての不服申立ての受理、審査に関する事務	9人	高齢者の医療の確保に関する法律第129条
	国民健康保険運営協議会	大阪府が定める都道府県国民健康保険運営方針及びその他の重要事項の審議に関する事務	15人	国民健康保険法第11条
生活衛生室 環境衛生課	環境審議会温泉部会	自然環境保全法第51条、環境基本法第43条及び大阪府環境審議会条例第1条の規定による、温泉法第32条で定める温泉掘削許可等の処分に関する事項その他温泉行政に関し必要な事項の調査審議に関する事務	10人以内	自然環境保全法第51条 環境基本法第43条 温泉法第32条
	生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第58条の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び関係機関に対する建議に関する事務	20人以内	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第58条
生活衛生室 薬務課	麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第4項の規定による措置入院者の入院期間等の適否の審査に関する事務	5人	麻薬及び向精神薬取締法第58条の13

(条例に基づくもの)

所管室・課	名称	担任する事務	委員数
健康医療総務課	衛生対策審議会	衛生関係諸問題についての重要事項の調査審議に関する事務	26人以内
	保健所運営協議会	地域保健及び保健所の運営についての審議に関する事務	30人以内
保健医療室 保健医療企画課	保健医療協議会	医療法第30条の4第1項に規定する計画に関する事項その他保健医療の向上を図るため必要な事項についての調査審議に関する事務	50人以内
	死因調査等協議会	死体の死因の調査及び身元の確認の体制の整備に関する施策についての調査審議に関する事務	15人以内
保健医療室 医療・感染症対策課	医療対策協議会	医療法第30条の23第1項に規定する医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施に必要な事項についての調査審議に関する事務	15人以内
	救急医療対策審議会	救急医療対策についての重要事項の調査審議及び救急病院等を定める省令第2条の規定による救急病院又は救急診療所の認定又はその取消しに当たっての事前審査に関する事務	23人以内
	大阪府立中河内救命救急センター指定管理者選定委員会	公の施設の指定管理者の指定についての審査に関する事務	5人以内
	大阪府立中河内救命救急センター指定管理者評価委員会	公の施設の指定管理者の業務の実施状況等に関する評価についての調査審議に関する事務	5人以内
	献血推進審議会	献血の推進及び血液製剤の適正な使用に関する施策についての調査審議に関する事務	25人以内
	衛生検査所精度管理審議会	臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の登録を受けた衛生検査所における検査の業務の管理及び精度の確保についての調査審議に関する事務	10人以内
	感染症対策審議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項に規定する感染症の発生の予防及びまん延の防止のための総合的な施策に関する専門的な事項についての調査審議に関する事務	20人以内
	保健医療室 地域保健課	精神科救急医療運営審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の11第1項に規定する体制の整備その他同法に基づく医療及び保護を行うため必要な事項についての調査審議に関する事務
自殺対策審議会		自殺対策基本法に基づく自殺対策の総合的な推進のため必要な事項についての調査審議に関する事務	40人以内
周産期医療及び小児医療協議会		周産期医療及び小児医療の体制の整備についての調査審議に関する事務	16人以内
大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議		大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例（令和4年大阪府条例第59号）第13条第2項に規定する事項についての調査審議に関する事務	25人以内
母子保健運営協議会		母子保健に関する事業の推進に関する施策についての調査審議に関する事務	20人以内

所管室・課	名称	担任する事務	委員数
健康推進室 健康づくり課	地域職域連携推進協議会	生涯にわたる地域及び職域における健康の増進に関する計画の策定及びその推進に関する施策並びに大阪府健康づくり推進条例第4条第1項の目標の達成状況の評価についての調査審議に関する事務	30人以内
	生涯歯科保健推進審議会	歯科保健の推進に関する施策及び大阪府健康づくり推進条例第4条第1項の目標の達成状況の評価についての調査審議に関する事務	30人以内
	食育推進計画評価審議会	食育基本法第17条第1項に規定する計画の目標の達成状況及び進捗状況並びに大阪府健康づくり推進条例第4条第1項の目標の達成状況の評価その他食育の推進に関する施策についての重要事項の調査審議に関する事務	20人以内
	がん対策推進委員会	大阪府がん対策推進条例第17条に規定するがん対策推進計画の策定又は変更に関する事項及びがん対策の推進に関する基本的かつ総合的な施策についての調査審議に関する事務	30人以内
健康推進室 国民健康保険課	医療費適正化計画推進審議会	高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項の規定による大阪府医療費適正化計画の策定、同法第12条第1項の評価その他大阪府医療費適正化計画の推進に関する施策についての調査審議に関する事務	15人以内
生活衛生室 環境衛生課	公衆浴場入浴料金審議会	公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令第2条の規定による公衆浴場入浴料金の統制額の指定についての調査審議に関する事務	20人以内
	クリーニング師試験委員	クリーニング業法第7条の規定によるクリーニング師試験の実施に関する事務	10人以内
生活衛生室 薬務課	薬事審議会	薬事の振興についての重要事項の調査審議に関する事務	22人以内
	薬物指定審査会	大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第9条第2項に規定する事項についての審査に関する事務	7人以内
生活衛生室 食の安全推進課	食の安全安心推進協議会	大阪府食の安全安心推進条例第8条第2項に規定する計画の策定及び変更その他食の安全安心の確保についての重要事項の調査審議に関する事務	25人以内
	食品健康被害防止審議会	大阪府食の安全安心推進条例第19条に規定する事項その他食品による健康被害の拡大の防止等に関する専門的な事項についての調査審議に関する事務	8人以内

# 大阪府保健所と関係施設位置図



- 保健所 (●は生活衛生室を設置する保健所)
- ◎ 保健所 (◎は薬事課を設置する保健所)
- その他関係施設

## 事業の概要

## 健康医療部・令和8年度部局運営方針

健康医療部では、府民のいのちと健康を守るため、「地域医療の充実確保」「健康づくりの推進」「地域保健、感染症対策」「国民健康保険財政の安定的な運営」「医薬品、食品、水等の安全性確保」等の各施策に総合的に取り組んでいます。令和8年度は、健康医療分野のDXに向けた取組みや、地域医療の充実とギャンブル等依存症をはじめとするこころの健康問題への対応強化をはじめとした次の4つのテーマに重点的に取り組みます。

### 重点テーマ1：地域医療の充実とギャンブル等依存症をはじめとするこころの健康問題への対応強化

少子化・超高齢社会における医療需要の変化を踏まえ、府民が住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスの提供を受けることができるよう、地域医療の充実を図るとともに、ギャンブル等依存症、アルコール依存症や自殺対策等こころの健康問題への対応を強化します。

〔主な取組み〕

- 医療需要の変化を踏まえた医療提供体制の構築（新たな地域医療構想や医師確保計画等の策定、救急災害医療や小児・周産期医療の推進、在宅医療の充実・人生会議の普及啓発、難病・循環器病対策の推進）
- ギャンブル等依存症対策の更なる強化（令和11年度の「(仮称)大阪依存症対策センター」開設に向けた準備など、9つの重点施策の推進）
- アルコール健康障がい対策の推進（第3期計画の策定検討など）
- 性や健康に関する正しい知識を持ち将来設計を考へて健康管理を行うプレコンセプションケアの推進や妊娠・出産等にかかる支援（講座・卵子凍結助成やドナーミルクの利用支援など）

### 重点テーマ2：災害対応力の強化と今後の感染症によるパンデミックに備えた取組強化

南海トラフ巨大地震などの自然災害等に備え、今後の災害への対策や対応力強化に取り組めます。また、新型コロナ対応の経験を踏まえ、平時からの備えを確実にし、今後の感染症によるパンデミックに対応できる体制の構築に取り組めます。

〔主な取組み〕

- 被害想定の見直しを踏まえた災害医療体制等の強化等（保健所や医療機関の機能強化、市町村との連携強化、災害薬事コーディネーターの育成など）
- 次のパンデミックに備えた感染症総合対策の推進（協定締結による医療提供体制の確保、大安研を中心とした大学等と連携したリスク評価ネットワーク体制の構築、下水サーベイランス研究の推進、HIV・梅毒・麻しん・風しんをはじめとする感染症への対応など）

### 重点テーマ3：データヘルスの推進や保健ガバナンスの強化等による健康寿命の延伸と医療費適正化

万博レガシーを継承した府民の主体的な健康づくりの取組みを推進するとともに、市町村保健事業の支援等の強化や、保険財政の安定的運営を図ります。

〔主な取組み〕

- 健康寿命延伸に向けた健康づくりの推進（「健活10」を軸とした健康づくり活動の推進や「おおさか健活大使」による健活10の普及啓発、市町村の健康格差縮小に向けた共創事業の実施、受動喫煙防止対策の推進、がん対策の充実など）
- 市町村保健事業の支援強化やデータヘルスの推進（「アスマイル」のリニューアル、ヘルスアップ支援事業や大学・研究機関と連携した市町村支援の推進など）
- 国民健康保険財政の安定的な運営（医療費の適正化に向けた取組み、市町村と連携したPDCAサイクルに基づく進捗管理など）

### 重点テーマ4：日常生活を支える公衆衛生の向上

水道事業の基盤強化、医薬品・医薬機器の適正使用及び薬物乱用防止啓発の推進、環境衛生・薬事・食品関係施設への監視指導等を行い、日常生活を支える公衆衛生の向上をめざします。

〔主な取組み〕

- 広域化等による水道事業の基盤強化の推進（企業団と市町村水道事業者との統合促進、府民理解の促進など）、水道施設等の更新・耐震化の促進
- 高齢者の多剤・重複投薬による課題の対策や後発医薬品の安心使用の促進（地域連携薬局等の取組支援、地域フォーミュラ等の運用支援など）
- 効果的な啓発手法による若年層向け薬物乱用防止対策の推進、治験の実施環境の整備・活用促進（府内の分散型治験環境のネットワークを活用した治験促進など）
- 環境・食品衛生の啓発・監視指導、食の安全安心の確保、宿泊施設の衛生管理・宿泊マナー向上の啓発

## 健康医療総務課

### 1 厚生統計等調査の実施

25,800千円

保健医療等の厚生行政施策立案の基礎資料を得るため、出生・死亡・死産・婚姻及び離婚等の人口動態、病院・診療所の分布及び整備状況、医療施設の診療機能の全数調査を実施するとともに、健康・医療・福祉・年金・所得等の状況に関する無作為調査を実施する。

### 2 保健所の運営

1,004,560千円

大阪府保健所は、健康相談や健康診査等、住民に身近で利用頻度の高い保健サービスを提供する市町村の保健センターとも相互に連携し、所管地域の保健・医療サービスの向上を図っている。

政令指定都市・中核市では、保健所設置市として行政区単位で、住民により身近なところで保健所業務と保健センターの業務を総合的に実施している。中核市移行により新たに保健所を設置した市に対しては、保健所業務の実施のための人的支援等を行っている。

また、近年の府保健所をとりまく状況の変化に伴い、保健所業務効率化という観点から、部内各課と連携して業務のDXを推進している。さらに「令和6年能登半島地震」の対応における課題を踏まえ、必要物品の確保、自家発電設備の整備等の府保健所の災害対応力の強化や災害関連死のリスク軽減のためのシステム構築に取り組む。

#### 《地域保健業務における役割分担》

府保健所が実施する業務	市町村（保健センター）が実施する業務
<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病患者、慢性疾患や身体障がい児等への相談支援、こころの健康相談支援</li> <li>・感染症対策</li> <li>・食品衛生、環境衛生、水質検査</li> <li>・医事・薬事（※）</li> <li>・先駆的な健康づくり、企画調整</li> <li>・市町村への技術支援 など</li> <li>※薬事は茨木、守口、藤井寺、泉佐野の4保健所で実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康相談、健康診査 （母子保健・老人保健サービス、一般的な栄養相談）</li> <li>・予防接種 など</li> </ul>
<p>政令指定都市・中核市が実施する業務 （行政区単位で、保健所業務と保健センターの業務を総合的に実施）</p>	

#### 《参考：保健所設置市》

政令指定都市	大阪市、堺市
中核市	豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市

《大阪府内の保健所管轄区域》

保健所	総人口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (km <sup>2</sup> )	保健所	総人口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (km <sup>2</sup> )
市町村				市町村			
池田保健所	267,073	121,334	203.13	枚方市	390,045	177,083	65.12
池田市	103,979	49,929	22.14	東大阪市	485,357	240,742	61.78
豊能町	17,024	7,550	34.34	八尾市	258,712	116,875	41.72
箕面市	137,746	60,248	47.90	富田林保健所	290,199	127,044	238.00
能勢町	8,324	3,607	98.75	大阪狭山市	57,461	24,678	11.92
吹田市	393,714	191,034	36.09	富田林市	104,572	46,443	39.72
豊中市	398,145	181,292	36.39	河内長野市	96,348	42,466	109.63
茨木保健所	408,606	186,425	108.17	河南町	14,864	6,420	25.26
摂津市	87,124	41,715	14.87	太子町	12,430	5,122	14.17
茨木市	290,614	131,597	76.49	千早赤阪村	4,524	1,915	37.30
島本町	30,868	13,113	16.81	堺市	806,860	374,040	149.83
高槻市	347,586	156,864	105.29	和泉保健所	324,568	140,351	114.58
寝屋川市	223,604	103,968	24.70	和泉市	181,763	76,389	84.98
守口保健所	255,884	127,655	25.01	泉大津市	72,764	33,416	14.33
守口市	140,454	68,851	12.71	高石市	54,040	23,667	11.30
門真市	115,430	58,804	12.30	忠岡町	16,001	6,879	3.97
四條畷保健所	243,750	107,516	62.51	岸和田保健所	265,128	115,124	116.65
四條畷市	53,451	22,723	18.69	岸和田市	184,410	81,146	72.72
交野市	74,617	30,894	25.55	貝塚市	80,718	33,978	43.93
大東市	115,682	53,899	18.27	泉佐野保健所	269,770	118,741	213.70
藤井寺保健所	349,407	159,837	77.33	泉佐野市	99,489	46,640	56.51
松原市	114,893	54,014	16.66	熊取町	42,947	17,924	17.24
柏原市	66,978	31,078	25.33	田尻町	8,204	3,799	5.62
羽曳野市	105,741	46,279	26.45	泉南市	57,190	23,467	48.98
藤井寺市	61,795	28,466	8.89	阪南市	48,162	20,746	36.17
大阪市	2,791,907	1,563,504	225.34	岬町	13,778	6,165	49.18
				大阪府保健所合計	2,674,385	1,204,027	1,159.08
				総数	8,770,315	4,309,429	1,905.34

注1) 面積は「全国都道府県市区町村別面積調」(令和6年10月1日現在の面積(国土地理院))によるものである。

注2) 世帯数及び人口は「大阪府の推計人口」(大阪府総務部統計課)によるものである。

**3 旧大阪府立公衆衛生研究所跡地の処分**

194,561千円

大安研一元化施設の整備に伴い不用となった旧施設の撤去を進めるとともに、跡地の管理等を実施するほか、関係部署と連携して平成26年12月に策定された「府立成人病センター跡地等のまちづくり方針」に基づき処分を進める。

**4 旧大阪府立成人病センター跡地の処分**

21,255千円

森之宮地区における旧大阪府立成人病センター跡地等の管理を実施するとともに、関係部署と連携して平成26年12月に策定された「府立成人病センター跡地等のまちづくり方針」に基づき処分を進める。

**5 許認可・指導検査等業務DX推進事業**

208,918千円

医療機関や福祉施設等の検査や許認可業務のDXを推進する「許認可・検査等業務DXプラットフォーム」を福祉部と共同して構築し運用を開始した。また、環境衛生・薬事・食品衛生分野の許認可業務等への拡張に向けた機能構築を実施する。

**6 新技術活用型医療システム構築促進事業**

60,000千円

医療従事者の負担軽減等に資する生成AIシステム等の府域展開を加速させるため、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が実施する新技術を活用した研究事業における連携医療機関拡充にかかる費用を補助する。

## 保健医療室 保健医療企画課

### 1 府域における医療提供体制の構築

地域における効果的かつ効率的な医療提供体制の構築に向けた取組を進める。

#### (1) 医療計画及び地域医療構想の推進

70,495千円

「第8次大阪府医療計画」(令和6年度から令和11年度まで)について、今年度は中間年にあたるため、目標値の達成状況を評価し、大阪府医療審議会等において、協議・検討のうえ必要に応じて見直しを行う。また、外来医療計画について、医療機関に対する実態調査を行い、その結果も踏まえ後期計画(令和9年度から令和11年度まで)を策定する。

また、85歳以上の増加や人口減少がさらに進む2040年を見据え、医療機関のさらなる機能分化・連携の促進や、外来・在宅医療や介護施設との連携、人材確保等も含めた医療提供体制を構築するため、地域の医療提供体制や診療実態等を分析し、地域医療構想調整会議(保健医療協議会)等において協議・検討を行い、新たな地域医療構想の策定に向けた取組を進める。

#### (2) 地域医療介護総合確保基金計画の策定

(基金計画額) 10,128,443千円

(基金積立額) 5,391,177千円

「地域医療介護総合確保基金」を活用し、関係団体等との協議を行い、「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備」、「地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更」、「居宅等における医療の提供」、「医療従事者の確保」、「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備」の5本柱からなる事業計画を策定する。

#### (3) 病床機能分化・連携を推進するための基盤整備事業(地域医療介護総合確保基金を活用)

760,810千円

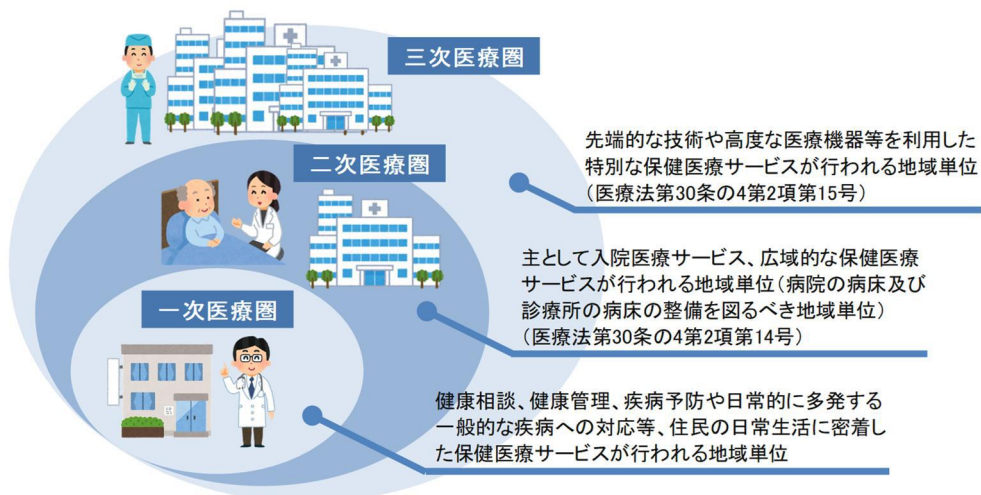
地域医療構想を踏まえ、引き続き、需要増が見込まれる回復期病床への機能転換に必要な改修等の経費を一部補助する。

#### (4) 病床機能再編支援事業(地域医療介護総合確保基金を活用)

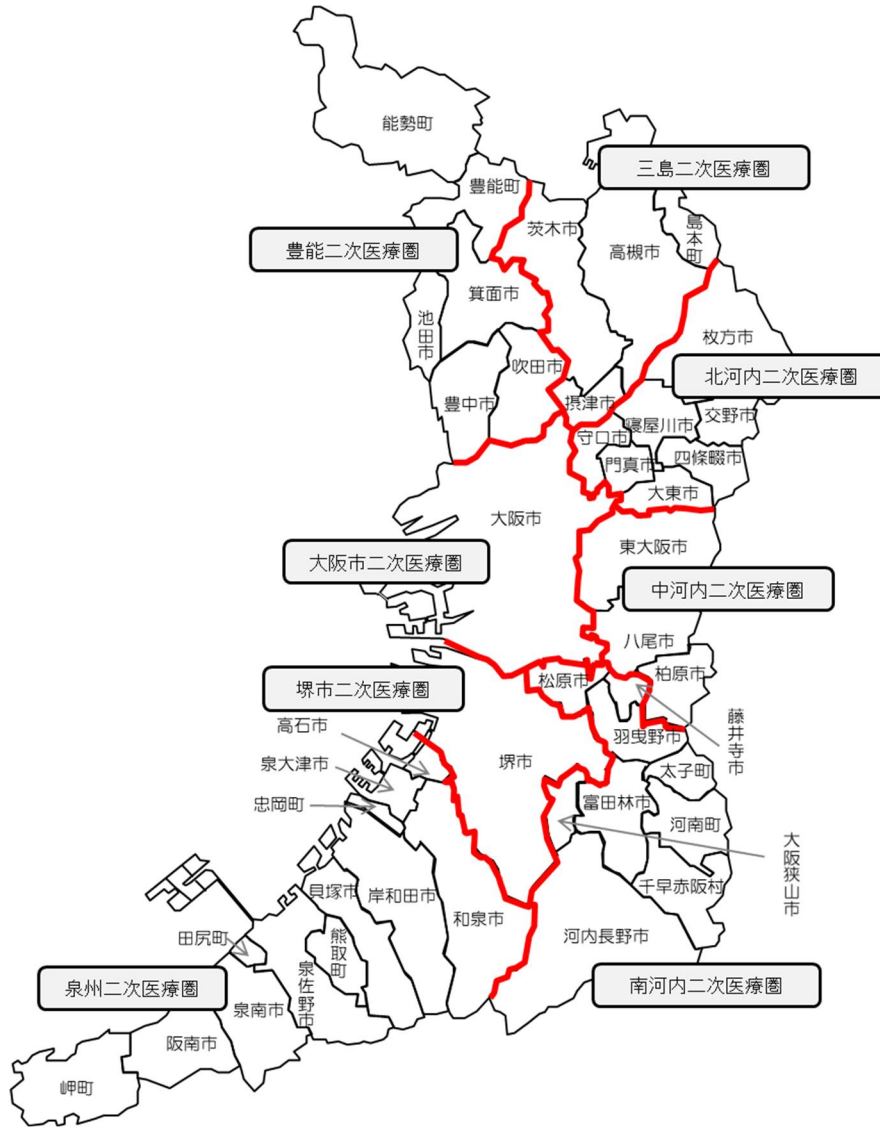
606,024千円

地域医療構想の実現のため、統廃合も含め、病床削減を伴う病床機能再編に取り組む際の財政支援を実施する。

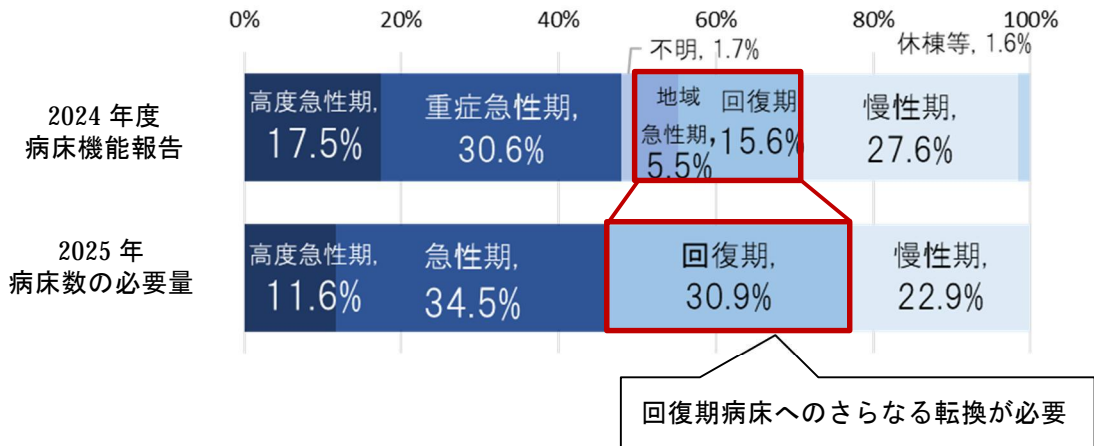
### 《医療圏の概念図》



《二次医療圏の区域》



《病床機能報告の分析と病床数の必要量の比較》



- ① 「急性期」報告病棟を診療実態分析により「重症急性期」と「地域急性期」に分類※  
※不明：診療実績の報告がなく、「重症急性期」と「地域急性期」に分類できない病床
- ② 全病床に占める回復期（「地域急性期」と「回復期」を合わせた病床）の割合と2025年の病床数の必要量の「回復期」の割合とを比較（回復期病床への転換が必要な病床は全体の約9.8%と推計）

- (5) **医療機能情報提供制度の運用** 39, 392千円  
厚生労働省の医療機関等情報支援システム（G-MS）及び医療情報ネットを利用し、府民に対して府内の医療機関（病院・診療所・歯科診療所・助産所等）の医療機能に関する情報提供を実施する。
- (6) **かかりつけ医機能報告制度の推進**（地域医療介護総合確保基金を活用） 15, 365千円  
慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から報告された内容を府民に情報提供するとともに、地域の協議の場で不足する機能の確保のための協議を行う。
- (7) **外国人患者受入体制の整備**（地域医療介護総合確保基金を一部活用） 59, 376千円  
今後の外国人患者の増加に対応するため、電話及びビデオによる多言語遠隔医療通訳サービスや、医療機関・薬局等から寄せられる外国人対応に関する相談等に対応するワンストップ相談窓口の設置により医療機関を支援する。  
また、外国人患者受入れの障壁となる医療費未収金リスク低減のため、医療機関に対し、保険・保証サービスや研修、キャッシュレス化に係る費用等を補助するとともに、外国人患者への対応力を向上させるための研修や、来阪時における効果的な海外旅行保険の加入勧奨を行うことで、外国人患者受入体制の整備を行う。  
加えて、グローバル人材の集積を目指す大阪において、外国人材が安心して過ごせるよう、府内モデル地区内の医療機関における外国人患者対応力を向上させるための研修を実施する。

## 2 在宅医療の推進

高齢化が急速に進む中、住み慣れた生活の場において必要な医療が受けられるよう、介護と相互に補完しながら、在宅医療の推進を図る。

- (1) **人生会議（ACP）の実践促進**（地域医療介護総合確保基金を活用） 78, 796千円  
医療・ケア従事者の人生会議（ACP）指導人材の育成を目的に、訪問看護師等を対象とした研修事業に対し補助を行う。  
また、府民向けの啓発を進めるため、「人生会議の日」に向けた府民参加型イベントの実施や普及啓発動画の作成及び広報、高校生に向けた普及啓発ツール（教材）の作成を行う。さらに、年間を通じた普及啓発として、医療・福祉施設等をはじめ事業者及び府内の児童・生徒への資材配布等を行うとともに、市町村へのセミナー開催支援（補助）や事業者主催の職場研修への支援を行う。
- (2) **在宅医療サービスの基盤整備の推進**（地域医療介護総合確保基金を活用） 317, 771千円  
第8次大阪府医療計画において位置付けた「在宅医療に必要な連携を担う拠点」及び「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」の取組や、災害時等に自院のかかりつけ患者以外にも貸し出せる簡易自家発電装置の整備に対し助成、また、取組促進にかかる研修を実施する。
- (3) **市町村在宅医療・介護連携推進事業の支援**  
福祉部と連携して、在宅医療・介護連携に関する市町村研修会等を行い、広域的に市町村を支援する。
- (4) **在宅医療総合支援事業の実施**（地域医療介護総合確保基金を活用） 13, 114千円  
在宅医療における多職種間連携や看取りにかかる研修、医療介護連携相談窓口人材の広域連携の取組にかかる研修に対し、助成する。
- (5) **24時間対応できる往診体制等の強化**（地域医療介護総合確保基金を活用） 139, 362千円  
在宅医の確保に向けた同行訪問の実施や、災害時を含め連携体制を構築する医療機関の取組に対

し、助成する。

- (6) **在宅医療を支える病院の機能強化**（地域医療介護総合確保基金を活用） 26,518千円  
在宅医療に携わる人材の養成、在宅療養患者の退院支援や急変時対応の機能強化を図る病院の取組に対し助成する。
- (7) **訪問看護ネットワーク事業の実施**（地域医療介護総合確保基金を活用） 43,673千円  
府内訪問看護ステーションの実態を調査するとともに、訪問看護ステーションの相互連携による機能強化や規模拡大を図る各種事業や、在宅人工呼吸器装置患者に対する非常用電源の確保や支援体制強化のための取組に対し、助成する。
- (8) **訪問看護師確保定着支援事業の実施**（地域医療介護総合確保基金を活用） 73,953千円  
各医療機関の看護師間の相互理解を促す研修を行うとともに、訪問看護師のキャリアに応じた各種研修等の事業に対し、助成する。加えて、訪問看護師の離職防止のため、カスタマーハラスメント対策として、福祉部と共同で、相談窓口の設置や訪問看護事業所の利用者に対する啓発等を実施する。
- (9) **死因究明等の体制整備**（地域医療介護総合確保基金を一部活用） 73,806千円  
多死高齢社会に対応した、正確かつ適切な死因を特定する体制を整備するため、臨床医向けの死亡診断書（死体検案書）作成技術向上等の研修や実習生への支援等を実施する。また、府内均てん化のための府モデル事業を実施する。
- (10) **監察医事務所の運営** 152,799千円  
「死体解剖保存法」の規定に基づき、大阪市内における死因の明らかでない死体について、検案やCTによる死亡時画像診断、解剖等を実施し、死因の究明を行う。また、事務所の老朽化対策として、現地建替の実施に向け、建替時の仮移転先にかかる設備等の調査を実施する。

### 3 医療安全の確保

医療の安全の確保に関し必要な措置を講じることにより、府民が安心して医療を受けることができる体制を確保する。

- (1) **病院・診療所への立入検査の実施** 1,539千円  
病院・診療所における医療施設・設備の基準の維持・向上、清潔の保持、医療安全対策の推進等、「医療法」に基づく医療機関に対する立入検査を実施する。  
とりわけ、問題がある医療機関に対しては、無通告による立入検査の実施や、関係者に対する個別面談による事情聴取を行うなど厳正に対処する。
- (2) **医療法人の指導・監督**  
「医療法」に基づく定款（寄附行為）の認可や、法人運営等についての指導を行う。
- (3) **医療関係資格養成施設等の指定・監督**  
各種資格者の養成施設(※)を指定・監督のほか、認定規則等に定める事項を報告させ、内容を確認するとともに定期指導調査を行う。

#### ※養成施設

はり師・きゅう師養成施設、診療放射線技師養成所、理学療法士養成施設、作業療法士養成施設、視能訓練士養成所、言語聴覚士養成所、臨床工学技士養成所、義肢装具士養成所、救急救命士養成所及び柔道整復師養成施設

なお、あん摩マッサージ指圧師の養成施設等については、厚生労働省が指定・監督を実施。

- (4) **医療施設等耐震整備事業** 125,729千円  
地震発生時における適切な医療提供体制の維持を図るため、一般病院を対象に医療施設等の耐震化又は補強等の整備費用の助成を行う。
- (5) **視覚障がい者施術所への支援** 331千円  
視覚障がい者が開設する施術所の整備促進を図るため、施設及び設備の整備に必要な事業資金融資に際し信用保証料を負担する。
- (6) **医療安全支援センターの運営** 3,291千円  
保健所に医療相談窓口を整備し、医療に関する苦情や相談に対応するとともに、医療機関、患者、府民に対して医療安全に関する助言や情報提供を行う。  
また、府内関係機関等による情報交換等を行う医療相談等連絡協議会の設置や医療安全に関する研修会を実施し、医療安全対策を推進する指導者を育成する。

#### 4 地方独立行政法人大阪府立病院機構の運営等

地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「府立病院機構」という。）は、5病院（大阪急性期・総合医療センター、大阪はびきの医療センター、大阪精神医療センター、大阪国際がんセンター、大阪母子医療センター）を設置・運営している。

設立団体である府として、府立病院機構が中期目標及び中期計画を着実に達成できるよう、5病院が担っている精神医療、結核医療、高度な周産期及び小児医療等の政策医療の実施に係る経費に対して運営費負担金を交付すること等により病院運営の取組の支援等を実施する。

##### (1) 大阪府立病院機構運営費負担金

- ① **運営費負担金** 12,669,686千円  
政策医療に係る経費及び元利償還に要する経費等を負担する。
- ② **経営改善強化支援事業** 165,000千円  
府立病院機構が持続的な運営を継続できるよう、経営改善方策を検討し、その実現に向けた伴走支援を実施する。

##### (2) 大阪府立病院機構建設改良資金貸付金

- 2,550,000千円  
施設整備や医療機器更新に係る資金を貸し付ける。令和8年度は、大阪母子医療センター新病院整備事業の入札不調を受け、老朽化している高度医療機器の更新費用を緊急的に増額する。  
なお、大阪母子医療センターの建替整備については、事業期間や事業費等の再検討を行ったうえで取組を進める。

##### (3) 大阪府立病院機構職員共済公的負担金

- 1,925,134千円  
府立病院機構職員に対する基礎年金拠出金等の納付に要する費用のうち、法令に基づく部分（公的負担分）を負担する。

##### (4) 大阪府立病院機構移行前地方債償還費公債管理特別会計繰出金

- 4,132千円  
法人移行前に発行した地方債を償還するため、府立病院機構からの償還負担金を一般会計に一旦収入した後、公債管理特別会計に繰り出す。

##### (5) 大阪はびきの医療センター整備事業費

- 865,988千円  
大阪はびきの医療センターの旧施設撤去に要する費用の一部について貸付等を実施する。

《府立の5病院の概要》

病院名	大阪急性期・総合医療センター	大阪はびきの医療センター	大阪精神医療センター	大阪国際がんセンター	大阪母子医療センター	
基本的な機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救命救急医療、循環器医療等緊急性の高い急性期医療</li> <li>○がん、心疾患・脳血管疾患、糖尿病、生活習慣病、腎移植、難病等に対する専門医療及び合併症医療</li> <li>○障がい者医療及びリハビリテーション医療</li> <li>○災害発生時の医療提供、災害医療コーディネイト等府域における基幹機能</li> <li>○これらの医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○呼吸器疾患、アレルギー疾患、結核・感染症などにおける大阪府域の中核病院としての専門医療及び合併症医療</li> <li>○地域の基幹病院としての急性期・高度専門医療(救急医療、がん、心血管疾患、糖尿病等の生活習慣病、小児・周産期等に対する専門医療)</li> <li>○これらの疾患の医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○精神障がい者の医療及び保護並びに医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修</li> <li>○発達障がい者(発達障がい児)の医療、調査、研究及び教育研修</li> <li>○民間病院対応困難患者の受入</li> <li>○児童思春期専門外来・専門病棟</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○がんに関する診断、治療及び検診</li> <li>○がんに関する調査、研究、治療法の開発及び教育研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妊産婦・胎児。新生児及び小児に対する高度・専門的医療</li> <li>○救急を含め、地域のニーズに応えた幅広い周産期・小児医療</li> <li>○周産期・小児の病因解明・診断・治療・予防法の開発及び母子保健に関する調査・研究</li> <li>○周産期・小児分野の人材育成のための教育・研修</li> </ul>	
所在地	大阪市住吉区万代東	羽曳野市はびきの	枚方市宮之阪	大阪市中央区大手前	和泉市室堂町	
設立	1955年1月(1987年築)	1952年12月(2023年度建替)	1926年4月(2013年度建替)	1959年9月(2016年度建替)	1981年4月(1981年築)	
病床数※	一般	831	354	—	500	375
	結核	—	45	—	—	—
	精神	34	—	473	—	—
	感染症	—	6	—	—	—
	計	865	405	473	500	375

※ 病床数は、医療法上の許可病床数である。

(令和8年4月現在)

5 医療機関等の経営状況の急変に対応する支援

- (1) 施設整備促進支援事業 3,822,633千円  
国庫補助事業の交付対象となる医療機関等に対して建築資材高騰分等の補助を行う。
- (2) 医療機関等物価高騰対策一時支援事業  
(令和7年度補正 重点支援地方交付金を活用) 6,161,835千円  
エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受けている医療機関等の負担軽減を図り、安定的な事業継続を支援するため、物価高騰及び食材料費高騰に対する一時支援を行う。
- (3) 医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業  
(令和7年度補正 国の経済対策予算を活用) 4,903,000千円  
医療機関等における従事者の処遇改善を支援するとともに、物価上昇の影響に対して支援するため、賃上げ・物価上昇に係る支援として、支援金の支給を行う。

## 1 医療従事者の確保

高齢化により急増する医療ニーズに対応するため、医療従事者の適切な確保、とりわけ、医師の地域や診療科による偏在の解消、潜在看護職員の再就職促進が重要な課題となっており、令和6年3月に策定した「大阪府医師確保計画（第8次前期）」（計画期間：令和6年度から令和8年度まで）に基づき、人材の育成・確保・定着に向けた総合的な取組を進めていくとともに、「大阪府医師確保計画（第8次後期）」の策定を行う。

### (1) 医師の確保

医師確保対策を総合的・効果的に実施するため、地域医療支援センターの運営や地域医療確保修学資金等貸与事業等により、地域や診療科間におけるバランスの取れた医師確保の取組を進めるとともに、医療勤務環境改善支援センターを運営し、医師の勤務環境の改善に向けた支援等を行う。

#### ① 医師の養成・確保

- (ア) 大阪府医療対策協議会の運営（地域医療介護総合確保基金を活用） 2, 999千円  
医師確保計画（医療計画において定める医師の確保等に関する事項）等についての協議を行い、今後の医師確保策について検討する。
- (イ) 地域医療支援センターの運営（地域医療介護総合確保基金を活用） 73, 787千円  
地域医療に従事する医師のキャリア形成を支援するとともに、地域や診療科間の医師偏在の解消を図るため、地域医療支援センターを設置し、医学生等へのキャリア面談や医師の派遣調整、診療科別セミナー等を実施する。
- (ウ) 医学生に対する修学資金の貸与（地域医療介護総合確保基金を活用） 109, 889千円  
救急医療や周産期医療等の分野で医師が不足する地域に所在する医療機関で、一定期間勤務することを返還免除の条件とする地域医療確保修学資金等貸与事業を行う。なお、貸与対象については、地域枠として入学した医学生に加え、新たに府内医学部に入学する全医学生を対象に拡充する。
- (エ) 自治医科大学への運営支援等 151, 310千円  
自治医科大学の運営費の一部を負担するとともに、府より学生を推薦する。なお、卒業生は、一定期間公衆衛生分野や医師確保が困難な分野で勤務する義務がある。
- (オ) 臨床研修病院等の審査 1, 508千円  
臨床研修病院又は同病院の指定を受けようとする病院に対して書面審査及び実地調査を行う。

#### ② 医師の定着促進

- (ア) 産科医・小児科医等の定着促進（地域医療介護総合確保基金を活用） 131, 792千円  
医師等に分娩手当等を支給する医療機関に対し、経費の一部を助成する。
- (イ) 女性医師等の離職防止及び定着促進（地域医療介護総合確保基金を活用） 137, 906千円  
勤務環境の改善や復職支援に関する事業を実施する二次救急告示医療機関等に対し、経費の一部を助成する。

#### ③ 医療従事者の勤務環境改善支援及び医師の働き方改革の取組支援

- (ア) 医療勤務環境改善支援センターの運営（地域医療介護総合確保基金を活用） 43, 537千円  
（一社）大阪府私立病院協会に運営を委託し、医師に対する時間外・休日労働時間の上限規制

適用（令和6年度～）後も、各地域における医療提供体制が確保されるよう、医療従事者の勤務実態調査を実施し、その結果を踏まえた支援等を行う。

- (イ) 勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備（地域医療介護総合確保基金を活用）

3,820,512千円

医師の時間外・休日労働時間を短縮すること及び地域医療提供体制を確保することを目的に、勤務医の労働時間の短縮に資する取組等を行う医療機関に対し、経費の一部を助成する。

- (ウ) 業務効率化・職場環境改善に対する支援

2,130,000千円

業務効率化・職場環境改善に資するICT機器等の導入により、生産性の向上を図る病院に対し、経費の一部を助成する。

- ④ 医師確保計画の策定及び医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージへの取組

19,294千円

医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージへの取組の一環として、府内医療機関へ医師の充足状況や勤務実態等の調査・分析を実施し、医師確保計画（第8次後期）を策定する。

## (2) 看護職員の確保

- ① 看護職員の養成・確保

- (ア) 養成施設に対する運営支援（地域医療介護総合確保基金を活用）

1,071,537千円

医療法人及び学校法人等が設置する養成所に対し運営費補助を行うとともに、施設の新・増改築に伴う建築工事費や初度設備の整備費等を助成する。

- (イ) 専任教員及び実習指導者講習会の開催（地域医療介護総合確保基金を活用）

15,461千円

看護師等養成所における専任教員を確保するための専任教員養成講習会や、看護臨床実習に不可欠である実習指導者を確保するための実習指導者講習会を、(公社)大阪府看護協会に委託し、実施する。

- (ウ) 看護師等養成所の指定・監督

5,112千円

保健師・助産師・看護師・准看護師養成所の指定及び監督等を行う。

- (エ) 地域で活躍する看護職員等の確保推進事業（地域医療介護総合確保基金を活用）

59,313千円

保健所、地域の中核的医療機関、関係団体等を中心とした地域包括的感染症対策ネットワークを構築し、人材の育成等を行うとともに、育成した人材等と協働し、医療・福祉関係施設等での感染症への対応力向上を図る。

また、感染管理の専門医療従事者を育成するため、病院が雇用する職員を感染管理認定看護師として養成する場合の受講料の一部や新たに感染管理認定看護師教育機関の運営に要する費用を助成する。

- (オ) 「看護」に関する普及啓発

354千円

功労のあった看護師の表彰を行うほか、府内の高等学校に在学中の高校生を対象に、看護に対する理解を深めるとともに進路の参考となるよう、「一日看護師体験」を実施するとともに、看護職の資格取得に関する情報を掲載したリーフレット「看護への道」を配布する。

- ② 看護職員の定着及び再就業の促進

- (ア) 病院内保育所の整備・運営支援（地域医療介護総合確保基金を活用）

424,030千円

医療法人等が設置する院内保育施設の運営及び施設の新・増改築に係る工事費の一部を助成する。運営費補助については、近隣医療機関の医療従事者に対する児童受入れ体制を整備してい

る場合、一定の要件のもと、加算額を交付する。

- (イ) 新人看護職員研修支援等（地域医療介護総合確保基金を活用） 152,875千円  
 病院において実施する新人看護職員研修に要する経費を助成し早期離職を防止するとともに、新人看護職員を対象とした多施設合同研修を実施する。
- (ウ) ナースセンター事業（地域医療介護総合確保基金を一部活用） 64,150千円  
 （公社）大阪府看護協会内にナースセンターを設置し、資格を持ちながら家庭等に潜在している未就業看護職員に対して、情報提供、再就業支援講習会等の実施、無料職業紹介等の業務を行うナースバンク事業を実施する。  
 また、看護職員離職時の届出制度を活用し、求職・復職に向けたきめ細やかな働きかけによる再就業支援を実施する。  
 加えて、ベテラン看護職員や潜在看護職員等を対象に災害・非常時等に必要な専門研修を実施し、災害時や感染症対応等に活躍できる人材を育成するとともに、災害時・感染症まん延時において、他の医療機関等への派遣に迅速かつ的確に対応できる看護職員（災害支援ナース）を派遣するための体制整備を図る。
- (エ) 潜在看護師等オーダーメイド研修（地域医療介護総合確保基金を活用） 15,000千円  
 体験演習などを中心としたより実践的な離職者のための再就業支援研修を実施し、潜在看護師等のニーズにあった円滑な復職を支援する。

《府内の養成状況》

（令和8年4月現在）

●課程数

区分	保健師	助産師	看護師		統合 (看+保)	5年一貫	准看護師
			3年課程	2年課程			
大学院	3	3	-	-	-	/	
大学	14	9	21	0	1		
短大	1	0	1	1	0		
専門学校等	0	3	33	4	1	0	5
高校	0	0	0	0	0	2	1

※通信制課程及び募集停止を除く。

●入学定員

区分	保健師	助産師	看護師		統合 (看+保)	5年一貫	准看護師
			3年課程	2年課程			
大学院	26	18	-	-	-	/	
大学	210	80	1910	0	100		
短大	40	0	60	130	0		
専門学校等	0	55	1928	165	40	0	230
高校	0	0	0	0	0	110	120
計	276	153	3898	295	140	110	350

※大学については、保健師・助産師課程は看護師課程と重複する数を含んでいる。

※通信制課程及び募集停止を除く。

## 2 救急医療体制の整備

府民が安心して暮らせるよう、「大阪府医療計画」に基づき、初期、二次、三次に至る（小児科や特定科目を含む）府内の救急医療体制の充実に努める。

### (1) 救急医療情報システムの運用等（地域医療介護総合確保基金を一部活用） 647,166千円

消防・医療関係者向けに救急医療情報、災害医療情報を提供するとともに、スマートフォン等を活用した「大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム（ORION）」の運用により、「大阪府傷病者の搬送及び受入れの実施基準」に基づく迅速かつ適切な救急搬送・受入体制の整備や実施基準の運用状況を検証する仕組みを構築する。また、大阪府救急医療情報センターの運営を行う。

- 救急・災害医療で必要な情報を収集・管理し、消防・医療関係者に提供するとともに、ヒートショックの予防啓発やAEDの使用方法等に関する情報を府民に提供
- 休日・夜間急病診療所や救急病院の情報を24時間体制で府民に提供
- 医療圏内の病院に対し一括で緊急搬送要請を実施する機能「まもってNET」を運用
- 二次医療機関での受入困難患者等の受入調整を行う三次ネットワークコーディネート事業を実施

### (2) 救急受入体制の整備（地域医療介護総合確保基金を活用）

#### ① 救急搬送患者の受入促進 691,196千円

救急搬送が困難となっている症例（搬送困難症例）の受入れを行う医療機関に対し、経費の一部を助成する。

#### ② 休日・夜間における小児救急患者の受入促進 233,630千円

入院治療が必要な小児の救急患者を受入れる救急病院の運営費を市町村とともに助成する。また、市町村に対して、小児初期救急の夜間の体制確保に要する医師人件費の一部を助成する。

#### ③ 眼科・耳鼻咽喉科二次救急医療体制の整備 83,111千円

初期救急医療機関で対応できない眼科・耳鼻咽喉科の重症患者を受入れる後送病院を輪番制で確保する。

### (3) 救命救急センターの運営支援等 2,467,739千円

府立中河内救命救急センター（指定管理者：地方独立行政法人市立東大阪医療センター）を運営するとともに、他の救命救急センター（関西医科大学総合医療センター、大阪府済生会千里病院、近畿大学病院、大阪医科薬科大学病院、りんくう総合医療センター）の運営及び医療機器の整備等に対して助成する。また、救命救急センターの機能集約等に係る検討を行う。

《救急医療体制整備状況》

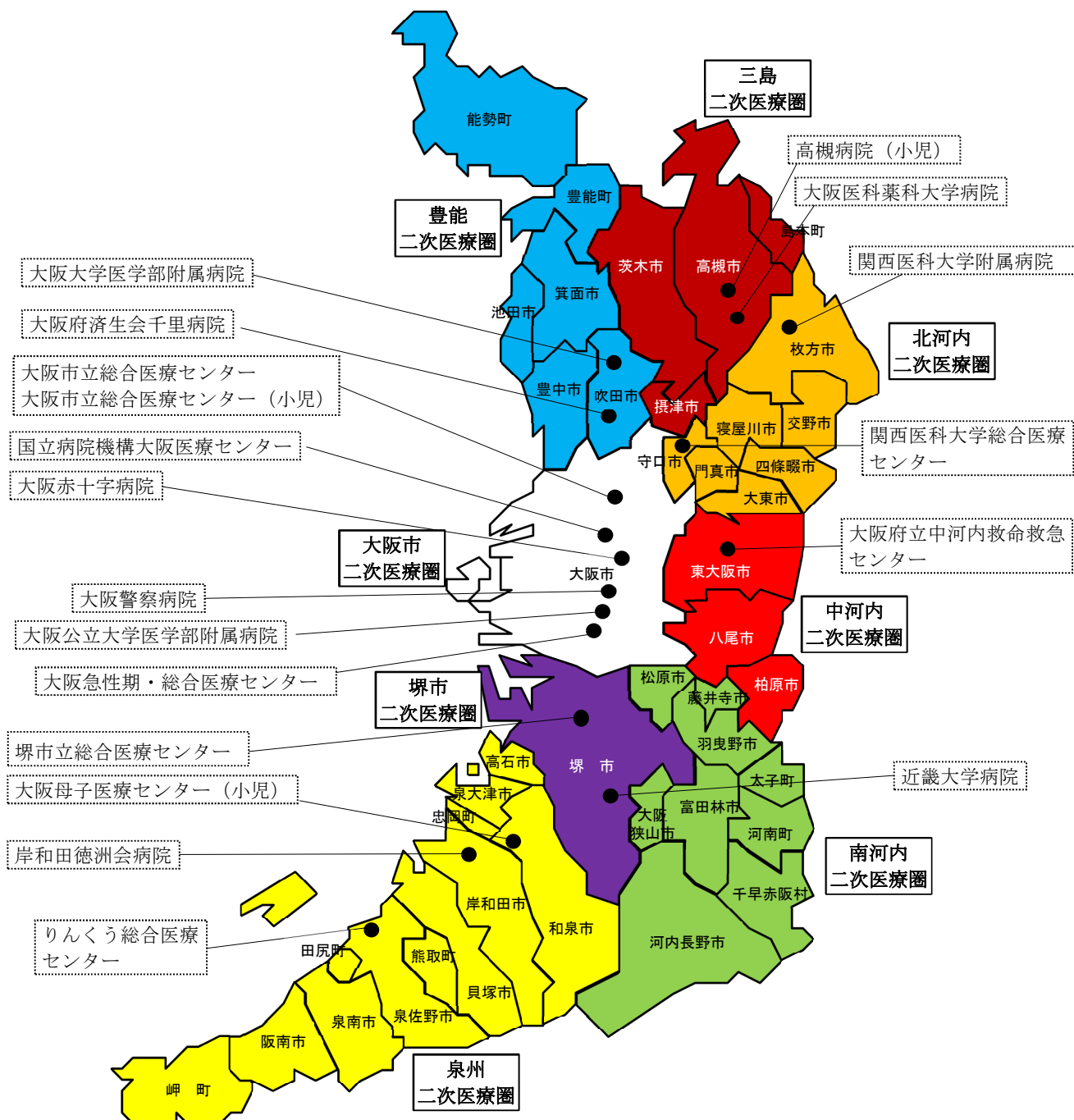
	事項	整備状況
初期救急医療体制	休日急病診療体制	55か所
二次救急医療体制	二次救急医療機関	278か所
三次救急医療体制	救命救急センター	16か所
	小児救命救急センター	3か所

（令和8年4月現在）

### (4) 小児救急電話相談体制の整備（地域医療介護総合確保基金を活用） 73,819千円

適切な受診行動を促すことで夜間の二次救急病院への患者集中を緩和し、救急病院に勤務する医師の負担軽減に繋げるため、小児科医による支援体制のもと看護師による夜間の子どもの急病等に関する電話相談を実施する。

《三次・小児救急医療体制》



(令和8年4月1日時点)

- 救命救急センター施設名
- 小児救命救急センター施設名 (小児)

### 3 災害医療体制の整備

災害拠点病院の整備や医薬品等の確保を行うなど、災害医療体制の整備・充実を図る。

#### (1) 施設の整備等（地域医療介護総合確保基金を一部活用）

- ① 災害拠点病院支援施設に対する医療機器等整備の支援 41,474千円  
基幹災害拠点病院である大阪急性期・総合医療センターに設置する災害拠点病院支援施設（被災者の受入れや初期治療等に必要な病室・機材等を備える。）に対し、必要な医療機器等の整備費用の助成や施設維持に必要な改修工事を行う。
- ② 災害拠点病院における衛星無線の運用 60,978千円  
電話回線が途絶した場合にも医療救護活動を行うことができるよう、災害拠点病院に整備した防災行政無線を適正に維持管理する。また、可搬型の高速衛星通信設備の運用に必要な経費を助成する。
- ③ 救急病院の耐震化等の支援 2,176,632千円  
救急病院に耐震診断や耐震化工事及び非常用自家発電設備や受水槽等の施設整備にかかる経費の一部を助成する。
- ④ 医療機関に対する浸水対策支援 1,352千円  
浸水想定区域に立地する医療機関に対し、浸水対策に係る研修会を実施する。
- ⑤ 医療機関に対するBCP策定・改定支援 25,000千円  
救急病院に、病院個別の状況に合わせたBCP策定・改定にかかる経費の一部を助成する。
- ⑥ 医療機関に対する災害対応訓練実施支援 42,000千円  
救急病院が実施する大規模災害を想定した訓練の企画・運営を支援する。

#### (2) 資機材等の整備

- ① 災害拠点病院における医薬品等の確保 5,775千円  
発災後3日間に入院患者が必要とする医薬品等について、災害拠点病院と契約を締結し、病院備蓄を利用した医薬品等の確保・供給体制を整備する。
- ② NBC災害に備えた災害拠点病院における防護服等資機材の整備 20,000千円  
災害拠点病院がNBC災害時に円滑な医療活動が実施できるよう防護服や除染設備等の整備にかかる経費の一部を助成する。

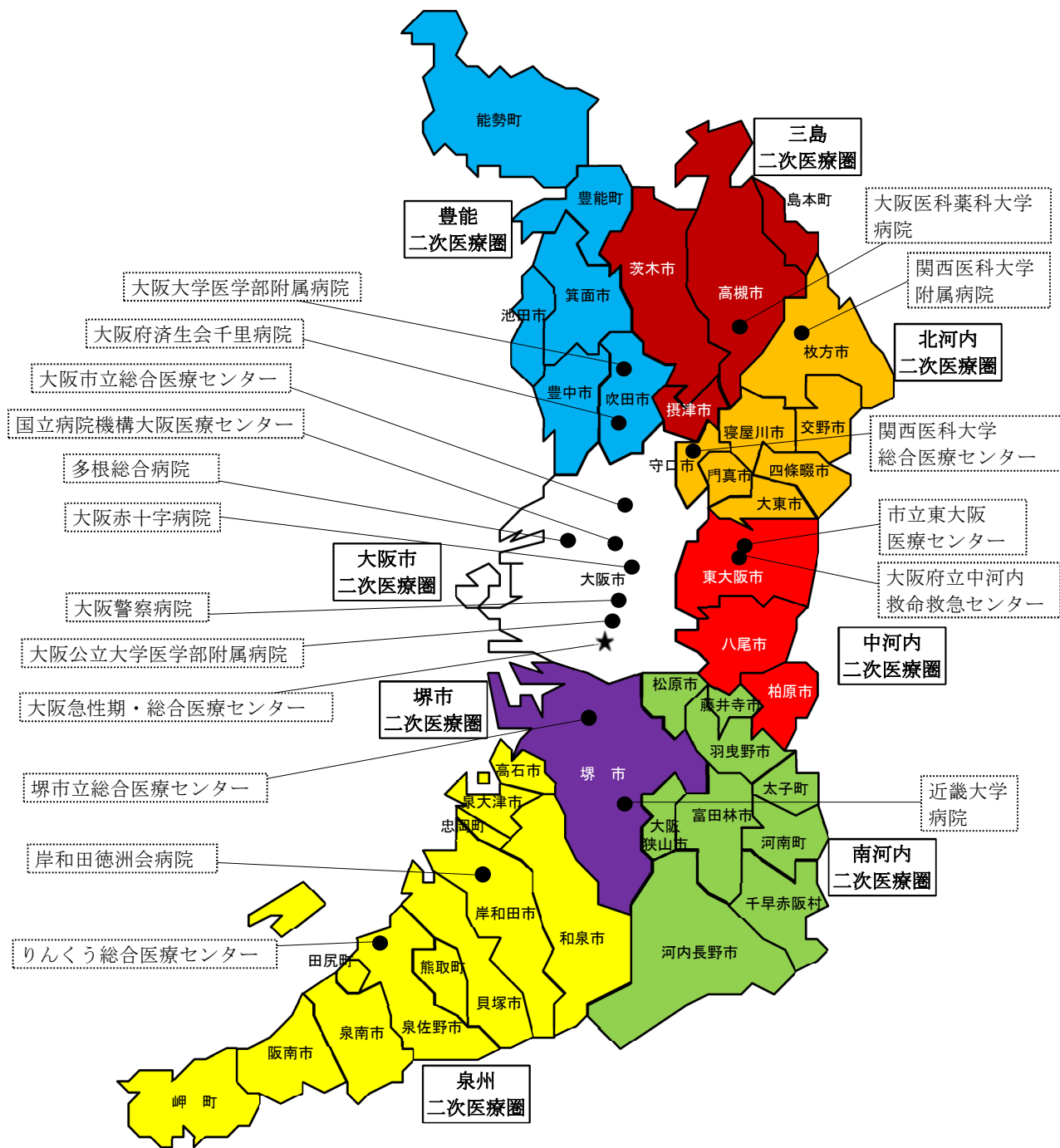
#### (3) 災害派遣医療チーム研修（DMAT研修）の実施等（地域医療介護総合確保基金を一部活用）

40,826千円

大阪DMATの養成や技能維持にかかる研修を実施するとともに、「大阪DMAT」として派遣された者の災害現場での事故に備えた保険料を負担するなど、体制の整備を図る。

また、災害発生時に派遣されるDMAT等の派遣調整や府保健医療調整本部において必要な助言を行う災害医療コーディネーターの養成研修や、平時に救急・災害医療に従事していない医師・看護師等を対象とした災害医療にかかる基礎研修等を実施する。

《災害拠点病院 一覧》



(令和8年4月1日時点)

★ 基幹災害拠点病院  
● 地域災害拠点病院

#### 4 脳卒中、心臓病その他の循環器病対策の推進

6, 075千円

健康寿命の延伸等を図るための脳卒中・心臓病その他の循環器病対策に関する基本法に基づき、循環器病対策に関係する者からの意見聴取等を行う。

また、第2期大阪府循環器病対策推進計画に基づき、循環器病における急性期から維持期までの多職種が連携した一体的な医療提供体制を構築するため、医療従事者等の研修等を行い、包括的な支援体制を整備する。

#### 5 献血の推進

5, 980千円

大阪府赤十字血液センター及び市町村献血推進協議会等と連携のもと、地域・職域・街頭献血を推進し、安定的な献血を確保する。また、若年層を中心とした府民に対する献血の普及啓発を実施する。

加えて、血液製剤の安全性を確保するため、成分献血と400mL献血の推進を図るとともに、検査目的の献血をなくすため、献血の正しい知識や必要性、血液製剤の適正使用の周知及び普及啓発を行う。

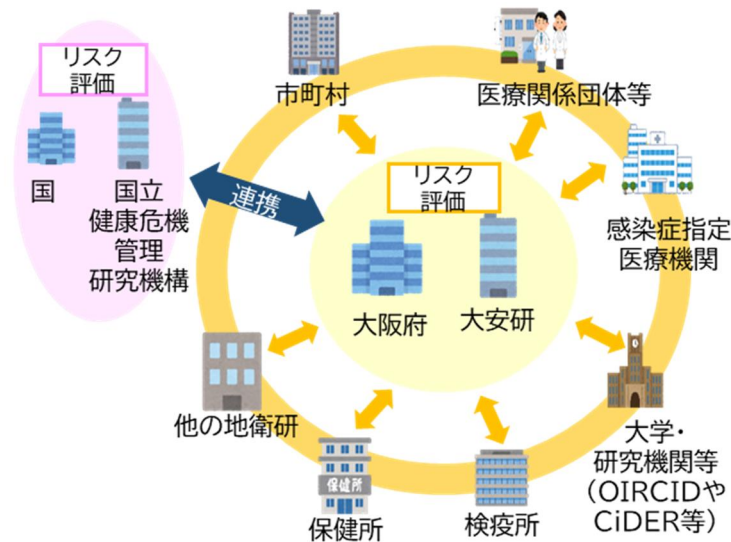
## 6 感染症対策の推進

「大阪府感染症予防計画」及び「大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、感染症の発生予防・まん延防止・医療提供体制の整備等の総合的な感染症対策を推進する。

### (1) 新興感染症への対応等

- ① 医療措置協定締結等による体制整備 18,917千円  
 感染症によるパンデミックに対応できる体制構築に向け、平時から医療措置協定等の締結・更新を行う。また、感染症予防計画に基づく取組状況の進捗確認、関係機関間の連携を図る。
- ② 協定締結医療機関に対する施設設備整備支援 681,620千円  
 新興感染症発生・まん延時の備えを強化するため、新興感染症の対応を行う旨の協定を締結した医療機関が行う設備整備に対し、補助を行う。
- ③ 新型インフルエンザ等対策 1,352,171千円  
 「大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、幅広い呼吸器感染症等の発生等に備え、大阪府及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「大安研」という。）を中心に、大学等と連携したリスク評価ネットワーク体制を構築するほか、リスク評価への活用をめざして、大安研及び大阪公立大学の下水サーベイランス研究を支援する。また、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行うことにより、府民等の適切な行動を促進するとともに、医療機関に対する訓練・研修等を強化し、有事における医療提供体制の構築に備えた対策を進める。加えて、国が示す備蓄方針に基づき、個人防護具及び抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等を推進する。

<情報収集・分析に係るネットワーク（イメージ図）>



### (2) 発生予防の推進

- ① 感染症情報センターによる情報の収集・提供等 92,029千円  
 感染症の疾患ごとに全数把握（全医療機関から報告）、定点把握（区域毎に定められた医療機関から報告）及び病原体定点（検体提出による病原体情報）による発生状況の正確な把握と分析を行い、結果を速やかに感染症情報センターのホームページにて提供するとともに、府のホームページにおいても、感染症の予防・啓発を行う。

- ② 予防接種に係る取組 187,836千円  
 予防接種事業や予防接種後の健康状況調査事業等を行うほか、「予防接種法」に基づき市町村が実施する予防接種健康被害者への救済事業に対して補助を行う。
- ③ 風しんワクチン接種の促進 56,301千円  
 風しんの抗体価が十分でなく、ワクチン接種が必要と判定された妊娠を希望する女性とその配偶者等に対し、市町村が実施する風しんワクチン接種費用への助成事業に対し補助を行う（府内全市町村が助成事業を実施）。
- ④ 造血細胞移植等後の定期予防接種ワクチン再接種の促進 817千円  
 定期の予防接種で得た免疫が造血細胞移植や化学療法によって失われた場合の再接種費用を助成する市町村に対し補助を行う。
- ⑤ HPVワクチン接種体制強化事業 8,234千円  
 HPVワクチン接種の積極的勧奨が令和4年4月から再開されたことから、接種前の懸念不安や接種後に生じた様々な症状等に関する相談体制の強化を行う。
- ⑥ 新型コロナウイルスワクチンに係る専門的相談体制の確保 4,260千円  
 副反応等に対する専門的な相談窓口の設置及び専門的医療体制を確保する。
- (3) まん延防止の推進**
- ① 先天性風しん症候群の抗体検査の実施 34,925千円  
 妊娠を希望する女性等に対し、抗体価を確認するための抗体検査を協力医療機関において無料で実施する。
- ② HIV（ヒト免疫不全ウイルス）・エイズ（後天性免疫不全症候群）等の相談指導及び検査体制の充実 45,224千円  
 保健所に相談窓口を設置するとともに、大阪市と共同して外国語による「外国人エイズ電話相談事業」を実施する。  
 また、エイズ治療拠点病院等の担当医師からの要請に基づき、HIV陽性者及びその家族等の心理的、社会的支援を行うエイズ専門相談員を派遣する。  
 HIV等検査については、保健所や郵送による無料・匿名の検査を実施するとともに、大阪市と共同して、平日夜間や休日に検査を受けられる検査場を運営する。  
 さらに、性感染症に関する正しい知識の普及啓発事業を実施するとともに、早期発見のため、保健所等においてクラミジアトラコマチス検査、HBV（B型肝炎ウイルス）検査及び梅毒血清反応検査を実施する。流行している梅毒については、検査機会を拡充するとともに、若年層等の感染者報告数の多い層を中心に啓発を強化する。
- ③ 蚊媒介感染症対策の実施  
 「大阪府蚊媒介感染症（デング熱・チクングニア熱及びジカウイルス感染症）対策・対応マニュアル」（平成30年12月策定）に基づき、蚊の刺咬に関する防除対策についての府民への啓発や各自自治体と共同した蚊媒介感染症の予防対策を行う。
- ④ エボラ出血熱などの海外における流行感染症に関する対策の実施  
 海外感染症について、WHO（世界保健機関）やCDC（米国疾病予防管理センター）などの情報を確認し、流行の拡大により国内での発生が憂慮された場合には厚生労働省との協議の上、保健所設置市、市町村、医療機関などと連携し、感染対策を行う。

(4) 医療提供体制の整備

- ① 感染症患者の指定医療機関への移送 1, 564千円  
 感染力が極めて高く、ヒトに感染させる危険性が高い感染症の患者を、アイソレータ（感染症患者搬送用陰圧式移動ベッド）により感染症指定医療機関へ移送する。なお、現在所有する移送車のうち1台については、患者負担の軽減等を考慮して、車椅子型のアイソレータを搭載できる仕様としている。
- ② 感染症患者への医療費助成 794千円  
 入院勧告を受けた患者に対し、全額または一部医療費の負担を行う。
- ③ 指定医療機関に対する運営支援 196, 829千円  
 各感染症指定医療機関に対し、運営費や施設設備に対する補助を行う。
- ④ HIV・エイズ医療体制の充実 808千円  
 「大阪府感染症対策審議会エイズ対策及び医療連携推進部会」等を通じて、HIV陽性者等が安心して適切な治療が受けられる医療連携体制の推進・充実を図る。  
 また、地域の医療機関がHIV陽性者等を受け入れられるよう、支援のノウハウやHIV・エイズの基礎知識、最新の情報を啓発するための研修等を行う。

《感染症発生動向調査等対象疾患及び疾患ごとの医療体制》

対象疾患	把握方法	主な対応	医療体制	医療費負担
一類感染症 (ペスト、エボラ出血熱等 7疾患)	全数把握	原則として入院	第一種感染症指定医療機関 (大阪府：3病院4床) ※②	医療保険適用 (残額(入院に係る分)は公費負担)
二類感染症 (結核、SARS等 7疾患)	全数把握	状況に応じ入院	第二種感染症指定医療機関 (大阪府：6病院72床) ※③ 結核病床を有する医療機関 (大阪府：5病院228床) ※④	
三類感染症 (腸管出血性大腸菌 感染症等5疾患)	全数把握	特定業務への就業制限	全ての医療機関	医療保険適用 (残額は自己負担)
四類感染症 (マラリア、エムポックス等44 疾患)	全数把握	輸入規制・消毒・物件の廃棄		
五類感染症 (風しん、麻しん等25疾患)	全数把握	発生動向の把握・提供		
五類感染症 (感染性胃腸炎、ARI〈急性呼吸器感染症〉等26疾患)	定点把握			
新感染症	全数把握	原則として入院	特定感染症指定医療機関 (全国：4病院10床、 大阪府：1病院2床) ※①	全額公費 (医療保険適用なし)
新型インフルエンザ等感染症 (新型、再興型インフルエンザ 新型、再興型コロナウイルス 感染症の4疾患)	全数把握		大阪府新型コロナウイルス 感染症患者等受入医療機関	医療保険適用 (残額(入院に係る分)は公費負担)
指定感染症	全数把握	一類～三類感染症に準じた措置		

(令和8年4月現在)

【大阪府内の感染症指定医療機関】

※①特定感染症指定医療機関：りんくう総合医療センター2床

※②第一種感染症指定医療機関：大阪市立総合医療センター1床、堺市立総合医療センター1床、  
りんくう総合医療センター2床

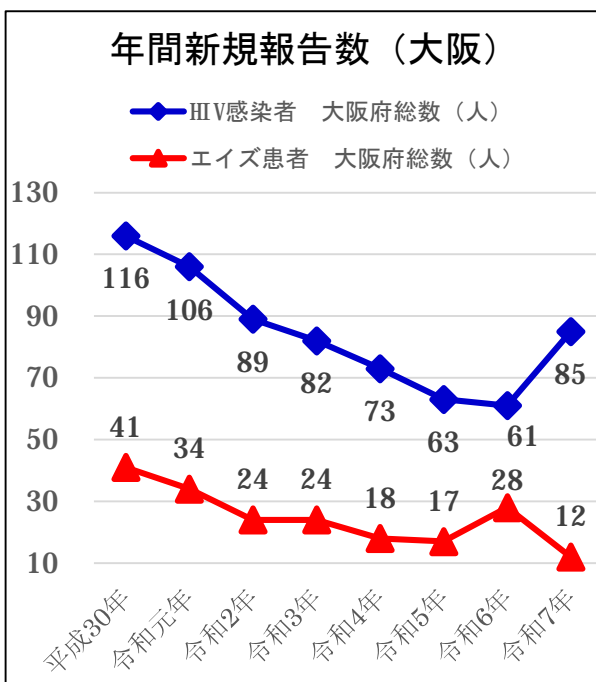
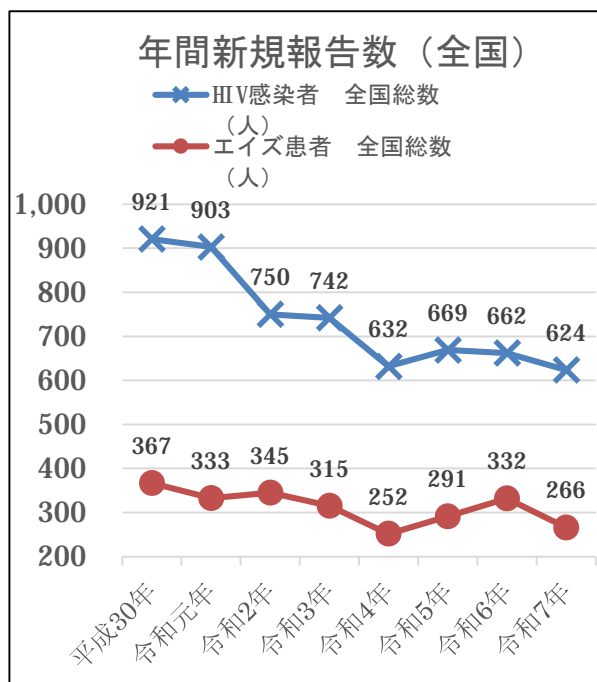
※③第二種感染症指定医療機関：市立豊中病院14床、市立ひらかた病院8床、  
大阪市立総合医療センター32床、堺市立総合医療センター6床、  
りんくう総合医療センター6床、大阪はびきの医療センター6床

※④結核病床を有する医療機関：大阪複十字病院30床、阪奈病院99床、大阪はびきの医療センター45床、  
大阪市立十三市民病院39床、近畿中央呼吸器センター15床

《参考：H I V感染者、エイズ患者 年間新規報告数》

		大阪府				全国			
		総数	同性間 性的接触	異性間 性的接触	その他	総数	同性間 性的接触	異性間 性的接触	その他
平成30年	H I V感染者	116件	78%	9%	13%	921件	71%	17%	12%
	エイズ患者	41件	51%	17%	32%	367件	55%	23%	22%
令和元年	H I V感染者	106件	70%	15%	15%	903件	72%	15%	13%
	エイズ患者	34件	53%	12%	35%	333件	54%	17%	29%
令和2年	H I V感染者	89件	73%	8%	19%	750件	72%	13%	15%
	エイズ患者	24件	54%	21%	25%	345件	55%	17%	28%
令和3年	H I V感染者	82件	70%	12%	18%	742件	72%	12%	16%
	エイズ患者	24件	46%	17%	38%	315件	49%	17%	33%
令和4年	H I V感染者	73件	71%	15%	14%	632件	70%	16%	14%
	エイズ患者	18件	56%	11%	33%	252件	50%	21%	29%
令和5年	H I V感染者	63件	68%	10%	22%	669件	71%	13%	15%
	エイズ患者	17件	47%	12%	41%	291件	54%	15%	31%
令和6年	H I V感染者	63件	62%	21%	17%	664	63%	16%	21%
	エイズ患者	28件	61%	18%	21%	336	51%	16%	32%
令和7年	H I V感染者	85件	72%	10%	18%	624件	65%	15%	20%
	エイズ患者	12件	42%	33%	25%	266件	52%	20%	28%

※令和7年については速報値



※令和7年については速報値

(5) 集団発生等緊急時連絡体制の整備

近畿府県感染症担当者連絡会等の開催により、国・自治体間の連絡体制の確保を図る。

(6) 感染症に関する知識の普及及び人材の養成等

インターネット等の活用やリーフレット等の作成、報道機関との連携のほか、府民向けセミナーや保育士や養護教員等への研修を実施し、感染症に対する正しい知識や対処法を普及する。

また、全ての保健所に配置している感染症対策の担当者、医療機関の医師に対し研修を実施する。

さらに、ペット等の動物由来感染症に関しては、関係部局と連携を図り専門家の意見を参考に対策を講じる。

- ① 感染症対策従事者研修の実施 927千円

各保健所における感染症対策の担当者に研修を行い知識等の向上を図る。

- ② 感染症に関する普及・啓発（性感染症予防を含む） 28,799千円

感染症の発生予防やまん延防止に加え、差別や偏見をなくすことを目的とした啓発を行う。また、観光客向けの多言語リーフレットの作成等の啓発を行う。

- ③ 動物由来感染症に関する調査の実施 1,273千円

府内での各種サーベイランスを実施し、その状況を検討のうえ、各部局との情報共有や対策を図る。

(7) 衛生検査所への立入検査等の実施 1,177千円

臨床・衛生検査技師免許の進達を行うとともに、衛生検査所の精度管理調査及び立入検査等を実施する。

また、臨床検査技師養成施設の指定及び監督に係る事務を行う。

7 結核対策の推進

府内における新登録結核患者数・り患率は、依然、全国平均を大幅に上回り、厳しい状況にあることから、保健所設置市や医師会をはじめ保健医療関係機関と連携を図り、結核事情の改善に向けた事業を推進する。

《新登録結核患者数・り患率年別推移》

	府保健所管内（※1）		大阪府		全国	
	新登録患者数	り患率（※2）	新登録患者数	り患率（※2）	新登録患者数	り患率（※2）
令和2年	342人	12.6	1,400人	15.8	12,739人	10.1
令和3年	277人	10.2	1,171人	13.3	11,519人	9.2
令和4年	280人	10.4	1,118人	12.7	10,235人	8.2
令和5年	276人	10.3	1,145人	13.1	10,098人	8.1
令和6年	258人	9.7	1,118人	12.8	10,051人	8.1

※1 大阪市、堺市、高槻市、豊中市、東大阪市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市を除く。

※2 人口10万人対。

(1) 結核患者に対する検査等の実施

- ① 接触者に対する健康診断等の実施 30,768千円

結核患者の家族、接触者を対象とする結核検診の実施や医療放置者、経過観察者に対する精密検査を実施する。

- ② 再発早期発見のための患者状況の把握 1, 648千円  
医療機関への照会等により、治療が終了した結核患者の状況を把握する。
- ③ 適正な治療と二次感染防止のための保健師による家庭訪問指導等の実施 1, 526千円  
保健師の家庭訪問指導及び結核登録者に対し結核菌検査等を実施する。
- ④ 高齢者等、特に重要な階層に対する結核健診等の実施 10, 858千円  
結核対策上、特に重要な地域及び階層等に対する重点的・効果的な各種事業を実施する。
  - (ア) デインジャー層（発病した場合に多くの人に感染させる恐れのある職業に従事する者）及びハイリスク層（免疫低下により発病するケースが多い高齢者層）等に対する結核健診推進事業
  - (イ) 患者の治療成績情報を収集・分析し検討することで課題を抽出し、効果的な治療へ結び付けていく結核患者治療成績評価推進事業
  - (ウ) 外国人結核患者及び接触者への対策  
外国人結核患者へ母国語による情報提供を行い、入院や健康診断受診に対して理解を得るために、入院勧告書、健康診断勧告書、ホームページの多言語化を進める。また、母国語による健診受付ができるようにする。
- (2) 検査の実施等に対する支援
  - ① 定期健康診断実施への支援 23, 766千円  
私立学校や施設設置者に対し、定期健康診断に要する経費を助成する。
  - ② 結核治療の医療費助成 69, 375千円  
「感染症法」に基づき、結核治療に要する医療費の公費負担を行う。

## 8 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の運営

- (1) 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の法人支援 1, 803, 720千円  
大阪市と共同で設立した地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「大安研」という。）は、調査研究、試験検査、地域保健に関する情報の収集・整理・活用及び研修指導等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的な支援を行っている。  
設立団体である府として、大安研が中期目標及び中期計画を着実に達成できるよう、運営に必要な経費を交付するとともに、府市研究所の統合効果を最大限発揮し「西日本の中核的な地方衛生研究所」としての機能を果たせるよう、サポートを行う。

## 1 難病対策の推進

難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることから、難病の特性に応じて保健・医療・福祉その他関連施策と連携した総合的な取組が必要とされている。これを踏まえ、患者の経済的負担を軽減するため、医療費助成を行うとともに、保健所、大阪難病相談支援センター、大阪難病医療情報センターにおいて難病患者等に対する療養生活支援事業を行う。

### (1) 地域における難病対策及び慢性疾患児童対策の維持向上 664千円

「大阪府難病児者支援対策会議」において各分野の専門家と意見交換を行うことにより、難病患者等の実情や課題を情報共有し難病対策等の維持向上を図る。

### (2) 相談・情報提供機能の充実 29,929千円

#### ① 大阪難病相談支援センターの運営

難病患者・家族等の療養上・生活上の悩み、不安等の解消を図るとともに、電話や面談等による相談、患者会等の交流促進など、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細かな相談支援を行う。

#### ② 大阪難病医療情報センターの運営

大阪府難病診療連携拠点病院等を中心とした連携体制を構築することにより、医療的側面から在宅難病患者の医療相談や、医療提供体制の充実及び療養生活支援を保健所や関係機関と連携の下で行う。

### (3) 医療費の助成 15,491,614千円

#### ① 難病患者に対する医療費助成

##### ○難病法に基づく医療費助成

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたる療養が必要となるものの中から、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて指定する指定難病の患者に対して、保険診療における医療費助成を行う。

※対象疾病は、大阪府地域保健課ホームページに掲載。

(URL <http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/atarasiiryousei/index.html>)

##### ○特定疾患医療費援助

国が指定するスモン等の4対象疾病の患者に対して、保険診療における医療費助成を行う。

##### ○大阪府指定疾患医療援助

蛋白喪失性腸症、肺線維症及び悪性腎硬化症の3疾患の患者に対して、保険診療における医療費助成を行う。

#### ② 先天性血液凝固因子欠乏症等患者に対する医療費助成

先天性血液凝固因子欠乏症等について、保険診療における医療費助成を行う。

※先天性血液凝固因子欠乏症一覧は、大阪府地域保健課ホームページに掲載。

(URL <http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/senntenn/index.html>)

### (4) 地域における難病対策の推進 45,614千円

#### ① 保健所による患者等への支援

様々な問題を抱えている難病患者等に対し、保健所において、保健師の相談・訪問指導や理学療

法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等による専門的指導を行う。

また、難病患者等への地域における療養生活支援体制を整備するため、協議会の運営、保健・医療・福祉に関する相談会や患者・家族の交流会等の事業や、市町村に対する個別避難計画作成の働きかけを実施する。この他、災害時の安否確認には「安否確認システム(ANP i S)」を活用する。

② 患者を抱える家族への緊急時における支援（在宅難病患者一時入院事業）

在宅難病患者が、介護者の疾病等の理由により介護が受けられなくなった場合に、緊急一時的に入院することができる病床を確保する。

③ 発災時の在宅難病患者に対する支援体制の整備（地域医療介護総合確保基金を活用）

発災時に、在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に適切な支援が行えるよう、医療機関に対して研修を実施する。

④ 難病患者ひなんサポーターの育成（地域医療介護総合確保基金を活用）

保健所の要請に応じて人工呼吸器装着難病患者の見守り活動などを行う「難病患者ひなんサポーター」を育成するため、研修を実施する。

## 2 精神保健・医療の推進

### (1) 精神保健の推進

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、「自殺対策基本法」、「アルコール健康障害対策基本法」、「ギャンブル等依存症対策基本法」、「大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例」等に基づき、精神障がい者の権利の擁護を図りつつ、適切な医療及び保護を行い、府民のこころの健康の保持・増進等、精神保健関係施策の推進を図る。

① 各種依存症患者への支援の充実 567, 515千円

アルコール・薬物・ギャンブル等といった依存症の当事者・家族などに対する治療体制や相談支援体制及び回復支援体制の強化を図るとともに、依存症問題に関する関心と理解を深めるための普及啓発活動を実施する。

また、「第3期大阪府アルコール健康障がい対策推進計画」を策定するとともに、普及啓発・相談支援体制・治療体制・切れ目のない回復支援体制の強化を図り、アルコール健康障がい対策を計画的に推進する。

さらに、「第3期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」（令和8年3月策定）に基づき、令和11年度の「（仮称）大阪依存症対策センター」の開設に向け、必要な人材養成、確保などを進めるとともに、実証実験等を踏まえ、基本構想・計画の作成や相談支援、情報発信等の機能の具体化を行う。加えて、医療関係者や民間支援団体等と連携を図り、依存症対策を総合的に推進する。

あわせて、「ギャンブル等依存症対策基金」の周知を図るとともに、基金を活用した補助事業を実施する。

② 自殺対策の推進 144, 609千円

令和5年3月に策定した「大阪府自殺対策計画」に基づき、相談支援従事者等の対応力の向上をめざす人材養成や、重層的な対応を可能とするための相談窓口の強化、保健所や市町村、民間団体等によるネットワークの構築を推進するとともに、産後うつ等妊産婦のこころの健康への対応等を行う「大阪府妊産婦こころの相談センター」、自殺者数が増加傾向にある若年層を対象とするSNSを活用したこころの悩み相談「大阪府こころのほっとライン」を引き続き実施する。

また、孤独・孤立対策など関連施策との連携を強化して民間団体等との協働を推進する。

- ③ 府保健所におけるこころの健康相談等の実施 24,750千円  
府保健所において、総合的なこころの健康相談や精神障がい者の保健・医療の相談・訪問等を行う。

## (2) 精神科医療の推進

### ① 精神科医療体制の整備

- (ア) 適正な精神科医療の確保 43,269千円

府内（大阪市・堺市・吹田市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市内を除く。）における精神科病院（精神科病床を有する病院）に対し、入院患者の人権尊重を基本とした適正な医療の提供と処遇の向上及び虐待の防止を図るため、報告徴収、立入調査及び入院患者への診察を実施した上で、必要な指導を行う。

また、令和4年の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正により、精神科病院における障がい者虐待防止の規定が新設されたことから（令和6年4月施行）、府内（大阪市・堺市内を除く。）の精神科病院における虐待通報受付窓口を設置し、虐待が疑われる場合は、府内（大阪市・堺市・吹田市・枚方市・八尾市・寝屋川市内を除く。）の精神科病院に対し、報告徴収、立入検査及び入院患者への診察を実施した上で、必要な指導を行う。

また、「精神医療審査会」において、医療保護入院届、更新届、入院患者等からの退院又は処遇改善請求等の審査を行う。

さらに、入院者訪問支援事業を実施するとともに、「精神科医療機関療養環境検討協議会」の運営を行う。

- (イ) 精神障がい者への医療費助成 24,492,635千円

大阪府知事が、法律に基づき入院させた精神障がい者の入院医療費及び支給を認定した在宅精神障がい者の通院医療費について、保険診療における医療費助成を行う。

- (ウ) てんかん診療の地域連携体制の整備 1,077千円

「てんかん支援拠点病院」において、専門的な相談や治療、関係機関との連携・調整、普及啓発等を行う。

- ② 精神科救急医療体制の整備（救急患者の受入病院の確保等） 515,910千円

府内精神科病院における夜間・休日の措置診察等の実施、入院受入医療機関の確保及び一般科救急病院に搬送された精神疾患を有する身体合併症患者への対応体制の整備に取り組むとともに、専門相談員等による府民、救急隊、警察等からの受診・入院等の医療相談に対応する。

## 3 母子保健・医療の推進

成育医療等基本方針に基づき、全ての成育過程にある者等が健やかに育つ社会の実現を目的とした、「健やか親子 21」を通じた母子保健推進に係る取組として、市町村による住民に身近な施策の充実に向けた支援や広域調整を行うとともに、府が実施すべき専門性の高い施策の展開を図る。

また、市町村等が実施する医療費給付について、費用負担を行う。

さらに、大阪府医療計画（第7章第9節 周産期医療）等に基づき、高度専門的な周産期医療を効果的に提供する周産期母子医療センターの運営補助等により、限られた医療資源を有効に活かしながら、将来を見据えた周産期医療提供体制の整備を図る。

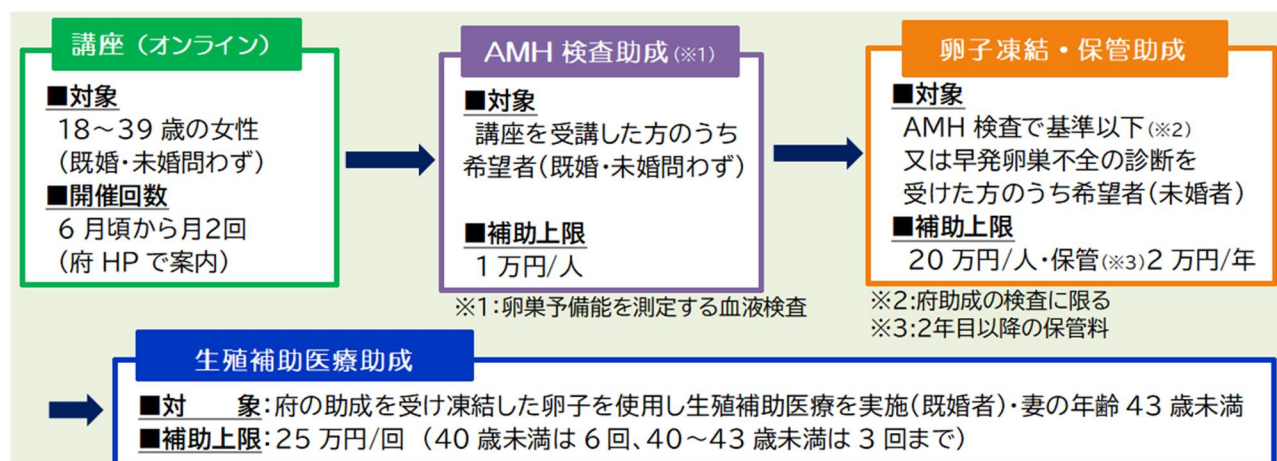
### (1) 母子保健の推進

- ① 児童虐待発生予防対策 11,065千円

「予期せぬ妊娠」等で妊娠に悩む人が、孤立することなく必要な支援を受けられるよう、相談窓口を設置するとともに、関係機関が連携して妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する体制を整備する。

- ② 母子保健コーディネーターの育成 819千円  
市町村保健師及び助産師を対象とした母子保健コーディネーターの育成研修や、妊娠・出産包括支援推進連絡会議を行い、市町村が事業主体となる妊娠・出産包括支援事業の円滑な実施を支援する。
- ③ 妊産婦のメンタルヘルスネットワークの構築 11,030千円  
妊産婦が安心して出産できる環境を整備するため、妊産婦のメンタルヘルスに関する課題に対応する医療機関、市町村、関係機関等と連携したサポート体制のネットワーク構築を図る。
- ④ 障がい・難病児等への支援 8,974千円  
専門的なサービスを必要とする障がい・難病児等の地域での支援体制の整備（小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を含む）を推進する。  
また、「大阪府難病児者支援対策会議」の各分野の専門家と意見交換を行うことにより、難病患者等の実情や課題を情報共有し、難病対策等の維持向上を図る。
- ⑤ 移行期医療支援体制の整備 4,728千円  
小児慢性特定疾病の児童が成人後も適切な医療を受けられるよう、移行期医療支援センターを設置し、小児診療科と成人診療科の連携体制の整備並びに小児慢性特定疾病児童及びその家族等の移行期における相談支援を実施する。
- ⑥ 先天性代謝異常等検査の実施 247,677千円  
先天性代謝異常症、先天性副腎過形成症及び先天性甲状腺機能低下症の早期発見及び早期治療が図られるよう、府内の医療機関で出生した新生児を対象に「マススクリーニング検査」を実施する。  
また、国が実施する実証事業に参画し、重症複合免疫不全症及び脊髄性筋萎縮症を対象とする新生児マススクリーニング検査を実施する。
- ⑦ 難聴児早期発見・早期療育体制の整備 626千円  
新生児の聴覚障がいの早期発見・早期療育が図られるよう、府内一元的な検査体制を整備する。
- ⑧ 不妊症・不育症等に関する相談及び情報提供等の実施 20,044千円  
大阪府、大阪市及び堺市での「おおさか性と健康の相談センター」の共同運営及び関係機関等による協議会を通じ、不妊症・不育症やプレコンセプションケア（男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す取組）等、妊娠・出産に関する専門相談や情報提供を実施し、相談者への精神的・心理社会的支援の充実と、性と生殖に関する正しい知識の普及啓発を図る。
- ⑨ 不育症検査への助成 4,900千円  
国が創設した助成事業を活用し、現在研究段階にあり保険適用を見据え先進医療として実施される不育症検査に要する費用の一部を助成する。
- ⑩ プレコンセプションケアの推進及び早発卵巣不全患者等に対する妊よう性温存治療費の助成 53,830千円  
プレコンセプションケアに関する講座を実施するとともに、卵巣予備能を測定するための検査費を補助するほか、卵巣予備能が低下している方に対し、卵子凍結の実施や保管に係る費用及び生殖補助医療に係る費用を助成する。

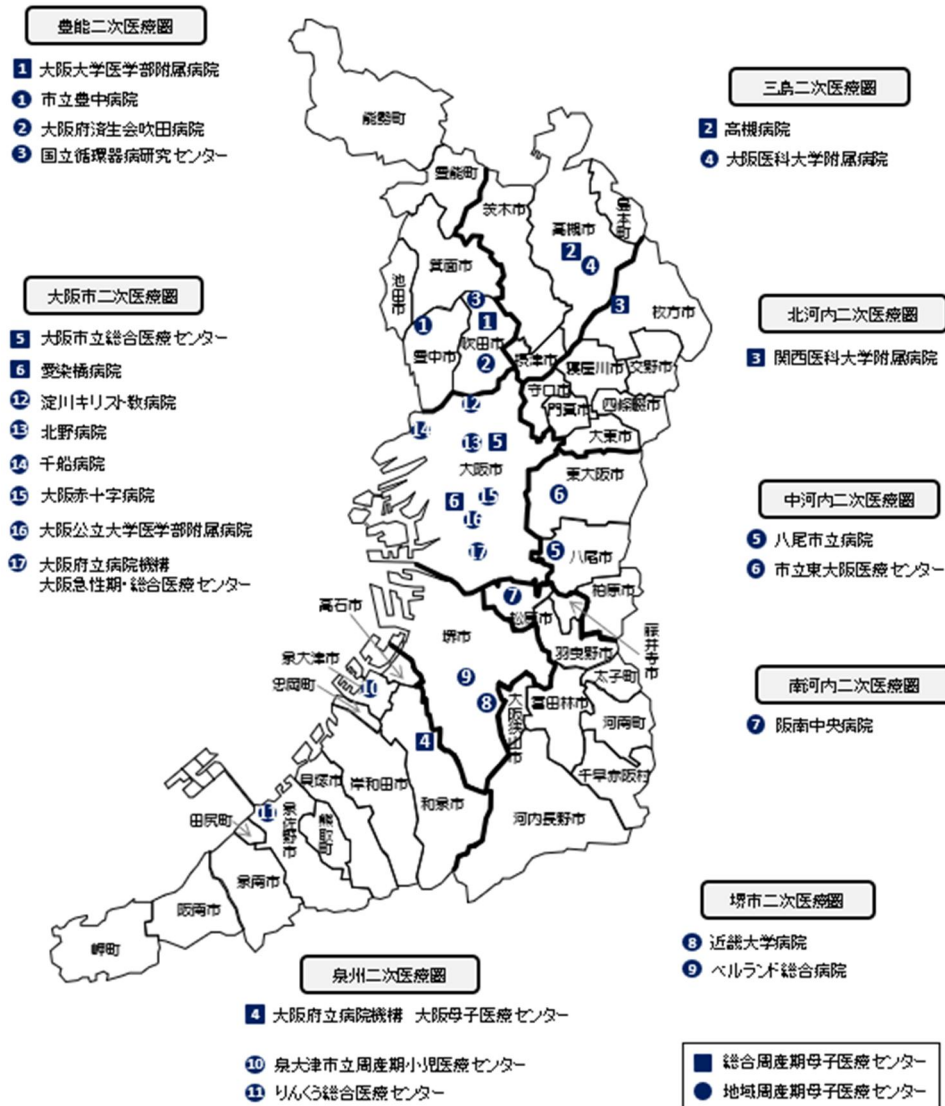
【事業実施イメージ】



- ⑪ 「旧優生保護法補償金等受付・相談窓口」の運営 16,047千円  
「旧優生保護法補償金等支給法」に基づく補償金等請求やこれに係る相談を受け付けるとともに、請求内容の調査や支給対象となりうる方へ情報が届くよう積極的な周知・広報を行う。
- ⑫ 小児慢性特定疾病に罹患した児童への医療費助成 860,621千円  
「児童福祉法」に基づき国が定める小児慢性特定疾病に罹患した児童に対する医療給付を行う。
- ⑬ 身体に障がいのある児童への医療費助成 20,901千円  
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、市町村が実施する身体に障がいのある児童に対する医療給付について、費用の一部を負担する。
- ⑭ 未熟児への医療費助成 140,875千円  
「母子保健法」に基づき、市町村が実施する入院を必要とする未熟児に対する医療給付について、費用の一部を負担する。
- ⑮ 結核に罹患した児童への医療費助成 277千円  
「児童福祉法」に基づき、結核に罹患した児童に対する療養等に必要な医療費の給付を行う。
- ⑯ 小児在宅医診療の促進（地域医療介護総合確保基金を活用） 2,949千円  
地域の内科医等を対象に、在宅の小児の医療的ケアに必要な医療技術の習得、小児の特性理解等を目的とした研修を行う。
- ⑰ 子ども・子育て支援事業の推進 562,814千円  
市町村が実施する、乳児のいる家庭や妊婦等に対する相談対応のほか、退院直後の母子に対する心身のケアや育児サポート等に要する経費に対し補助を行う。

(2) 周産期医療体制の整備

《周産期母子医療センター位置図》



- ① 周産期母子医療センターの運営支援 1,046,163千円  
 高度専門的な周産期医療を効果的に提供する周産期母子医療センターの運営費に対し補助する。
- ② 周産期緊急医療体制の整備
- (ア) コーディネーターの設置 39,034千円  
 大阪母子医療センターに委託し、緊急搬送が必要となる府内のハイリスク妊産婦の搬送調整を担う専任医師をコーディネーターとして設置することで、緊急搬送を円滑に実施する。
- (イ) 緊急搬送体制の整備 18,178千円  
 危険な状態にある妊産婦や新生児を専門医療機関へ緊急に搬送し、適切な医療が受けられる体制を確保する。
- (ウ) 産婦人科救急搬送体制の整備 131,692千円  
 かかりつけ医がない未受診妊産婦等の救急搬送を休日・夜間等に受け入れる医療機関を当番制により確保する。

- (エ) 周産期緊急医療体制の確保 9, 800千円  
NMC S（新生児診療相互援助システム）、OGCS（産婦人科診療相互援助システム）の参加病院への助成を行っている大阪府医師会に対し、補助を実施する。
- (オ) 産科・小児科医療の体制確保への支援 583, 200千円  
周産期・小児医療体制の維持・確保のため、分娩数や小児患者数の減少により運営に影響を受けている分娩取扱施設や小児医療の拠点施設に対し支援を実施する。
- (カ) 入院中のこどもの家族の付添い等に関する環境の改善 10, 000千円  
こどもや家族が安心して入院することができるよう、簡易ベッド購入等、入院中のこどもに付き添う家族の環境改善を行う医療機関に対し補助する。
- (キ) 無痛分娩の安全な提供体制の確保 4, 250千円  
安全に無痛分娩を実施できる体制の確保に向け、無痛分娩実施時の急変対応に係る研修の実施に対し補助する。
- (ク) ドナーミルクの利用支援 1, 200千円  
極低出生体重（1,500g未満）児の疾病予防等に有効とされるドナーミルクを利用する医療機関のうち、ドナー登録施設となる医療機関に対し補助する。

#### 4 原爆被爆者の援護 1, 635, 245千円

「原爆被爆者援護法」に基づき、被爆者健康手帳を交付する。また、年2回の定期健康診断（希望者には各種がん検診等の受診が可能）を実施するとともに、医療の給付、各種手当等の支給を行い、原爆被爆者の健康の保持増進を図る。

また、介護保険利用等助成事業、在外被爆者支援事業及び被爆二世健康診断調査事業を実施するほか、生活支援等事業及び健康相談等事業を通じて、原爆被爆者の福祉の向上を図る。

#### 5 ハンセン病対策の推進 19, 595千円

療養所に入所している本府出身者に対する見舞金の支給及び大阪への里帰り事業を実施する。

また、ハンセン病回復者及び家族等が相談を行うことができるコーディネーターの設置や、大阪急性期・総合医療センター等の診療体制整備、療養所入所者への診療・看護に関する研修に対し府内の医療従事者等を派遣するなど、社会復帰等のための総合的な支援を行う。

さらに、ハンセン病回復者等に対する偏見や差別の解消と尊厳回復を図る啓発事業として、パンフレットの配布や講演会・交流会を開催する。

#### 6 こころの健康総合センターの運営 55, 801千円

地域の精神保健福祉における活動推進の中核的な機能を備えた精神保健福祉センターとして、精神保健福祉法の理念にのっとり、府民の精神的健康の保持増進、精神障がいの予防、適切な精神医療の推進、地域生活支援の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助等を行う。

#### 7 臓器移植対策の推進

臓器提供意思表示カードの普及啓発をはじめとする臓器移植対策や骨髄移植・末梢血幹細胞移植に関する正しい知識の普及啓発等、骨髄移植対策の推進を図る。

**(1) 臓器移植等の推進**

14,838千円

臓器移植に関する業務を行う大阪府臓器移植コーディネーター2名を配置し、(公社)日本臓器移植ネットワークとの連携により移植医療を推進する。また、(公財)大阪腎臓バンクと連携し、府内における腎移植を推進する。

さらに、骨髄移植・末梢血幹細胞移植に関する正しい知識の普及啓発や骨髄バンクドナーの休日登録会、府内4か所の保健所(池田、四條畷、富田林、和泉)における骨髄バンクドナーの登録(平日・予約制)を実施する。

**(2) アイバンクへの支援**

(公財)大阪アイバンクの角膜提供者確保の推進を図るとともに、角膜移植に関する知識の普及啓発を図る。

**8 その他疾病対策の推進**

2,600千円

**(1) アレルギー疾患対策の推進**

「アレルギー疾患対策基本法」、「アレルギー疾患対策の推進に関する基本指針」を踏まえたアレルギー疾患対策を総合的に推進するため、「大阪府アレルギー疾患対策連絡会議」を設置し、「大阪府アレルギー疾患医療拠点病院」を中心とした診療連携体制や医療人材の育成・普及啓発など、府民のアレルギー疾患の発症・重症化予防や症状改善のための取組を行う。

**(2) 熱中症対策の啓発**

包括連携協定を締結している企業との公民連携などにより、熱中症予防啓発活動に取り組む。

## 健康推進室 健康づくり課

### 1 大阪府健康づくり推進条例及び大阪府受動喫煙防止条例並びに健康づくり4計画の推進

平成30年10月に制定した「大阪府健康づくり推進条例」に基づき、府民の「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」の実現に向けた取組を実施する。

また、府民の健康のために、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境整備を図るため、平成30年7月に改正となった「健康増進法」及び平成31年3月に制定した「大阪府受動喫煙防止条例」に基づき、全国に先駆けた受動喫煙防止対策を進める。

さらに、令和6年3月に策定した「第4次大阪府健康増進計画」「第4期大阪府がん対策推進計画」「第4次大阪府食育推進計画」「第3次大阪府歯科口腔保健計画」の健康づくり4計画に基づき、がん・生活習慣病の発症予防・重症化予防等に取り組む。また、令和7年度に実施した大阪府健康づくり実態調査や国の動向を踏まえ、第4次大阪府健康増進計画等の中間評価、最終評価の際に用いるベースライン値を今年度設定する。

### 2 おおさか健活10推進プロジェクトをはじめとする健康づくり

「第4次大阪府健康増進計画」に基づき、ライフコースアプローチを踏まえた生活習慣病発症予防を推進するとともに、10の健康づくり活動「健活10〈ケンカツ テン〉」の認知度向上を通じて、府民の自発的な健康づくり活動の促進を図る。

#### (1) オール大阪による健康づくり推進

16,822千円

『健活10〈ケンカツ テン〉』を活用した普及啓発や「健活おおさか推進府民会議」を軸とした府民の健康づくり活動の促進など、オール大阪体制での健康づくりの気運醸成・社会環境整備を推進する。



## 健活10 とは？

生活習慣の改善や生活習慣病の予防等に向け、府民に取り組んでいただきたい「10の健康づくり活動」のこと。

<b>1</b> 健康に関心を 持ちましょう  	<b>2</b> 朝ごはん＆野菜を しっかり食べましょう  	<b>3</b> 日頃から体を 動かし運動しましょう  	<b>4</b> ぐっすり眠り疲れを とりましょう  	<b>5</b> ストレスとうまく 付き合しましょう  
<b>6</b> お酒の飲み過ぎに 注意しましょう  	<b>7</b> たばこから自分と周囲 の人を守りましょう  	<b>8</b> 歯と口の健康を 大切にしましょう  	<b>9</b> けんしん(健診・検診)を 受けましょう  	<b>10</b> 病気が見つかったら きちんと治療しましょう  

#### (2) 若い世代の健康づくり推進

3,023千円

大学と連携し、府内全大学を対象とした情報交換会・情報提供などを通じて健康キャンパスづくり、並びに若い女性のやせ対策を推進し、若者のヘルスリテラシーの向上を図る。

#### (3) 中小企業の健康経営の推進（職域の健康づくり推進事業）

4,198千円

中小企業における健康づくりを推進するため、従業員の健康等をテーマとしたセミナー等を開催

するとともに、啓発資材を通じて健康経営の重要性を発信する。

(4) 健康格差の解決プログラムの促進

9, 114千円

市町村及び職域と連携し、特定健診及び特定保健指導の実施率の向上並びに働く世代からのフレイル対策を通じて、府全体での健康格差の解決を図る。

(5) 健康寿命延伸に向けた取組

① 万博レガシーを継承した健活10プロモーション

120,000千円

万博を契機に制作した「健活10ソング・ダンス」及び「おおさかEXPOヘルシーメニュー」を核としてプロモーションを展開し、健活10のさらなる普及・定着を図る。

② 市町村健康寿命延伸にかかる共創創出支援

33,632千円

万博出展企業等が保有するヘルスケア技術やノウハウ等を最大限活用し、地域における健康づくり事業を推進するため、府内市町村ごとの健康課題に応じ、市町村と企業をマッチングの上、実証事業を実施し、市町村の事業化を支援する。

③ けんしん受診率向上に向けた啓発

20,802千円

大阪にゆかりのある著名人を「おおさか健活大使」に任命し、40～50歳代（けんしんの対象年齢、疾患リスクが上昇する世代）をターゲット層に特定健診・がん検診の受診促進に向け、一体的に働きかける「攻めの予防けんしん受診率向上事業」を実施する。

(6) 健康づくりに関する連携体制の整備

① 地域・職域での連携体制の整備

7,051千円

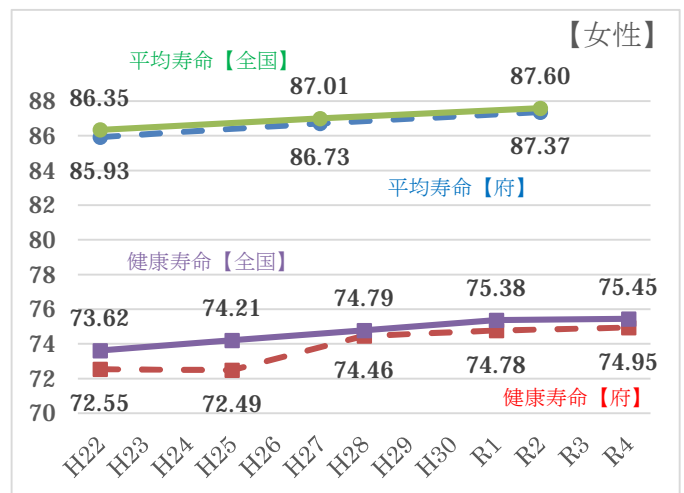
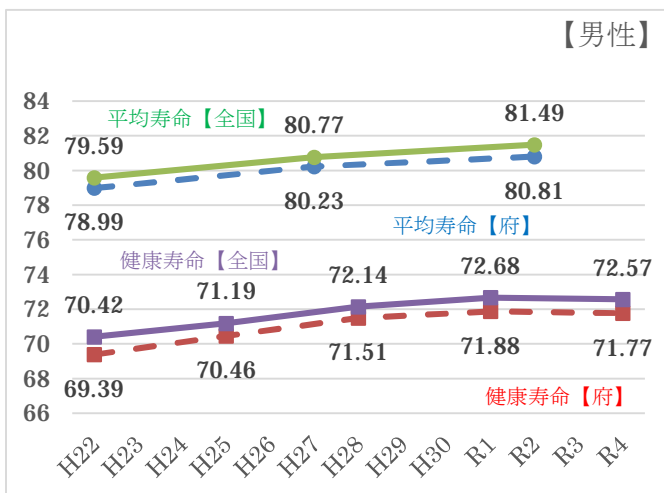
行政、事業者、医療保険者等の関係機関による「地域職域連携推進協議会」を設置し、関係者間の情報共有、保健医療資源の相互活用、保健事業の共同実施等により連携体制の充実を図る。

② 精度管理基礎調査の実施

5,436千円

府内の健(検)診機関で診断結果に誤差のない健(検)診を行うため、精度管理基礎調査を行う。

《平均寿命と健康寿命の推移》



出典 平均寿命：厚生労働省都道府県別生命表

健康寿命：令和6年12月24日 第4回 健康日本21（第三次）推進専門委員会資料

### 3 がん対策の推進

「がん対策基本法」、国の「がん対策推進基本計画」及び「第4期大阪府がん対策推進計画」に基づいたがん対策の充実を図る。

#### (1) がん対策推進体制の整備

- ① 大阪府がん対策推進委員会の運営 3, 203千円  
がん対策の推進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項並びに計画に基づく施策について、進捗管理等を行う「大阪府がん対策推進委員会」及び各専門部会を運営する。
- ② がん登録の実施及び推進 16, 640千円  
「がん登録等の推進に関する法律」に基づく「全国がん登録」制度について、府内医療機関のがんり患患者情報の集約及びがん登録情報の提供を大阪国際がんセンターへの委託により実施する。  
また、がん登録情報の届出を行う医療機関の実務者に対し、がん登録業務に係る研修会等を実施するとともに、地域がん登録や全国がん登録データの集計・解析業務や、標準集計表を基礎データとした年報の作成を行う。
- ③ 組織型検診体制の整備 13, 243千円  
がん検診の精度向上を図るため、府内市町村のがん検診の情報を集約する。
- ④ 精度管理センターの運営 51, 160千円  
市町村のがん検診事業を分析・評価の上、課題を明確化するとともに、改善方策についての指導・助言を行う「精度管理センター」を設置・運営する。
- ⑤ がん検診の受診促進・受診率の向上 20, 802千円  
大阪にゆかりのある著名人を「おおさか健活大使」に任命し、40～50歳代（けんしんの対象年齢、疾患リスクが上昇する世代）をターゲット層に特定健診・がん検診の受診促進に向け、一体的に働きかける「攻めの予防けんしん受診率向上事業」を実施する。（再掲）
- ⑥ がんの予防につながる学習活動（がん教育）等がん対策基金事業の推進 16, 228千円  
「大阪府がん対策基金」を設置・運営し、中学校等におけるがんの予防につながる学習活動の充実支援活動事業や、企画提案公募によるがん対策貢献事業、小児・AYA世代のがん患者支援事業など、がんの予防・早期発見、その他がん対策の推進に資する事業を実施する。
- ⑦ がん相談支援に関する支援 145千円  
がん相談支援センターに配置されている相談員に対して、相談支援のスキルアップのための研修を実施する。
- ⑧ 地域統括相談支援センターの運営 12, 825千円  
がん患者・家族らのがんに関する相談をワンストップで提供する「地域統括相談支援センター」をモデル的に設置・運営するとともに、ピアサポーターを養成するための研修等を実施する。

#### (2) がん診療連携拠点病院における医療提供体制の整備

- ① がん診療情報の収集及び医療機関相互の診療連携の推進等 136, 258千円  
国の「がん診療連携拠点病院」の設置を推進し、さらに府独自に「大阪府がん診療拠点病院」を指定することで、がん診療情報の収集、分析及び情報発信、医療機関相互の診療連携を図るとともに、早期診断及び緩和ケア等に関する研修会の開催等により、地域におけるがん医療の水準向上、がん医療提供体制の均てん化を図る。
- ② 設備整備等への支援（地域医療介護総合確保基金を活用） 100, 208千円  
がん診療連携拠点病院等が行う設備整備等に対する支援や、医療機関等が行う緩和ケアに関する普

及啓発活動や研修、小児がん経験者の二次がん検診受診促進等を支援する。

### (3) 重粒子線がん治療に対する患者支援事業

- ① 重粒子線治療利子補給事業 1, 308千円  
府民が、公的医療保険の適用を受けない重粒子線治療を受けるため、金融機関からの借入れを行った場合に、その利子分の助成を行う。
- ② 小児がん患者重粒子線治療助成事業 3, 140千円  
小児がん患者が先進医療である重粒子線治療を受ける場合に、経済的な事情で治療を断念することがないように助成を行う。
- (4) 小児・AYA世代のがん患者に対する妊よう性温存治療助成事業 51, 056千円  
がん治療を受けながら、将来、子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者に対し、がん治療に際して行う妊よう性や生殖機能の温存治療、凍結保存の維持及び温存後の検体を用いた生殖補助医療にかかる治療費の助成を行う。

### (5) 肝炎肝がん対策の推進

- ① 肝炎ウイルス検査等の実施 54, 947円  
府内委託医療機関において肝炎ウイルス検査を実施し、肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、重症化予防を目的として肝炎医療コーディネーターを養成し、相談対応等フォローアップ事業を実施する。
- ② 肝疾患診療体制整備事業 10, 352千円  
「肝疾患診療連携拠点病院」の相談支援センターにおいて、患者・家族及び地域の医療機関等に対し、肝疾患に係る情報提供・相談・支援を実施する。
- ③ 初回精密検査費用助成事業 366千円  
肝炎ウイルス検査の陽性者を対象に、精密検査を受けた際の検査費の自己負担分を助成することにより、早期治療につなげ、さらなる重症化の予防を図る。
- ④ 肝炎定期検査費用助成事業 1, 351千円  
肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎・肝硬変・肝がん患者を対象に、定期検査を受けた際の検査費用の自己負担分を一部助成することで、さらなる重症化の予防を図る。
- ⑤ 肝炎患者に対する医療費助成の実施 370, 859千円  
B型及びC型肝炎患者に対し、医療費助成を行い、肝硬変・肝がんなどの重症化予防及び肝炎の感染拡大の防止を図る。
- ⑥ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 12, 780千円  
臨床データを収集するとともに、肝がん患者等の入院・通院医療費の助成を行う。
- ⑦ 肝炎・肝がん医療費マイナンバー情報連携事業 14, 518千円  
B型及びC型肝炎ウイルスに起因する肝炎・肝がんの医療費助成事務において、マイナンバーを用いた情報連携を引き続き実施することにより、肝疾患患者の申請時の利便性向上や負担軽減を図る。

## 4 生活習慣病の予防、早期発見、重症化予防対策の推進

「第4次大阪府健康増進計画」に基づき、循環器疾患、糖尿病等の生活習慣病の予防等に取り組む。

- (1) 循環器疾患の予防対策 32, 656千円
  - ① 健診・保健指導・医療レセプト等データ分析  
NDBデータをもとに、レセプトデータや特定健診・特定保健指導のデータ等を分析する。

② 行動変容プログラムの推進

市町村の保健事業の実施状況の把握や、汎用性の高い行動変容プログラムの作成等、市町村の保健事業に対する技術的支援を実施する。

③ 循環器疾患と危険因子のモニタリング研究

特定集団の健康状況に係るデータを追跡・調査、研究し、保健指導等に活用する。

④ 府民の健康づくりを支援するシンクタンク機能

健康づくりの専門機関として、健康づくり施策の企画立案に必要な基礎データ等を関係機関に提供する。また蓄積された循環器疾患対策に関するノウハウを活用し、市町村等支援や施策提言を行う。

⑤ 地域分析結果の地域への提供と活用支援

有識者の知見を活用した地域特性の把握と対応策を検討するとともに、保健所圏域での地域職域連携の具体的な事業展開に向けた支援を行う。

(2) 地域医療介護総合確保基金事業費

5, 246千円

小児期からの生活習慣病等対策事業

ライフコースアプローチの観点から、家族性高コレステロール血症など小児期から配慮が必要な疾患等について、早期発見・早期介入に向けた取組や適切な指導等、小児生活習慣病等の予防に向けた対策を行う。

(3) 市町村健康増進事業への支援

371, 182千円

「健康増進法」に基づき、健康教育や健康診査等、健康増進事業を実施する市町村へ助成を行う。

(4) 受動喫煙防止対策の推進

100, 222千円

令和7年4月に全面施行された府条例が事業者に正しく認知され、条例遵守されているか計画的な監視指導を実施するとともに、法や府条例に基づく原則屋内禁煙の取組が進むにつれ、路上等での喫煙の増加が懸念されることから、民間事業者が設置する公衆喫煙所の支援を行い、望まない受動喫煙防止の更なる推進を図る。

さらに、自らの意思で受動喫煙を避けることが難しい子どもたちを守るため、「大阪府子どもの受動喫煙防止条例」に基づき、広く府民への周知啓発等を行う。

## 5 歯科保健対策の推進

(1) 歯科保健の推進

① 8020（はちまるにいまる）運動の推進

3, 745千円

多くの府民が8020（80歳で20本以上自分の歯を保つ）を達成できるよう、就労世代に向けた歯と口の健康づくりに関する啓発事業に取り組む。

② 市町村口腔保健事業の支援

6, 695千円

「第3次大阪府歯科口腔保健計画」の推進にあたり、健康づくり課内に設置した口腔保健支援センターにおいて、府内の歯科口腔保健に関する実態調査を実施するとともに、市町村において歯科口腔保健対策が効果的に実施されるよう、歯科口腔保健の推進に必要なデータを分析し、人材育成や情報提供等の支援を行う。

③ 大阪府生涯歯科保健推進審議会の運営等

1, 944千円

「大阪府生涯歯科保健推進審議会」において、歯科保健の推進に関する施策についての調査審議を行うとともに、地区歯科医師会会員の中から「地域生涯歯科保健推進員」を市町村単位で確保し、市町村等に対して技術的指導や支援等を行う。

- ④ 介護保険施設における口腔衛生管理体制強化推進 2, 137千円  
 介護保険施設職員に対し、歯科専門職による研修等を行い、施設での口腔衛生管理体制の強化、地域の歯科医療機関との連携を推進し、要介護高齢者の歯科疾患の予防と早期発見及び口腔機能の維持、向上を図る。
- ⑤ 災害時の歯科保健医療提供体制推進事業 1, 717千円  
 大阪府の災害時歯科保健医療提供体制にかかる懇話会を設置し、関係団体や有識者等の意見交換、懇談等を行い、体制構築及び推進を図る。
- ⑥ 災害時歯科保健医療提供体制整備事業 57, 042千円  
 災害時における歯科保健医療提供体制の速やかな確保を図るため、歯科関係団体、医療施設等における災害時の歯科保健医療活動に必要な体制整備に対する補助を行う。
- (2) 地域歯科医療体制の整備**
- ① 障がい者歯科診療体制の整備 46, 430千円  
 (一社)大阪府歯科医師会に障がい者歯科診療センターの運営を委託するとともに、一般の歯科診療所では治療が困難な障がい者に対し高度かつ専門的な歯科医療が提供可能な府内の医療機関等(市町村が実施主体の施設を除く。)に対し助成する。
- ② 夜間緊急歯科診療体制の整備 16, 000千円  
 (一社)大阪府歯科医師会に対して運営費補助を行い、夜間の緊急歯科診療体制を確保する。
- (3) 在宅歯科診療の推進(地域医療介護総合確保基金を活用)**
- ① 在宅歯科医療における摂食・嚥下障害対応チーム育成事業 3, 462千円  
 在宅歯科医療において、摂食・嚥下障害への対応を行う歯科医療人材の育成に対し助成する。
- ② 在宅高齢者の歯と口の健康向上推進事業 6, 058千円  
 介護サービス計画書(ケアプラン)を作成する介護支援専門員(ケアマネジャー)等を対象にした、要介護者の口腔ケアに係る保健指導講習会等に対し助成する。
- (4) 歯科医療安全に関する研修会の実施等 961千円**  
 「歯科医療安全管理体制推進協議会」を設置し、「地域の歯科医療機関における歯科医療安全管理体制にかかる調査」の実施、調査結果に基づく報告書の作成及び歯科医療安全に関する研修会を開催する。
- (5) 歯科衛生士等養成施設等の指定等 409千円**  
 歯科衛生士、歯科技工士の養成施設を指定・監督し、運営の質の維持を図る。また、歯科衛生士・歯科技工士の従事者届に係る業務(隔年実施)を行う。
- (6) 医科歯科連携体制確保事業(地域医療介護総合確保基金を活用) 44, 678千円**  
 入院患者等への継続的な口腔機能管理や、退院時における適切な歯科介入支援のため、府内の病院に各地域の歯科医師・歯科衛生士を派遣し研修や専門的助言を実施し、医科歯科連携推進を図る。

## 6 栄養施策の推進

- (1) 食育の推進 2, 662千円**
- ① 食環境の整備  
 生活習慣病の一次予防として、高校生、大学生、若年者、中高年者へのライフステージに応じた食育推進や、「V.0.S.メニュー」による飲食店等のメニューのヘルシー化等、環境づくりを促進する。  
 さらに、「第4次大阪府食育推進計画」に基づき、毎月19日を「野菜バリバリ朝食モリモリ推進の

日)、8月を「大阪府食育推進強化月間」と定め、食育についての啓発を行うとともに、「野菜バリバリ朝食モリモリ！みんなでつなぐ大阪の食」を合言葉に、より一層の実践につなげる食育を推進する。

② 食生活改善対策の推進

食生活改善連絡協議会と連携して、食生活改善推進員リーダー研修を実施し、地域に密着した活動を行う食育ボランティア等の活動を推進する。

(2) 栄養士法等に関する事業等

3, 574千円

管理栄養士及び栄養士に関する事務等を行うとともに、健康被害を防止し、適切な健康・栄養食生活改善指導等を実施する。

① 病院や福祉施設等に設置される特定給食施設への指導

施設訪問等により専門的な知識や技術の指導等を行い、適切な栄養管理を通じて健康増進を図る。

② 管理栄養士実習の実施

「栄養士法」に基づき「公衆栄養学」に係る臨地実習を行う。

③ 栄養士免許の交付等

「栄養士法」に基づき、栄養士及び管理栄養士の免許に係る事務を行う。

④ 大阪府食育推進計画評価審議会の運営等

「第4次大阪府食育推進計画」に基づき、府民運動としての食育をより一層推進するため、「大阪府食育推進計画評価審議会」等を運営する。

(3) 国民健康・栄養調査の実施

7, 587千円

「健康増進法」に基づき、府民の健康状態、栄養摂取量及び生活習慣の状況を調査する。

(4) 自然に健康になれる持続可能な食環境づくり

3, 623千円

健康寿命延伸をめざし、「第4次大阪府食育推進計画」の基本目標とする、産学官が連携した「自然に健康になれる持続可能な食環境づくり」をオール大阪で推進する。

1 国民健康保険事業の運営

医療保険制度は、昭和 36 年に国民皆保険制度が確立され、現在、健康保険、共済組合、国民健康保険等に分かれている。大阪府では、引き続き府民が安心して必要な医療が受けられるよう、平成 30 年度から大阪府内の市町村とともに国民健康保険の保険者となり、大阪府国民健康保険運営方針（令和 6 年度から令和 11 年度）に基づき、令和 6 年度に全国に先駆け保険料水準を完全統一した。

保険料完全統一後においては、「大阪府で一つの国保」として、「被保険者間の受益と負担の公平性の確保」、「被保険者間の負担軽減、持続可能な国保運営の実現」に向け、医療費の適正化に向けた取組や、市町村と連携した PDCA サイクルに基づく進捗管理などを進めることで国民健康保険事業の運営の安定化を目指す。

《国民健康保険の加入状況（令和 8 年 2 月末現在）》

保険者数	市町村	4 3
	国民健康保険組合	1 4
世帯数		1, 0 9 1, 5 5 5 世帯
被保険者数		1, 5 1 9, 3 1 7 人

(1) 国民健康保険特別会計への繰出し

大阪府が保険者として行う事業を運営するために必要な経費を国民健康保険特別会計に繰り出す。

- ① 国民健康保険特別会計繰出金（義務） 5 2, 3 4 9, 3 7 3 千円
    - (ア) 国民健康保険都道府県繰出金 4 5, 0 6 2, 7 2 4 千円
    - (イ) 国民健康保険高額医療費繰出金 6, 5 2 3, 0 8 0 千円
    - (ウ) 特定健診・特定保健指導公費負担事業繰出金 7 6 3, 5 6 9 千円
  - ② 国民健康保険特別会計繰出金（政策） 1 2 5, 0 0 8 千円
- (2) 国民健康保険基盤安定事業費負担金 4 0, 1 7 8, 7 5 0 千円

市町村が行う低所得者の保険料軽減に対し公費による助成を行うことにより、国保財政の基盤安定を図る。

(3) 国民健康保険特別会計の運営 7 6 0, 6 5 6, 0 2 3 千円

国民健康保険の安定的な財政運営、事業の効率的な実施の確保等国民健康保険事業の健全な運営について中心的な役割を果たし、国保事業運営の安定化を図るため、大阪府国民健康保険特別会計を設置・運営し、必要な経費を支出する。

このうち、被保険者の予防・健康づくり、医療費適正化の推進に向けて、次のとおり保健事業を行う。

- ① 国民健康保険ヘルスアップ支援事業費 1 3 4, 5 4 3 千円
- 市町村国保との共同保険者として、被保険者の予防・健康づくりの推進や、医療費の適正化を図

るため、各市町村の地域や個別の課題に応じた支援を強化し、市町村における保健事業の質の向上（好事例の創出・横展開）や、国の保険者努力支援制度における評価点獲得を図る。

(ア) 市町村保健事業への介入支援

市町村に有識者と共に赴き、効果的な事業を企画立案するためのデータ分析と助言等の個別支援を実施する。また、保険者努力支援制度取組評価分について、大阪府全体の傾向を捉え、市町村レベルの対策を提案することで、得点の向上を図る。

(イ) 糖尿病性腎症重症化予防アドバイザー事業

専門医、かかりつけ医、市町村との連携体制構築、継続支援を実施する。併せて市町村への技術支援を行うことで糖尿病性腎症重症化予防プログラムの取組を推進する。

(ウ) 国保連合会と共に行う府域の地域診断

KDBデータを用いて地域ごとの特性を分析したシートを作成し、市町村の保健師や栄養士等を対象に、保健事業に必要なデータ分析や施策立案手法についてのセミナーを実施するとともに、市町村のデータヘルス推進を支援する。また、データヘルス計画の標準化と進捗管理に取り組む。

(エ) 「未受診リスク見える化」による医療アクセス推進事業

特定健診結果の要医療判定者のうち医療アクセスの遅延・未受診の場合のリスクを明らかにし、効果的な医療機関受診勧奨事業に取り入れることで早期医療アクセスを促進する。

(オ) ナッジを活用した適正服薬推進事業

市町村国保が実施する重複・多剤服薬者に対する保健指導について、薬剤師と保健師が適切に連携する事業モデルを展開することにより、「かかりつけ薬剤師・かかりつけ薬局」を推進するとともに、被保険者の医薬品適正使用についての意識向上及び医療費の適正化を図る。

(カ) 転倒・骨折予防対策モデル事業

家庭内を含む生活活動量の実態把握と地域特徴の見える化を行い、地域の実態に応じた介入可能な転倒リスクの抽出と適切な方策を検討する。

② 地域と医師会との連携強化事業 10,000千円

かかりつけ医による特定健診未受診者に対する受診勧奨について、日常診療で実践するために作成したガイドの地域展開を通して市町村と地区医師会との連携を強化し特定健診の受診率向上を図る。

③ 健康づくり支援プラットフォーム事業費 (特別会計分) 321,339千円

国保被保険者に係る「おおさか健活マイレージ アスマイル」を展開する。

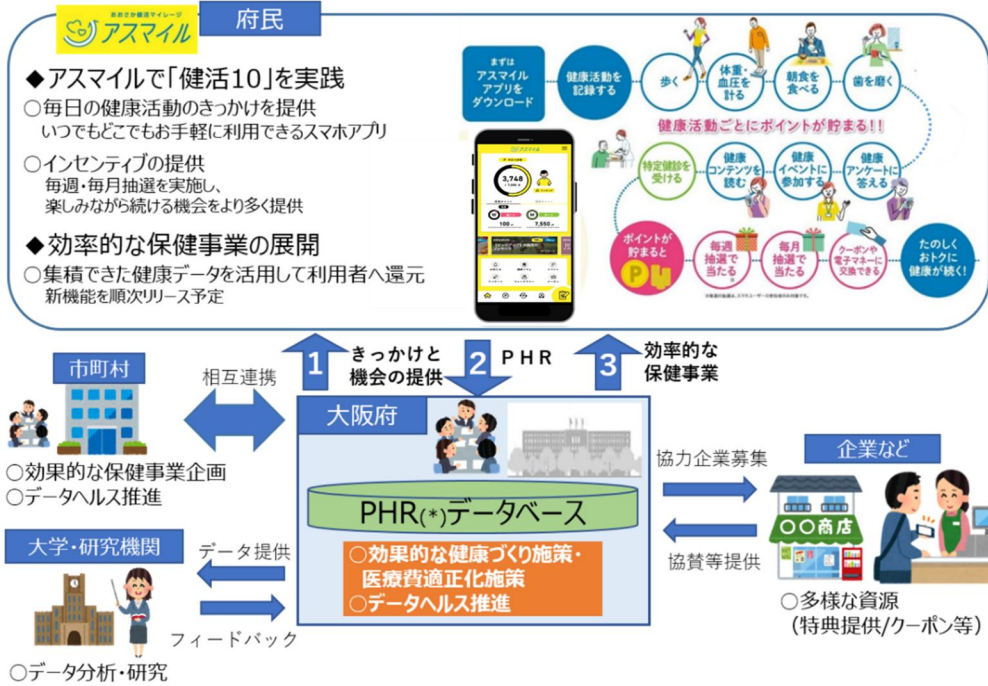
(4) 健康づくり支援プラットフォーム整備等事業 (一般会計分) 516,739千円

個人インセンティブを活用した府民の継続的かつ自発的な健康づくりの促進及び特定健診や歩数等のデータ蓄積・分析体制の整備のため、「おおさか健活マイレージ アスマイル」を展開する。

また、令和9年2月にアスマイルアプリのリニューアルを行い、新たに健康づくりに取り組む府民の増加をめざす。

## 健康づくり支援プラットフォーム

- ・アスマイルは、大阪府民の健康をサポートする全国最大級の健康アプリです
- ・毎日の健康的な活動によりポイントが貯まり、特典が当たる抽選に参加することが出来ます
- ・集積できた健康データは、効率的な保健事業の展開に向けて活用を図ります



※ PHR (Personal Health Record) : 参加者本人の健康情報 (体重・血圧・歩数等) のこと

## 2 後期高齢者医療制度の安定化

大阪府後期高齢者医療広域連合の行う後期高齢者医療制度に対し、その運営の安定化を図るため、次のとおり財政支援を行う。

(対象者) 1, 359, 925人 (令和8年2月末現在)

- ・75歳以上の者
- ・65歳から74歳の者であって、一定の障がい状態にある旨の大阪府後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者

- (1) 後期高齢者医療給付費負担金 113,479,801千円  
高齢者の医療の確保に関する法律に係る給付額の府費負担分を大阪府後期高齢者医療広域連合に交付する。
- (2) 後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金 26,558,857千円  
高齢者の医療の確保に関する法律に係る低所得者等の保険料軽減額の府費負担分を市町村に交付する。
- (3) 後期高齢者医療高額医療費負担金 10,307,225千円  
レセプト1件当たり80万円を超える医療費について、80万円を超える額の府費負担分を大阪府後期高齢者医療広域連合に交付する。

- 3 国民健康保険審査会及び後期高齢者医療審査会の運営 2, 660千円  
市町村等が行った保険料や給付についての処分（決定）に対する、不服申立ての審理・裁決を行う審査会を運営する。
- 4 保険医療機関等への関係規則等の周知 17, 899千円  
「国民健康保険法」及び「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、保険医療機関等又は保険医等に対し、保険給付に係る診療内容や診療報酬の請求に関する関係規則及び規程等の周知徹底を効果的・効率的に行うため、医療関係団体に対して、講習事務を委託し実施する。
- 5 医療費適正化計画の推進 8, 178千円  
生活習慣病の発症・重症化予防の推進等により、府民の生活の質を確保・向上する形で医療の効率化を図り、医療費の適正化をめざす「第4期大阪府医療費適正化計画」（令和6年度から令和11年度）の実施状況を検証するため、「大阪府医療費適正化計画推進審議会」を設置し、評価を行う。  
また、大阪の医療費が首都圏平均と比べて高額であることから、その要因を把握し、医療費の適正化を図るための分析を行う。

## 1 水道等の整備の推進

人口減少等に伴う料金収入の減少、水道施設の老朽化に伴う更新費用の増大、技術職員の確保等の水道事業が抱える課題に対応し、将来にわたり安全な水を安定的に供給していくため、「大阪府水道整備基本構想（おおさか水道ビジョン）」に基づき府域一水道に向けた広域化を推進する。

また、「大阪府水道基盤強化計画」に基づく各実現方策の具体的取組を推進し、水道事業の基盤強化を図る。

### (1) 水道の広域化及び衛生確保の推進

6, 614千円

#### ① 広域化の推進等

府域全水道事業者が参加する「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」における協議や大阪府水道基盤強化計画等を踏まえ、府域一水道に向けた取組について検討を進める。

#### ② 水道施設等への維持管理指導

水道施設への立入検査等（水道事業については、水道法施行令に基づく府内32事業（33市町村域）の知事の権限）を実施し、適切な維持管理が行われるよう水道事業者等に対し指導する。また、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の設置者に対し、その衛生管理について指導・啓発を行う。

#### ③ 水質監視の徹底

「大阪府水道水質管理計画」に基づき、府域水道事業者と協力し、水道水源において水質監視や未規制化学物質等の調査を行う。また、各水質検査機関の検査の精度管理に取り組む。

さらに、クリプトスポリジウムやPFASへの対策が必要な水道事業者等に対し、浄水管理の強化と水道原水・浄水における水質監視を指導し、水道水の安全を確保する。

#### ④ 飲用井戸設置者等への指導等

府内町村域の飲用井戸設置者等に対し、「大阪府飲用井戸等衛生管理指導要領」に基づき適正な管理についての啓発を行うとともに、地下水汚染判明時には、「大阪府地下水質保全対策要領」に基づき関係機関と協力し、汚染井戸周辺地区調査を実施する。

#### ⑤ 災害時における既存井戸等の有効活用による生活用水の確保

市町村と協力し、「災害時協力井戸」の登録を推進する。

### (2) 水道施設・管路の耐震化等の推進

水道事業者が実施する水道施設や管路の老朽化対策、耐震化を促進するため、国の防災・安全交付金等の活用を促すとともに、AI等を活用した漏水調査など先進的な取組の情報共有を図るため事業者向け事例説明会を開催する。

また、「大阪府域の水道災害における情報共有及び支援に関する協定」等に基づき、大規模災害時等においては広域的な対応を行うこととしており、平時から防災対策や災害対応のための支援及び受援体制の強化を図るため、水道事業者や関係機関と災害対応訓練を実施する。

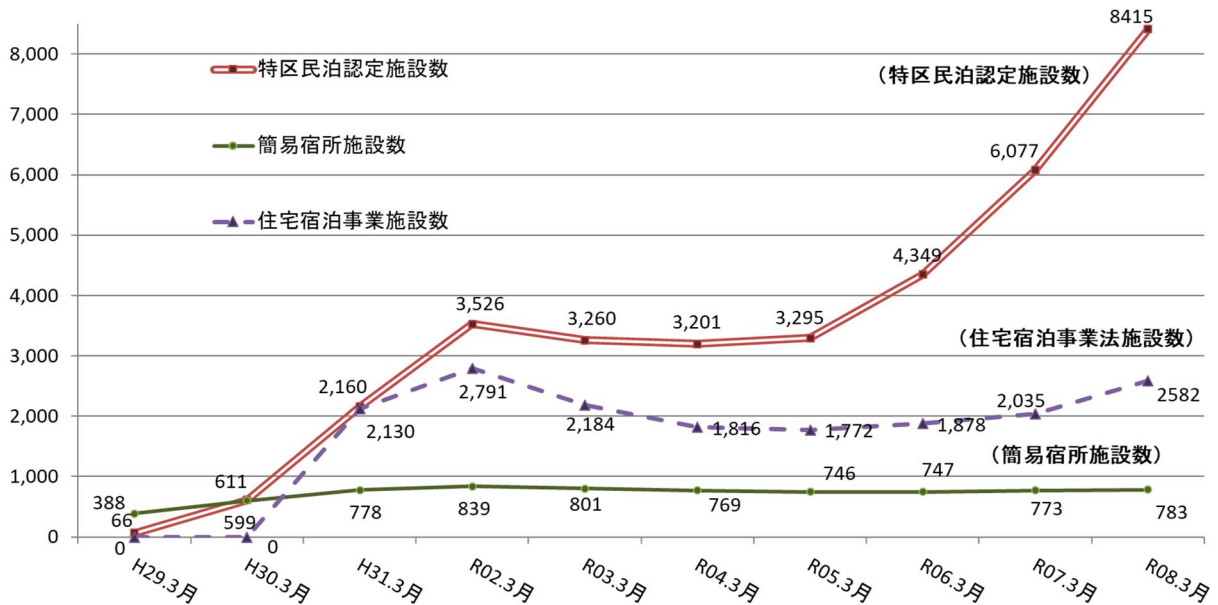
## 2 環境衛生施設における衛生の確保

施設の監視指導や知識の普及啓発等により、生活に身近な生活衛生関係営業施設や遊泳場、墓地、納骨堂、火葬場等の施設の衛生水準の向上を図る。

また、理容師法及び美容師法で規定する理容師養成施設及び美容師養成施設の指定・監督等を行う。

- (1) 公衆浴場や理美容業等の生活衛生関係営業施設への指導等の実施 35,412千円  
生活衛生関係営業施設（旅館業、興行場、公衆浴場、理容業、美容業、クリーニング業）に対し、環境衛生監視員による監視指導、科学的検査及び講習会等を実施する。  
また、施設の自主的な衛生管理の徹底を図るとともに、業界の活性化と経営の安定化のため、指導・援助を行う。
- (2) 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の認定・指導等の実施 692千円  
「国家戦略特別区域法」第13条の規定に基づく国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の認定を行うとともに、認定後の指導・立入検査を行う。
- (3) 住宅宿泊事業届出施設への指導等の実施 821千円  
「住宅宿泊事業法」に基づく住宅宿泊事業者の届出の受理を行うとともに、届出者に対して設備基準確認のため、指導・立入検査を行う。

《府内民泊施設推移》



- (4) 宿泊施設の衛生管理向上への講習会等の実施 25,806千円  
宿泊施設のサービス及び衛生管理向上のための講習会を開催するとともに、外国人等観光客に対して、令和7年度に作成した映像コンテンツ等を活用して、宿泊マナー向上の普及啓発を実施する。
- (5) 遊泳場等への立入検査等の実施 6,087千円  
「大阪府遊泳場条例」に基づき、海水浴場及びプールにおける衛生基準の遵守、利用者の安全確保を徹底させるため立入検査を行うとともに、施設管理者に対して、随時、衛生管理講習会等を実施する。
- (6) 墓地等に対する指導等の実施 144千円  
「墓地、埋葬等に関する法律」及び「大阪府墓地、埋葬等に関する法律施行条例」に基づき、墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可を行うとともに、管理等の指導を行う。  
また、化製場、動物飼養場、産汚物関係施設についても、必要に応じて監視指導を行う。

- (7) 温泉の保護及び温泉利用施設への立入検査の実施 983千円  
「温泉法」に基づき、温泉保護や可燃性天然ガスによる災害の防止の観点から、温泉掘削及び動力装置設置等について「大阪府環境審議会」への諮問・答申を経て許可を行うとともに、温泉利用施設への立入指導等を行う。
- (8) 理容師及び美容師養成施設の指定等 84千円  
理容師養成施設及び美容師養成施設を指定・監督を行う。

### 3 生活環境における衛生の確保

府民の健康を保持・増進していく上で、生活に身近な住居等における衛生面・安全面での快適な環境の確保が必要であることから、住居衛生に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、ビル等建築物や浄化槽等の管理者等に対し環境衛生の確保についての指導を行う。

また、家庭用品について、必要な検査、指導を実施することにより安全性を確保する。

- (1) 乳幼児繊維製品や家庭用の洗剤・エアゾル製品等に関する試買検査の実施 463千円  
「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、衣料品や洗剤等の一般消費者の生活の用に供される製品を原因とする健康被害を防止するため、販売店舗等から家庭用品を試買し、有害物質に係る検査を実施する。
- (2) 特定建築物等への立入検査等の実施 10,998千円  
「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、特定建築物所有者等に対し、適正な維持管理が行われるよう指導するとともに、建築物衛生管理業の事業者登録に係る事務及び建築物衛生管理業者への現場指導を行う。
- (3) 浄化槽等による環境衛生の確保
- ① 合併処理浄化槽の普及促進 12,919千円  
下水道整備が非効率な地域を対象とし、市町村が浄化槽の設置を行う者に対し設置に要する費用を助成する「浄化槽設置整備事業」及び市町村が事業主体となって各戸に合併処理浄化槽を設置し、使用料を徴収して管理・運営する「公共浄化槽整備推進事業」について、補助事業を実施する。  
また、浄化槽汚泥等を処理するし尿処理施設の老朽化等の問題に対し、処理体制の再構築を図る。
- ② 浄化槽及びし尿処理施設への維持管理指導 2,249千円  
「浄化槽法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、浄化槽及びし尿処理施設に立入検査等を実施し、適正な維持管理が行われるよう指導・啓発する。
- ③ 浄化槽保守点検業等への立入指導 1,583千円  
「大阪府浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」に基づき、浄化槽保守点検業の登録事務並びに保守点検業者への立入指導を実施するとともに、浄化槽管理士に対し研修を開催し浄化槽の保守点検に関する知識及び技術の向上を図る。下水道終末処理施設について、適正な維持管理が行われるよう指導する。
- ④ 水質検査の実施等（指定地域特定施設の維持管理指導）  
「水質汚濁防止法」に基づき、「指定地域特定施設」である201人～500人槽の浄化槽について水質検査等を実施するとともに、排水基準等の遵守を指導する。

#### 4 環境保健業務の実施

大気汚染等による府民の健康被害を未然に防止するため、大気中の粒子状物質等にかかる健康影響を把握する。

(1) 環境保健サーベイランス調査の実施

2,876千円

環境省の委託事業として、地域人口集団の健康状況と大気汚染との関係を観察するための基礎となる健康モニタリングデータを集積する。

(2) 光化学スモッグ被害調査の実施

光化学スモッグによる被害等の調査をする必要があると認めたときに、現地調査等を実施する。

(3) 保健所における相談対応等の実施

保健所において所管区域状況の把握、環境汚染にかかる相談対応、啓発等の環境保健業務を実施する。

## 1 医薬品・医療機器等の安全確保

医薬品・医療機器等について、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下「医薬品医療機器等法」という。）等関係法令に基づき、品質、有効性及び安全性を確保するとともに、適正な使用に関する啓発及び知識の普及を図る。

### (1) 医薬品等製造販売業者等への監視指導

44, 241千円

「医薬品医療機器等法」に基づき、医薬品・医療機器等の製造販売業、製造業、及び薬局・医薬品販売業等の許可及び承認、並びに登録販売者の販売従事登録等を適正に行う。

また、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保と、医薬品の適正な調剤及び医薬品・医療機器等の適正な販売がなされるよう、製造販売業者、製造業者、薬局開設者、医薬品販売業者及び医療機器（再生医療等製品を含む。）販売業者に対する立入検査を行うとともに、収去試験を実施し、品質を確認する。

さらに、医薬品成分の配合が疑われる健康食品（薬効標榜等）の買上げ検査を行い、医薬品成分が検出された場合には製品名を公表するなど、健康食品による健康被害の未然及び拡大防止を図る。

### (2) 毒物劇物業務上取扱者等への監視指導

536千円

毒物劇物の製造、輸入、販売業者及び届出を要する毒物劇物業務上取扱者等に対し、立入指導及び講習会を実施するなど、毒物劇物による危害発生の防止を図る。

### (3) 薬局の在宅医療への参画（地域医療介護総合確保基金を活用）

8, 000千円

薬局薬剤師と多職種との連携強化促進研修及び小児在宅医療やターミナルケア等、高度多様化する在宅患者ニーズに対応できる薬剤師の育成研修に対し助成し、在宅医療に参画する薬剤師の質や地域連携薬局等の向上に寄与することで、患者のより良い薬剤管理につなげる。

### (4) 後発医薬品の安心使用促進

8, 890千円

地域フォーミュラリなど、地域における後発医薬品等の情報発信の取組を促すとともに、患者や医療機関が後発医薬品及びバイオ後続品を安心して使用できるよう周知・啓発を行う。

### (5) 治験環境の整備及び活用による創薬支援の推進

29, 006千円

府内において治験実施医療機関及び協力機関による分散型治験のネットワークを整備・活用して治験の促進を図り、創薬の支援につなげる。また、医薬基盤・健康・栄養研究所等と連携してフォーラムを開催し、創薬に関する最新の知見を情報発信する。

### (6) 地域で活躍する薬剤師の確保（地域医療介護総合確保基金を活用）

10, 225千円

府内薬学部設置大学と連携して実施する、病院薬剤師への就職を促進する取組に助成する。また、災害薬事コーディネーターを対象とした研修を実施するとともに、コンテナファーマシーを活用した訓練を実施する等、医薬品等供給体制の充実を図る。

### (7) 災害時等の医薬品等確保供給体制の整備

2, 999千円

大阪府地域防災計画に基づき災害時医療体制整備の一環として、災害時に必要な医薬品・医療用資材等の確保供給体制の整備を図る。

## 2 覚醒剤及び危険ドラッグ等薬物乱用防止対策

青少年をはじめとする府民の覚醒剤及び危険ドラッグ等の薬物乱用防止を推進するため、警察、学校等の関係機関と連携し啓発を行うとともに、「医薬品医療機器等法」、「大阪府薬物の濫用の防止に

関する条例」等に基づき監視指導を行う。

(1) 薬物乱用防止の普及・啓発

5, 950千円

「大阪薬物乱用防止第六次戦略」に基づき、関係機関・団体等と連携し、府民に対して薬物乱用防止啓発事業を行う。

また、近年検挙人員が増加している大麻について、若年層を主なターゲットに、インターネットや動画等を用いた効果的な手法を工夫し、大麻の危険性に関する知識の普及を図り、乱用防止の啓発に取り組む。

さらに、市販薬等の過剰服用の防止についても、これらの取組と併せて啓発を実施する。

《薬物事犯の検挙人員の推移（大阪府）》

(人)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
覚醒剤	986	833	799	816	841
大麻	464	580	773	668	748
麻薬	30	63	88	124	113
あへん	0	2	0	0	0
合計	1,480	1,478	1,660	1,608	1702

(大阪府警察資料による)

(2) 麻薬覚醒剤等の取締対策

5, 371千円

麻薬覚醒剤等取扱者の免許・指定事務及びこれらの施設への立入指導を行う。

また、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所と協力しながら「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき継続的に知事指定薬物の指定を行い、危険ドラッグの乱用による保健衛生上の危害発生の防止を図る。

## 1 食品の安全対策の推進

食品の安全性を確保し、府民の健康を守るため、「大阪府食の安全安心推進計画」、「大阪府食品衛生監視指導計画」を策定し、「食品衛生法」等関係法令に基づく食品・施設の監視指導を実施するとともに、健康被害を防止するための情報提供や事業者の取組支援を行う等、食中毒の防止等の普及啓発を行う。

### (1) 監視指導等の実施

93,347千円

「食品衛生法」に基づき、飲食店営業等の食品関係施設の営業許可を行うとともに、食中毒予防の徹底を図るために次の施策を推進する。

#### ① 食品関係施設への監視指導

「大阪府食品衛生監視指導計画」に基づき、食品関係施設に対し、保健所、食品衛生広域監視センター、市場食品衛生検査所等の食品衛生監視員による監視指導を実施する。特に、広域的に流通する食品等の製造施設、仕出し弁当調製施設等の大量調理施設及び集団給食施設等について重点的に監視指導を実施する。

#### ② HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の取組支援等

各種業界団体等と協力し、HACCPセミナーの開催や食品衛生講習会への出務を行うとともに、施設の監視指導時に、HACCPに沿った衛生管理の実施状況を確認し、事業者の実態に応じてHACCPの取組を支援する。

また、消費者に対しHACCPの考え方を普及し、事業者の意識向上につなげる。

#### ③ ふぐを処理する施設への監視指導等

「大阪府ふぐ処理登録者の規制に関する条例」に基づき、ふぐ処理試験を実施し、ふぐを安全に処理するためのふぐ処理者を認定する。

また、食品衛生法に基づく許可等において、ふぐを処理する施設に対して監視指導を実施する。

#### ④ 大阪府中央卸売市場等における食品取扱施設への監視指導等

大阪府中央卸売市場及び加工食品卸売団地における食品取扱施設の監視指導を実施する。

また、仲買業者等に対して、食品衛生普及のための啓発を実施する。

#### ⑤ と畜場設置者等への指導等

と畜場に搬入される獣畜について、疾病り患獣畜の排除に努めるとともに、と畜場の設置者、管理者及びと畜業者に対して「と畜場法」に基づく指導を行う。また、と畜場から搬出される枝肉等の監視、残留抗菌性物質等の検査及びと畜場内の食品加工施設への監視指導を実施する。

HACCPに沿った施設の衛生管理が適切に行われているかについて、と畜検査員による外部検証を実施し、と畜場の設置者又は管理者に適切な助言を行う。

また、BSE（牛海綿状脳症）対策として、と畜場に搬入される牛のうち、生体検査において行動異常又は神経症状を呈する牛のBSE検査を行うとともに、と畜するすべての牛について特定危険部位除去等に係る分別管理が実施されていることを確認する。

#### ⑥ 食鳥処理施設への監視指導等

「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、検査対象施設（年間30万羽を超えて処理する施設）における食鳥検査を実施し疾病り患食鳥肉を排除するとともに、全ての食鳥処理施設について、監視指導及び収去検査等を実施する。

また、H A C C Pに沿った施設の衛生管理が適切に行われているかについて、食鳥検査員による外部検証を実施し、食鳥処理場の設置者又は管理者に適切な助言を行う。

⑦ 調理師等養成施設の指定等

調理師養成施設や製菓衛生師養成施設の指定・監督及び食品衛生管理者等養成施設や食鳥処理衛生管理者養成施設等の登録等を行うとともに、生活衛生同業組合振興計画の認定を行う。

⑧ 府県をまたぐキッチンカー許可の相互乗り入れ等

関西広域連合における自動車による飲食店営業許可基準の共通化を受けて、大阪府域及び和歌山県域におけるキッチンカー許可の相互乗り入れを実施しており、違反等発見時に円滑な監視指導を実施するため、許可施設に関する情報を関係機関と共有する。

(2) 各種検査・調査の実施

4, 0 2 6 千円

府内に流通する食品等について、販売店、製造施設、給食調理施設等に対し収去検査等を実施する。

① 規格基準検査の実施

青果物中の残留農薬、加工食品中の食品添加物、畜水産食品中の残留動物用医薬品等について、「食品衛生法」に基づく基準への適合を確認するための検査を実施する。

② 食中毒菌汚染実態調査の実施

食肉、生食用鮮魚介類等、食中毒菌及びウイルス等による汚染の可能性がある食品について、汚染実態調査を実施する。

③ アレルギー物質に関する検査及び監視指導の実施

食品中のアレルギー物質について検査を行い、製造管理、適正な表示の徹底について監視指導を実施する。

④ 水銀、ポリ塩化ビフェニル（P C B）等残留実態調査の実施

水銀、P C B等暫定的規制値が定められている魚介類等の食品について、残留実態調査を実施する。

(3) 食品衛生検査施設における検査の信頼性確保

6, 9 7 9 千円

食品衛生法施行令等により定められた業務管理基準に基づき、検査精度の充実を図る。

(4) 「大阪府食の安全安心推進条例」に基づく食の安全安心の推進

1, 7 2 1 千円

条例に基づき策定した「第4期大阪府食の安全安心推進計画」に沿って、関係部局と連携して「生産から消費にいたる一連の監視指導や検査の実施」、「健康被害の未然防止や拡大防止のための情報の公表」、「食の安全安心の情報発信の推進」、「H A C C Pの取組支援をはじめとする自主衛生管理の推進」等を行う。

(5) 府民への意識啓発・普及

3, 1 5 3 千円

保健所等において、食品等事業者及び府民を対象に衛生講習会を開催し、食中毒の防止や食品衛生に関する正しい知識を普及させる。また、パネルの展示、ポスターの掲示及びリーフレット・パンフレット等を用いた広報活動のほか、府民及び食品等事業者との正確な情報の共有・相互理解の推進を図るため、リスクコミュニケーションを実施する。

(6) カネミ油症患者の検診・調査の実施

2 4, 9 6 5 千円

近畿2府4県に在住する患者等の健康診断（油症検診）と追跡調査を実施するとともに、府内在住の患者を対象とした健康実態調査を実施し、カネミ油症患者の健康状態を把握する。

## 2 食品による危害への対応

食中毒等の危機発生時には迅速かつ的確な対応により危害拡大を防止する措置を講じるとともに、平常時から危機発生に備えた「大阪府食中毒対策要綱」等に基づく体制を整える。

### (1) 連絡体制の整備

府内保健所、庁内関係部局、他の自治体や厚生労働省等との緊急連絡網を活用した連絡体制を整備し、迅速な情報の収集と共有化を図る。

### (2) 速やかな調査・検査の実施

速やかに健康被害状況の把握、的確な措置、原因追及を行い、被害の拡大を防止するとともに、被害者への治療法の一助とするために早急に病因物質を特定する。

### (3) 再発防止措置の実施

発生事案についての詳細な分析・検証を行う。その結果を基に食品等事業者に対し指導を実施し、必要に応じて営業停止等の措置を執る。

### (4) 職員研修の実施

健康被害事象発生時の迅速、的確な初動対応や疫学解析手法の習得のため、机上訓練や研修会等を実施する。

《月別食中毒発生状況》

(令和7年)

	総数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
件数	11	1	3	1	1	1	0	1	1	1	0	1	0
患者数	243	5	123	5	19	7	0	4	10	1	0	69	0
死者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市を除く

## 3 食品表示の適正化の推進

9,926千円

「食品表示法」に基づく食品の適正表示の推進を図るため、食品関連施設の監視指導を行うとともに、表示制度の普及・啓発を図る。

### (1) 食品表示の監視指導の実施

- ① 「大阪府食品衛生監視指導計画」に基づき、食品製造施設に対して期限設定の科学的・合理的根拠の確認をはじめ、安全と品質に係る適正な表示について指導を行う。
- ② 食品表示指導員を配置し、府内の食品販売店を巡回点検することにより、適正表示の啓発・指導、表示の真正性の確認を行う。

### (2) DNA分析検査等による品種・産地判別調査の実施

府内で販売されている生鮮食品等の表示内容の真正性を確認するため検査を行う。

### (3) 不適正表示に関する疑義情報の確認、措置対応

不適正表示に関する疑義情報の収集に努めるとともに、食品表示の責任を有する事業者（以下「食品関連事業者」という。）を所管する国、他自治体、保健所等の関係機関に速やかに情報を回付する。

なお、政令市・中核市内の府域事業者における品質事項の食品表示基準違反については、食の安全推進課が直接立入検査を行い、是正措置を図る。

### (4) 表示相談と表示制度の普及啓発

府保健所及び食の安全推進課を食品表示法に関する一元的な窓口とし、食品関連事業者の表示相談に応じるとともに、業界や各種団体等からの要請に応じて食品表示法に係る講習会の講師を務め、

適正表示の推進を図る。

また、消費者を対象とした食品表示教育を実施し、食品表示制度の普及啓発を図る。

## 参考資料

### 目次 【各計画の概要】

1. 第8次大阪府医療計画（大阪府医師確保計画、大阪府外来医療計画含む）  
（令和6年3月策定）
2. 第2期大阪府死因究明等推進計画（令和8年3月策定）
3. 大阪府自殺対策計画（令和5年3月策定）
4. 第2期大阪府アルコール健康障がい対策推進計画（令和6年3月策定）※
5. 第3期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画（令和8年3月策定）
6. 大阪府感染症予防計画（第6版）（令和6年3月策定）
7. 大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版）（令和7年3月策定）
8. 「健康づくり関連4計画」（令和6年3月策定）
9. 第4期大阪府医療費適正化計画（令和6年3月策定）
10. 大阪府国民健康保険運営方針（令和5年12月策定）
11. 大阪府水道基盤強化計画（令和5年6月策定）
12. 第4期大阪府食の安全安心推進計画（令和5年3月策定）

※令和8年度中に計画策定を行う対象

# 第8次大阪府医療計画 (2024年度～2029年度) 概要

## 1. 計画のポイント

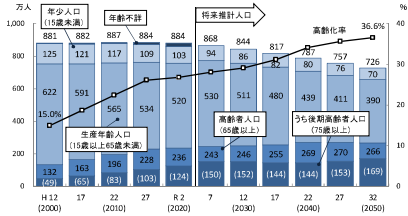
### ● 有事(新興感染症発生時・災害時)に備えた医療体制の整備

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により浮き彫りとなった地域医療の様々な課題への対応を図る。

- ・感染症を主要項目として位置付け、新たに「新興感染症発生・まん延時における医療」を追加。
- ・5疾病4事業等の各分野においても、新興感染症発生・まん延時等における医療体制の確保にかかる体制を整備。

### ● 超高齢社会・人口減少社会における持続可能な医療体制の構築

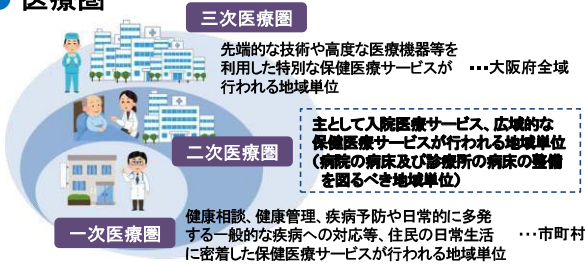
- ・第7次医療計画に引き続き、地域包括ケアシステムの構築に向け、介護等と連携した計画とするとともに、人口構造の変化や医療従事者の確保状況を踏まえ、持続可能で切れ目のない医療体制の構築を図る。



## 2. 第8次医療計画における医療圏

- ・第7次医療計画における医療圏の地域単位を引き続き設定。
- ・各疾病事業における地域単位等については地域の実情に応じ弾力的に対応し、取組を検討。

### ● 医療圏



## 3. 病床過不足の状況と将来の基準病床数の見込み

### ● 既存病床数と基準病床数(病床の整備基準) ※1

【一般病床及び療養病床】

各二次医療圏と、  
「基準病床数」<「既存病床数」となっている。

二次医療圏	基準病床数	既存病床数 (令和5年6月30日現在)
豊能	8,683	8,879
三島	5,742	6,301
北河内	9,318	9,572
中河内	4,924	5,693
南河内	5,587	6,352
堺市	5,401	9,222
泉州	5,171	8,698
大阪市	25,001	31,235
合計	69,827	85,952

※1: 基準病床数の算定に使用する平均在院日数(一般病床)は、近畿ブロック設定値(15.5日)ではなく、大阪府の実態を踏まえた値(14.3日)とする。

【精神・感染症・結核病床】  
(三次医療圏(府全域)で設定)

種別	基準病床数 (令和5年6月30日現在)	既存病床数 (令和5年6月30日現在)
精神	15,992	17,803
感染症	78	78
結核	232	253

【特例措置※2活用の要否について】

■基準病床数の算定条件(コロナ禍前における医療需要データを使用)では、一部二次医療圏において、今後、基準病床数が既存病床数を上回る見込み。

■しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、入院医療需要は減少していること、今後の需要動向が不透明であることから、特例措置を活用し増床させることは、将来的に供給過多となる可能性。

■特例措置を活用せず  
「基準病床数の見直し」を毎年検討。

※1: 医療機関の病床の適正配置を目的に設定する基準。既存病床数が基準病床数を超える地域では、病院及び有床診療所の開設、増床等は原則できない。  
※2: 都道府県は、急激な人口の増加が見込まれ、病床の増加が必要と考えられる場合等において、医療審議会の意見を聴いた上で、厚生労働大臣と協議し、その同意を得た数を加えて、基準病床数とすることができる。

## 4. 第8次医療計画の主な取組

### ● 新興感染症の発生・まん延時に備えた医療体制整備

新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、当該対応での最大規模の体制をめざし、医療機関の機能及び役割に応じた協定締結等を通じて、感染症予防計画に基づく新興感染症にかかる医療体制及び通常医療の提供体制の確保(裏面に記載)を図る。

- 平時における新興感染症の発生・まん延時に備えた医療・療養体制の構築
  - ・病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、人材派遣、物資の備蓄に係る協定や、宿泊療養施設確保に係る協定を医療機関等と締結
  - ・協定締結医療機関における感染症対応を行う人材の養成や資質の向上
- 新興感染症の発生・まん延時の協定締結に基づく医療・療養体制の構築
  - ・協定に基づく医療・療養体制の速やかな整備
  - ・入院調整の府への一元化や移送・搬送体制の整備、自宅療養者等への健康観察・生活支援等

### ● 災害時に備えた医療体制整備

- ・病院全体の耐震化率は全国平均を下回っており、耐震化にかかる取組を進める。また、災害時に備えた非常用自家発電設備の整備、浸水対策等にかかる取組を進める。
- ・災害時の業務継続計画(BCP)の策定率が、救急病院において55.1%となっており、BCP策定を促進するとともに、訓練等を通して、災害に対応できる人材を育成確保する。

- ハード・ソフト両面での災害医療体制強化
  - ・病院の耐震化向上及び非常用自家発電設備の設置、浸水想定区域に所在する病院の浸水対策の取組支援
  - ・院内災害マニュアル及びBCPの策定に向けた取組支援(特に災害医療機関に対する働きかけ)
  - ・関係機関と協力した在宅人工呼吸器装着患者等への災害に備えた支援実施、簡易発電機貸出支援拡充
- 人材養成・派遣体制の確保と関係機関との連携強化
  - ・DMAT・DPAT・災害時小児周産期リソソ等の養成
  - ・医療救護班(保健医療活動チーム)の派遣体制の確保
  - ・訓練等を通じた連携体制の構築

### ● 病床機能の分化・連携の推進(地域医療構想)

高齢者人口の増加に伴う回復期需要の増加を見据え、2025年に向けて必要な病床の確保を図る。  
※国の方針に基づき、地域医療構想は2025年以降に見直し予定

### ● 医師の確保(医師確保計画)

- ①府独自の必要医師数(2036年(二次医療圏別))の算出
  - ・産科、小児科、救急科については、診療科別に設定
- ②医師確保の取組
  - ・偏在(地域偏在及び診療科偏在)の解消に向けた取組(地域医療支援センターの運営等)
  - ・養成段階における取組(地域枠医師の養成等)
  - ・勤務環境改善に向けた取組(時間外労働時間の規制開始を踏まえた働き方改革等)

### ● 外来医療に係る医療提供体制の確保(外来医療計画)

- ・新規開設者に加え、既存の診療所開設者に対しても、意向書の提出を働きかけ。
- ・保健医療協議会の協議を踏まえ「紹介受診重点医療機関」を選定し、外来機能の明確化・連携を推進。

### ● 在宅医療の充実等さらなる高齢化への対応

- ・退院支援から看取り、急変時まで地域で完結できる体制と関係者の連携体制の構築が必要となるため、新たに設定した「在宅医療に必要な連携を担う拠点」及び「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」を中心とした取組を推進。
- ・人生会議(ACP)について、医療・ケア従事者、患者・家族への普及を推進。
- ・全救急搬送患者の半数以上を高齢者が占める状況を踏まえ、二次救急医療機関等関係機関と連携し、高齢者救急にかかる取組を推進。

### ● 二次医療圏における医療体制(圏域編)

二次医療圏ごとに、地域の実情を踏まえ5疾病5事業等について医療体制確保にかかる取組を進める。

# 第8次大阪府医療計画（2024年度～2029年度）概要

## － 現状・課題と今後の主な取組等 －

[凡例] ●: 主要な取組  
◎: 新興感染症の発生・まん延時の取組

### がん

・がん年齢調整死亡率は減少傾向だが、依然全国平均を上回る。  
・予防・早期発見に向けた取組とあわせて、がん診療拠点病院等の機能強化、各医療機関の役割に基づく連携の充実が必要。

#### ●がんの予防・医療等の充実

・第4期大阪府がん対策推進計画に基づく予防・医療等の充実（生活習慣改善、がん検診受診率向上、がん診療拠点病院の機能強化、緩和ケア提供体制の確保等）

#### ●がんの医療機能の分化・連携の推進

・がんの医療体制等を把握し、地域の医療機関の自主的な取組を促進

#### ◎新興感染症の発生・まん延時に備えた体制の構築

・適切ながん検診の提供体制及び必要ながん医療を提供するための連携体制

### 脳卒中等の 脳血管疾患／心筋梗塞等の 心血管疾患／糖尿病

・治療を行う医療機関は充実しているが、今後も医療体制（提供体制、連携体制）のあり方について検討が必要。

#### ●疾病の予防

・生活習慣病に共通する危険因子を取り除くことで、発症リスクを抑えられることから、第4次大阪府健康増進計画に基づく、ライフコースアプローチを踏まえた発症予防・再発予防

#### ●医療機能の分化・連携の推進

・医療体制（提供体制、連携体制）の状況等を把握し、関係者間で方向性の共有を図ることで、地域の医療機関の自主的な取組を促進

#### ◎新興感染症の発生・まん延時に備えた体制の構築

・【脳血管・心血管】迅速かつ適切な救急搬送体制の確保  
・【糖尿病】重症化予防の継続的な取組/透析医療提供体制の確保

### 精神疾患

・患者数は増加傾向であり、多様な精神疾患に対応できる医療機能を明確化するとともに、連携体制の充実が必要。  
・依存症の人が地域で受診できる、治療可能な医療機関の増加を図るとともに人材の養成を図ることが必要。

#### ●多様な精神疾患等の対応

・医療機関の医療機能を明確化し、役割分担・連携を推進  
・依存症及び認知症支援関係者の対応力向上

#### ●精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

・長期入院精神障がい者の精神科病院からの地域移行・地域定着を推進、夜間・休日精神科救急医療システムを安定的に運用

#### ◎新興感染症の発生・まん延時に備えた体制の構築

・必要な精神科医療を提供するための連携体制の構築

### 救急医療

・高齢化の影響で救急搬送患者の増加が見込まれ、救急医療機関の質を担保しつつ、救急医療体制の確保が必要。  
・限られた救急医療資源を有効に活用していくため、府民に対する救急医療の適正利用を啓発していくことが必要。

#### ●救急医療体制の確保と質的向上

・関係機関と連携した二次救急医療体制の確保  
・救急搬送患者受入促進事業などにより受入体制を確保  
・人生会議（ACP）を踏まえた高齢者の救急医療について、心肺蘇生を望まない心肺停止患者の意思を尊重した取組の推進  
・病院前活動と病院後活動の一体的な検証による質的向上  
・府民への救急医療の情報提供・適正利用にかかる普及

#### ◎新興感染症の発生・まん延時に備えた体制の構築

・感染症対応と通常の救急医療を両立できる体制を確保

### 周産期医療

・周産期医療体制の整備には、人材の確保が重要であり、特に、緊急医療を担う周産期母子医療センターにおける取組が必要。  
・分娩数が減少する中、医療機関の緩やかな集約化が進んでいるが、緊急搬送受入件数、最重症合併症妊産婦受入件数は例年同程度で推移しており、引き続き体制維持が必要。

#### ●周産期医療体制の整備

・身近な地域で健診受診できる体制整備（オープンシステムの周知等）  
・母体や胎児が危険な状態にある妊産婦の高度専門医療機関等への搬送体制支援、周産期母子医療センターの医療機能向上

#### ●母子保健の支援体制整備

・妊娠・出産に関連する各種相談、プレコンセプションケアの普及の推進  
・妊産婦健診・受療の支援

#### ◎新興感染症の発生・まん延時に備えた体制の構築

・医療機関の役割分担等による適切な周産期医療提供体制の確保

### 小児医療

・小児死亡率は全国水準にあるが、引き続き、適切な小児医療体制の確立について検討が重要。  
・医療的ケア児等の在宅療養を支えるための地域医療体制の整備や移行期医療の支援体制の構築が必要。

#### ●小児医療体制、小児救急医療・相談体制の確保

・小児救急医療機関等と連携した体制確保  
・小児地域医療センターをはじめとした医療機関連携体制の確保

#### ●医療的ケア児を含む慢性疾患・障がい児等の支援体制の整備

・必要な医療や療育を受けながら、地域で安心して生活ができるよう支援  
・在宅療養や移行期医療にかかる取組の促進

#### ◎新興感染症の発生・まん延時に備えた体制の構築

・医療機関の役割分担等による適切な小児医療提供体制の確保  
・感染症対応と通常の小児救急搬送を両立できる体制の確保

## その他の医療体制と保健医療従事者の確保・資質向上 - 主な取組 -

#### ◆医療安全対策

・医療事故調査制度の周知等を通じた医療安全体制の向上  
・相談職員に対する研修受講の推進

#### ◆臓器移植対策

・臓器移植に関する普及啓発の強化  
・医療機関への協力要請による医療体制整備

#### ◆骨髄移植対策

・正しい理解に向けた普及啓発  
・ドナー登録受付体制の充実・周知

#### ◆難病対策

・拠点病院等を中心とした医療提供体制の強化充実  
・療養支援体制のネットワークの整備・強化  
・人材の育成と正しい知識の普及

#### ◆アレルギー疾患対策

・正しい知識の普及  
・拠点/協力病院を中心とした病院間連携強化

#### ◆歯科医療対策

・第3次歯科口腔保健計画に基づく歯と口の健康づくりの推進  
・医科・歯科連携等の歯科医療対策の推進

#### ◆薬事対策

・かかりつけ薬剤師・薬局の普及  
・連携薬局の薬局機能の活用推進

#### ◆血液の確保対策

・関係機関と連携した献血の推進  
・若年層を中心とした献血の普及

#### ◆保健医療従事者の確保・資質向上

・在宅歯科医療を担う歯科医師の確保  
・高度・多様化する医療ニーズに対応する薬剤師の確保  
・特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の確保 等

# 第2期大阪府死因究明等推進計画の概要

## 1 基本的事項

〈 計画の趣旨 〉

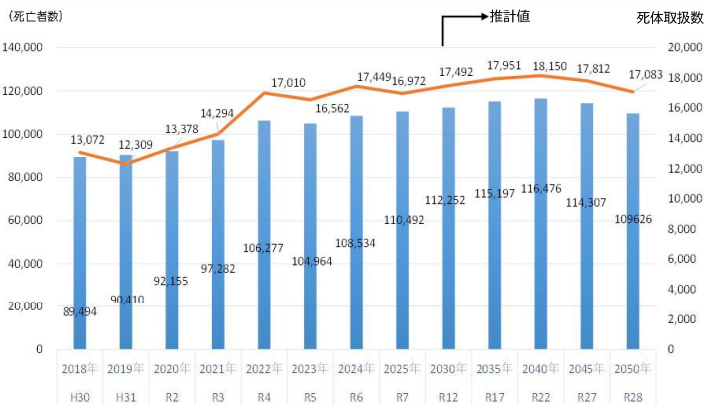
死因究明等推進基本法に基づき閣議決定された「死因究明等推進計画」の趣旨を踏まえ、府における死因究明と身元確認に関する施策を進めるため策定するもの

〈 計画の位置付け 〉地方公共団体毎の死因究明等の施策に関する計画として策定

〈 計画期間 〉令和8年4月～令和11年3月(3年間)

## 2 現状と課題(現計画期間を踏まえて)

府内死亡者数と死体取扱数



出典：(死亡者数) 2024年までは総務省「人口動態調査(確定値)」, 2025年は総務省「人口動態調査(速報値)」, 2026年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」に「出生、死亡及び自然増加の率(総人口)」を乗じて算出  
(死体取扱数) 大阪府警察本部提供データ、今後の推移は死亡者数を基に過去5年間の平均伸び率を乗じて算出

- 死亡者数の増加に伴い、警察の死体取扱数も増加(2040年 ピーク時は、2020年比約1.38倍の18,150件)が見込まれるが、警察医の高齢化や法医学教室の人材不足等により、死因究明に関わる人材が不足 ⇒ 人材の確保と育成が必要
- ①監察医制度のない大阪市外での死亡時画像診断の実施が限定的(R7年実績:市内2,125件、市外137件) ⇒ 府域全体の死因究明体制の均てん化が必要  
②公衆衛生の向上への更なる貢献 ⇒ 検案等により得られた情報の積極的な発信
- 死因究明等の体制を維持する必要 ⇒ 築70年目を迎える監察医事務所の老朽化対策が急務
- ①在宅での看取りの円滑化 ⇒ 人生会議を含めた死因究明制度等の周知啓発が必要  
②大規模災害時の身元確認等の体制整備 ⇒ 関係機関と連携した身元確認調査体制の整備が必要

## 3 死因究明等の体制整備に向けた方針

現計画での取組及び現状と課題を踏まえ、引き続き次の基本方針を念頭に、4つの重点施策を推進する。

### 【基本方針】

- 超高齢多死社会に対応していくため、現行の監察医制度を活用しながら、正確かつ適切な死因を特定する死因究明等の実施体制を府域全体で整備していく。
- 死因究明等の実施体制整備にあたっては、大阪市内と大阪市外で対応が異なる検案体制の均てん化に継続して対応する。

### 基本方針を踏まえた取組状況と次期計画の施策体系と方向性

重点施策	計画における取組の方向性
1 死因診断体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨床医の死因診断レベルのさらなる向上</li> <li>・死因究明等を担う人材不足への対応</li> <li>・警察医(大阪市外)の高齢化、人材不足への対応</li> <li>・警察医等の検案技術の向上</li> </ul>
2 適切な検査・解剖体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡時画像診断等の導入と市外での活用による均てん化</li> <li>・薬物検査等各種検査の充実</li> <li>・解剖や大規模災害に際しての遺族への配慮</li> <li>・検案、解剖等で得られたデータの利活用(熱中症等)</li> </ul>
3 施設の連携・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査・解剖が可能な協力施設の確保・連携推進</li> <li>・監察医事務所の老朽化対策</li> </ul>
4 施策推進のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・穏やかな看取りを希望する本人や家族の心情に配慮した対応の仕組みづくり(人生会議の普及啓発)</li> <li>・情報の適切な管理(国CDR※検討会を踏まえた対応)</li> <li>・府域全体での身元確認体制の整備</li> </ul>

※ CDR…Child Death Review: 予防のためのこどもの死亡検証

# ■「大阪府自殺対策計画」の概要

## 1 基本的事項

### 〈基本理念〉

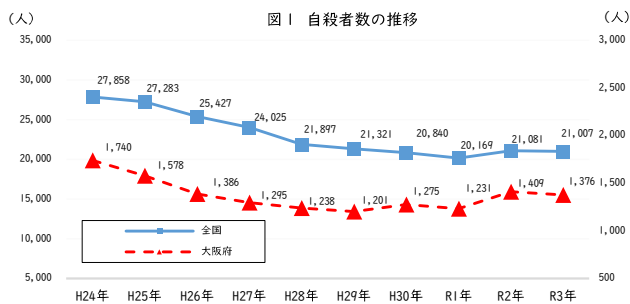
自殺対策基本法第2条に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざして、自殺対策を総合的に推進する。

### 〈計画の位置付け〉 自殺対策基本法第13条第1項に定める「都道府県自殺対策計画」

### 〈計画期間〉 令和5年度～令和10年度（6年間）

## 2 現状とこれまでの取組

### 現状



出典：厚生労働省自殺対策推進室作成 地域における自殺の基礎資料 発見日・発見地  
※警察庁の自殺統計

### ➤自殺者数

- ・減少傾向を維持していたが、令和2年は前年より増加に転じ、令和3年の自殺者数は平成29年より増加。

### ➤特に20歳未満の自殺が増加

- ・男性：平成24年 15名 ⇒ 令和3年 33名
- ・女性：平成24年 8名 ⇒ 令和3年 22名

### ➤自殺死亡率（※人口10万人当たりの自殺者数）

- ・低下傾向を維持していたが、令和2年は前年より上昇
- ・平成24年：19.6 → 令和3年：15.6

### これまでの取組み

- 大阪府自殺対策基本指針を踏まえ展開してきた、重点的な施策ごとの事業については、107事業中9割以上が目標を達成。
- また、府内各市町村の自殺対策計画の策定については、43市町村すべてが令和3年度までに策定済み。

## 3 基本的な考え方

自殺対策基本法第13条に基づき、国の自殺総合対策大綱及び府における自殺の現状や大阪府自殺対策基本指針を踏まえたこれまでの取組みなどを勘案し、2つの基本的な認識の下、7つの基本的な方針に沿って、当面、特に集中的に取組まなければならない施策として、11の重点施策を設定する。

### 基本的な認識

1. 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
2. 自殺は大きな社会問題であり、あらゆる主体が連携し、府域全体で対策を推進する

### 基本的な方針

1. 生きることの包括的な支援として取組む
2. 府民一人ひとりの問題として取組む
3. 社会的要因を踏まえて取組む
4. 事前対応、危機対応、事後対応ごとに取組む
5. 自殺の実態に基づき継続的に取組む
6. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取組む
7. 市町村、関係団体、民間団体等との連携・協働を推進する

### 重点施策

1. 府民のこころの健康づくりを進める
2. 府民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 社会的な取組みで自殺を防ぐ
4. 自殺対策に関わる人材の養成及び資質の向上を図る
5. 適切な精神科医療を受けられるようにする
6. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
7. 遺された人の支援を充実する
8. 自殺の状況に関する調査・分析を推進する
9. 関連施策との有機的な連携と民間団体等との協働を推進する
10. 地域レベルの実践的な取組みを支援する

### 1.1. 子ども・若者の自殺対策を推進する【追加】

### 全体目標

**計画期間中、府内の自殺者数の減少傾向を維持する。**

**【指標：令和9年の自殺死亡率を13.0以下（※）とする】**

※：国大綱の数値目標（令和8年：13.0以下）を参考に設定 ※指標は警察庁の自殺統計（発見日・発見地）の数値とする



(2) 具体的な取組み

■基本方針に基づく施策体系と個別目標

基本理念	基本方針	取組施策	取組み	指標	現状	目標
飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との有機的な連携を図りつつ、アルコール健康障がいに関する者やその家族等が健やかな日常生活及び社会生活を送れるよう支援する。	I 普及啓発の強化	(1) アルコール依存症に悩む本人やその家族等への情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>■アルコール専門医療機関・相談機関の情報提供</li> <li>■アルコール健康障がいに関する情報の発信</li> </ul>	依存症ポータルサイトのアクセス数	7,663件 (R4年度末)	毎年度2万件以上 (R6-8年度末)
		(2) 広報・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学校教育等の推進 (20歳未満の飲酒防止に関する啓発等)</li> <li>■府民への啓発の推進 (アルコール関連問題啓発週間での正しい知識の普及)</li> </ul>	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合	男性13.6%、女性9.6% (R4年度)	男性13.0%、女性6.4% (R8年度末)
		(3) 不適切な飲酒への対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>■特に配慮を要する者 (20歳未満の者・妊産婦・若い世代・高齢者等) への飲酒に関する啓発</li> <li>■飲酒運転対策等 (飲酒運転をした者に対する指導)</li> </ul>	20歳未満の飲酒の割合 妊娠中の飲酒の割合	中学3年：男子3.8%、女子2.7% 高校3年：男子10.7%、女子8.1% (H29年度) 2.3% (R4年度)	0% (R8年度末) 0% (R8年度末)
	II 相談支援体制の強化	(4) 健康診断及び保健指導でのつなぎの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■健康診断及び保健指導に関わる医師や保健師への正しい知識の普及</li> </ul>	アルコール健康障がいに関する研修の開催回数	7回 (R4年度末)	計18回 (R6-8年度末)
		(5) 相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■相談機能の充実 (SNS等を活用した相談体制の充実)</li> <li>■連携体制の充実 (連携会議や事例検討会の開催)</li> <li>■自殺対策との連携</li> </ul>	相談拠点等及び「大阪依存症ほっとライン (SNS相談)」の相談数 連携会議等の開催回数	2,069件 (R4年度末) 28回 (R4年度末)	1.5倍 (R8年度末) 毎年度20回以上 (R6-8年度末)
		(6) 人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>■様々な相談窓口等での対応力の向上 (関係機関職員を対象とした研修の実施)</li> </ul>	関係機関職員専門研修により養成した相談員数	519人 (R4年度末)	毎年度500人以上 (R6-8年度末)
	III 治療体制の強化	(7) アルコール健康障がいに係る医療の推進と連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■関係機関における連携体制の構築 (身体科・精神科医療機関とアルコール専門医療機関の連携推進を図るための研修の実施)</li> </ul>	アルコール専門医療機関における身体科からの紹介数 依存症の診察ができる医療機関数	新規のため、現状値なし 109機関 (R4年度)	増加 (R8年度末) 増加 (R8年度末)
	iv 切れ目のない回復支援体制の強化	(8) 社会復帰の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■啓発及び相談の充実 (医療・福祉・自助グループ等と連携した回復支援)</li> <li>■就労支援 (関係機関との連携による就業・定着支援等)</li> </ul>	相談拠点等の相談者数に占める自助グループ・民間団体等への紹介率	20% (R4年度末)	50% (R8年度末)
		(9) 自助グループや回復支援施設、民間支援団体等の活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■自助グループや回復支援施設、民間支援団体等が行う活動への支援</li> <li>■自助グループや回復支援施設、民間支援団体等との協働</li> </ul>	自助グループ・民間団体等と連携して取り組んだ事業の割合	38% (R4年度末)	50% (R8年度末)

4.第2期計画の推進体制等

■関係会議等

大阪府精神保健福祉審議会アルコール健康障がい対策推進部会

大阪府依存症関連機関連携会議

大阪府精神保健福祉審議会

大阪府依存症対策庁内連携会議

# ■「第3期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」の概要

## 1. 基本的事項

### ●基本理念

- ・アルコール、薬物等に対する依存に関する施策等との有機的な連携を図りつつ、防止及び回復に必要な対策を講ずるとともに、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援する。（基本法第3条・第4条、基本条例第3条）

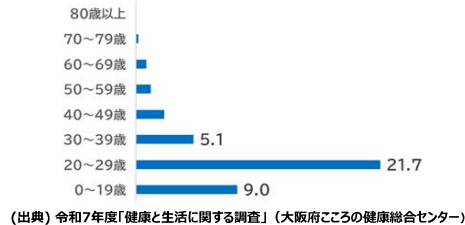
## 2. 現状と課題

### (1)ギャンブル等依存をめぐる状況

#### ①ギャンブル等が習慣化(月1回以上)するようになった年齢

▶「20歳代」が21.7%、「0～19歳」が9.0%と、20歳代までに習慣的なギャンブル等を開始した割合が約3割。

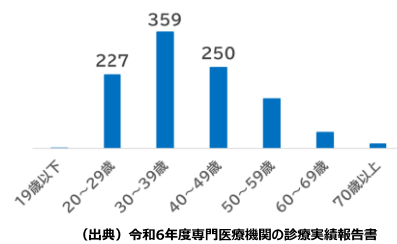
■若年層に対して予防教育、啓発を行うことが必要



#### ②専門医療機関における受診者の年齢別内訳

▶「20歳代」が227人、「30歳代」359人、「40歳代」が250人と若い世代が多い。

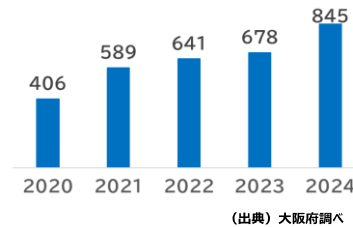
■若年層が受診に至る状態になる前の早い段階で、予防的な介入ができるよう、若年層がアクセスしやすい相談ツール等が必要



#### ③精神保健福祉センターにおける相談状況(実数(人))

▶2020年度406人→2024年度845人  
府内3か所の精神保健福祉センターにおけるギャンブル等に関する相談実績は、増加傾向にある。

■ギャンブル等依存症の本人やその家族等に対する支援として相談支援体制に関する情報発信の強化や専門相談窓口の充実が必要



#### ④ギャンブル等でお悩みの方が最初に相談する際に知りたかったこと(本人)

▶医療機関の情報: 18.2%  
▶弁護士・司法書士の窓口: 13.8%

■ワンストップ支援体制や、他分野との連携・つなぎの強化が必要



### ●計画の位置付け

- ・基本法第13条第1項 及び基本条例第7条第1項に定める「ギャンブル等依存症対策推進計画」として策定。

### ●第3期計画の期間

- ・令和8年度から令和10年度までの3年間

### ⑤ギャンブル等依存症対策基本法改正

令和7年6月改正(施行日:令和7年9月25日)

(主な改正内容)

- ・違法オンラインギャンブル等ウェブサイト等を提示する行為の禁止
- ・インターネットを利用して不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する行為の禁止
- ・国及び地方公共団体による、違法オンラインギャンブル等が禁止されている旨の周知徹底

### (2)第2期計画全体目標の結果

#### 【指標1】『ギャンブル等依存が疑われる人等』の割合

令和4年度(計画策定時)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度末計画目標
3.4%	3.9%	3.2%	2.9%	3.4%未滿
(95%信頼区間 2.8-4.0)	(95%信頼区間 3.4-4.4)	(95%信頼区間 2.7-3.6)	(95%信頼区間 2.5-3.3)	

令和4年度からの4年間で3.4%から2.9%となり、ほぼ横ばい

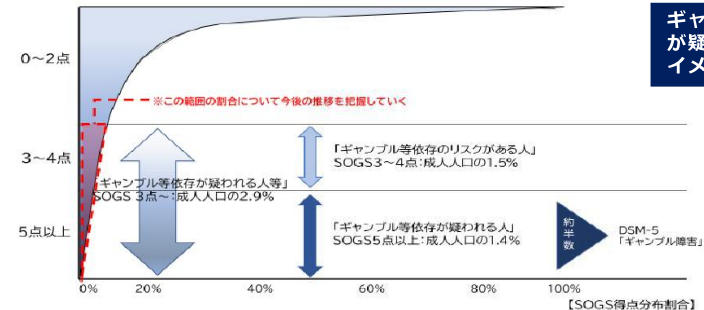
#### 【指標2】『ギャンブル等依存症は病気であることを知っている』と回答した府民の割合

令和4年度(計画策定時)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度末計画目標
82.4%	80.3%	83.9%	82.6%	90%以上

令和4年度からの4年間で82.4%から82.6%となり、横ばい

指標1及び2で使用しているデータは、大阪府内の住民基本台帳から無作為に抽出した18歳以上の18,000名を対象に府が実施する「健康と生活に関する調査」によるもの。令和7年度は、10月1か月間実施し、7,663人(回収率42.6%)より回答を得た。

【SOG5得点分布】



ギャンブル等依存が疑われる人等のイメージ

### 3. 第3期計画の基本的な考え方と具体的な取組

#### ●基本方針

第3期計画では、基本理念や現状と課題等を踏まえ、7つの基本方針と9つの重点施策を展開し、ギャンブル等依存症対策のさらなる強化を図る。

#### ●全体目標

指標としては、

- ①『ギャンブル等依存が疑われる人等』の割合』の低減
- ②『ギャンブル等依存症は病気であることを知っている』と回答した府民の割合』の増加を設定し、府実態調査結果を基に、令和10年度における下記の数値について、計画作成時点の令和7年度の数値からの増減をめざす。

##### 【指標1】『ギャンブル等依存が疑われる人等』の割合

現状※	目標値
SOGS 2.9%	2.9%未満

※現状の数値はR7.10実施の府実態調査におけるもの  
※目標値の考え方:第2期計画と同様、計画策定年度の調査結果未満とする

##### 【指標2】『ギャンブル等依存症は病気であることを知っている』と回答した府民の割合

現状※	目標値
82.6%	90%以上

※現状の数値はR7.10実施の府実態調査におけるもの

#### ●個別目標

全体目標を踏まえ、各重点項目ごとの指標に対して目標値を定める。(下記指標の例)

【重点②】①高等学校等における予防啓発授業等の実施率⇒毎年度100%

②教員向け研修会の参加者数⇒毎年度500名以上

【重点③】①相談拠点やオンライン等での相談支援件数⇒R10年度末までに増加

②ギャンブルの問題を抱えている者が依存の問題に気づいてから初めて医療機関や相談機関を利用するまでの期間⇒R10年度末までに1年以内の割合の増加

【重点④】①ギャンブル等依存症を診ることができる精神科医療機関数

⇒R10年度末までに100機関

②ギャンブル等依存症の専門医療機関数⇒R10年度末までに15機関

【重点⑦】①(仮称)大阪依存症対策センターの開設準備⇒対策センターで活用する各コンテンツの試行実施

②(仮称)大阪依存症対策センターの認知度⇒R10年度末までに30%以上

#### ●施策体系

基本理念及び基本方針に基づく全体の施策体系は下記のとおりとする。

##### ◆基本方針に基づく施策体系と個別目標

基本理念	基本方針	重点施策	取組
			<b>新規</b> : 具体的な取組として新規事業を考えているもの <b>拡充</b> : 具体的な取組として事業の拡充等を考えているもの
アルコール、薬物等に対する依存性に関する施策との有機的な連携を図りつつ、防止及び回復に必要な対策を講ずるとともに、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援を図る。	I 予防・普及啓発の強化	【重点①】 発症予防・正しい知識の普及啓発の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各世代への発症予防・普及啓発 <b>拡充</b></li> <li>➢ 若年層向けの発信強化、公民連携、ポータルサイトの充実 <b>新規</b></li> <li>■ 違法なオンラインギャンブル等に関する啓発 <b>新規</b></li> <li>➢ SNS、動画等を活用した啓発、学校等での予防教育の推進 <b>新規</b></li> <li>■ 多様な関係機関と連携した啓発月間における普及啓発</li> </ul>
		【重点②】 若年層向け予防教育の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 児童・生徒への普及啓発 <b>拡充</b></li> <li>■ 大学や専修学校等への普及啓発 <b>拡充</b></li> <li>➢ 学校等での予防教育の推進 <b>拡充</b></li> <li>■ 若年層にかかわる機会がある人々への普及啓発 <b>拡充</b></li> <li>■ 家庭への普及啓発 <b>拡充</b></li> <li>➢ PTAの研修会等を通じた保護者への啓発 <b>拡充</b></li> </ul>
	II 相談支援体制の強化	【重点③】 依存症の本人及びその家族等への相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 相談窓口の整備 <b>拡充</b></li> <li>➢ 夜間・休日対応や多職種による相談など、相談者の二の次に沿った相談支援 <b>拡充</b></li> <li>■ 本人及び家族等への相談支援の充実 <b>拡充</b></li> <li>■ 回復支援の充実 <b>拡充</b></li> </ul>
		【重点④】 治療可能な医療機関の拡充と治療体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 治療可能な医療機関の充実や専門治療プログラムの普及 <b>拡充</b></li> <li>■ 受診したギャンブル等依存症の本人等への支援 <b>拡充</b></li> <li>➢ 再発防止に向けた環境支援 <b>拡充</b></li> </ul>
	III 治療体制の強化	【重点⑤】 関係機関等との協働による切れ目のない支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ネットワークの強化 <b>拡充</b></li> <li>■ 円滑な地域との連携支援の実施 <b>拡充</b></li> <li>➢ OATISを中心とした関係機関との連携強化 <b>拡充</b></li> <li>➢ OACの枠組を活用した各機関・団体等との情報交換や課題共有の充実 <b>拡充</b></li> </ul>
		【重点⑥】 自助グループ・民間団体等の活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自助グループ・民間団体等が行う活動への支援と協働 <b>拡充</b></li> </ul>
	IV 切れ目のない回復支援体制の強化	【重点⑦】 (仮称)大阪依存症対策センターの開設準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ OATISによる取組の推進 <b>新規</b></li> <li>■ 「(仮称)大阪依存症対策センター」開設準備 <b>新規</b></li> <li>➢ 令和11年度の開設に向けた基本計画の作成、機能の具体化、人材確保等 <b>新規</b></li> </ul>
		【重点⑧】 ギャンブル等依存症に関する調査・分析の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ギャンブル等依存症に関する実態調査 <b>拡充</b></li> <li>➢ 依存症予防の対策に資する調査・分析を推進 <b>拡充</b></li> <li>■ ギャンブル等依存症の本人及びその家族等の実状把握 <b>拡充</b></li> </ul>
	V 大阪独自の支援体制の推進	【重点⑨】 相談支援等を担う人材の養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 医師確保・養成の推進 <b>新規</b></li> <li>➢ 大学や大阪精神医療センターと連携した医師等の確保・養成 <b>新規</b></li> <li>■ 段階的養成プログラムの実施 <b>新規</b></li> <li>■ 様々な相談窓口等での相談対応力の向上 <b>新規</b></li> </ul>
【重点⑩】 調査・分析の推進			
VI 調査・分析の推進			
VII 人材の養成			

# 大阪府感染症予防計画（第6版）の概要 ～新型コロナ対応を踏まえた新興感染症への主な対応～

## 基本的な考え方

1. 感染症の特性やフェーズに応じた準備

2. 病原体等の調査研究や検査の円滑化

3. 有事を想定した医療・療養体制の整備

4. 感染症人材の養成・資質向上

5. 保健所の計画的な体制整備

6. 各施設における対応力の向上

7. 予防接種による発生・まん延防止

## 「平時」からの対策

- 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症（「新興感染症」）を想定し、感染フェーズに応じた対応
  - ・医療機関等との協定締結
  - ・府による新興感染症に備えた訓練の実施
- 専門家からの助言等を反映した取組みの推進 <独自>
- 府民等への啓発

- 地衛研による検査体制の整備と検査機能の向上 数値目標①
- 民間検査会社等との協定締結 数値目標②
- 大安研の機能強化（大学等との連携、行政機関への助言・提言、環境サーベイランス研究の推進） <独自>

- 医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）との協定締結
  - ・医療機関間での機能・役割分担に基づいた協定締結（健康観察含む）
  - ・流行初期に病床確保・発熱外来に対応する医療機関への減収補填
  - ・個人防護具の備蓄の動きかけ（※府でも備蓄） 数値目標③

- 民間宿泊業者等との協定の締結と施設運営体制の検討
  - ・施設確保協定と業務マニュアルの整備や人材確保協定締結の検討 <独自> 数値目標④

- 協定締結等による消防機関や民間救急等と連携した移送体制の整備 <独自>
- 外来受診における民間移送機関と連携した体制整備 <独自>

- 新型コロナの対応を踏まえた有効な対策の検討 <独自>
  - ・臨時の医療施設の設置・運営マニュアルの整備 等

- 行政や医療機関等における感染症人材の研修・訓練等による育成
- 大学等と連携した医療関係職種等の養成等
- 保健所による地域ネットワーク等と連携した医療機関等での研修等への支援 <独自> 数値目標⑤

- ICTの導入など、業務効率化の積極的な推進
- 感染拡大を想定した設備等の検討
- 応援体制の検討 数値目標⑥

- 施設における平時からの感染対策等の徹底
- 地域ネットワークを活用した感染予防対策の推進 <独自>
- 高齢者施設等における連携医療機関等との連携強化 <独自>
- 高齢者施設等及び障がい者施設等への医療提供に係る医療機関との協定締結 数値目標⑦

- 予防接種に関する正しい知識の普及

## 「有事」の対応（新興感染症の発生・まん延時）

- 想定し、感染フェーズに応じた対応
  - ・府対策本部会議の設置・運営による総合的対策の推進 <独自>
- 専門家からの助言等を反映した取組みの強化 <独自>
- 府民等への啓発・差別等の解消と相談窓口の設置

- 地衛研による検査の実施（発生初期）（大安研は民間検査会社参入等に伴いゲノム解析等に重点化）
- 協定に基づいた検査の実施（発生初期後）
- 地衛研による病原体等の調査研究等
- 大安研による最新の知見・情報を踏まえた助言・提言 <独自>

- 協定に基づいた医療の提供（病床確保、発熱外来、自宅・宿泊療養者や高齢者施設等及び障がい者施設等へのオンライン・往診等による医療提供、後方支援、人材派遣）

- 協定に基づいた宿泊施設の開設・運営

- 消防機関等との協定等による移送等の実施 <独自>

- 新型コロナの対応を踏まえた有効な対策の推進
  - ・入院調整の府への一元化の検討 <独自>
  - ・臨時の医療施設の設置の検討 <独自>
  - ・診療型宿泊療養施設等の設置の検討 <独自>
  - ・外出自粛対象者からの相談体制の府への一元化の検討 <独自>
  - ・健康観察や生活支援等による療養環境の整備

- 新興感染症発生及びまん延時における診療等の体制強化に向けた研修等の実施

- 業務の重点化・効率化、府への一元化等の実施 <独自>
- 本庁等による応援人材の派遣等

- 医療機関による地域の医療機関のネットワークを活用した感染症の発生・拡大防止の対策
- 保健所による高齢者施設等や障がい者施設等への感染制御に係る支援 <独自>
- 協定に基づいた高齢者施設等及び障がい者施設等への医療の提供

- 予防接種法に基づく臨時の予防接種の推進 <一部独自>

## 数値目標

検査措置協定

①・②【検査体制】	流行初期	流行初期経過後
地方衛生研究所	808件/日	758件/日
保健所等	530件/日	530件/日
医療機関等（※）	24,768件/日	67,505件/日
合計	26,106件/日	68,793件/日

（※）定性的な協定を締結することとなった民間検査機関においては、当該機関が保有する検査実施能力（全国から受託可能な検査実施能力）を計上

医療措置協定

③【病床確保】	流行初期	流行初期期間経過後
重症病床	270床	379床
軽症中等症病床	2,383床	3,997床

③【発熱外来】	流行初期	流行初期経過後
発熱外来数	1,985機関	2,131機関

③【医療提供】	流行初期	流行初期経過後
自宅療養者への提供	病院・診療所:1,216 薬局:2,997 訪問看護:615	病院・診療所:1,285 薬局:3,046 訪問看護:655
宿泊療養者への提供（※）	病院・診療所:456 薬局:2,744 訪問看護:273	病院・診療所:463 薬局:2,779 訪問看護:299
高齢者施設等への提供	病院・診療所:689 薬局:2,804 訪問看護:437	病院・診療所:708 薬局:2,837 訪問看護:477
障がい者施設等への提供	病院・診療所:648 薬局:2,795 訪問看護:401	病院・診療所:665 薬局:2,825 訪問看護:441

（※）流行初期期間では6病院・15診療所、流行初期期間経過後では7病院・16診療所が、診療型宿泊療養施設における医療提供について協定を締結

③【後方支援】	流行初期	流行初期経過後
感染症以外の患者受入	250機関	263機関
転院受入	283機関	318機関

③【人材派遣】	流行初期	流行初期経過後
医師	延べ331人	延べ341人
看護師	延べ580人	延べ591人
その他	延べ326人	延べ335人

確保措置協定

④【宿泊施設】	流行初期	流行初期経過後
確保居室数	13,504室	16,672室

⑤【人材養成】	研修等の回数
感染症医療担当従事者等 保健所職員、本庁職員	年1回以上

⑥【保健所体制】	流行開始から1か月に想定される業務量に対応する人員確保数
合計	2,283人 府管轄保健所585人(各65人)、 大阪市700人、堺市220人、東大阪市177人、 高槻市104人、豊中市98人、枚方市124人、 八尾市92人、寝屋川市85人、吹田市98人

# 大阪府感染症予防計画（第6版）の主な項目と取組み

■ 新興感染症に係る取組み □ 新興感染症も含めた感染症に係る取組み  
府等：府及び保健所設置市（保健所が含まれる場合もあります）

		平時	感染症の発生及びまん延時
発生予防・まん延防止		<ul style="list-style-type: none"> <li>□ <b>感染症発生動向調査</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府等における調査の実施と情報の収集・分析・公表体制の整備、電磁的な方法による届出の周知</li> </ul> </li> <li>□ <b>専門家等からの助言等を踏まえた対策の推進【新 独自】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府による府感染症対策部会（都道府県連携協議会）等を活用した対策の推進</li> </ul> </li> <li>□ <b>予防接種に関する正しい知識の普及</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>患者情報等公表の府への一元化【新 独自】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所設置市との協議を通じ、府に患者情報等公表を一元化（一部感染症も含む）</li> </ul> </li> <li>□ <b>専門家等からの助言等を踏まえた対策の強化【新 独自】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府による専門家等からの助言等を活用した感染症対策の強化</li> </ul> </li> <li>□ <b>積極的疫学調査、対人・対物措置</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府等による流行状況の把握、感染源や感染経路の究明等</li> <li>・府等による就業制限、入院勧告や建物への立入制限等</li> </ul> </li> <li>□ <b>臨時の予防接種の推進（まん延期）【新 一部独自】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府等による接種体制の構築</li> </ul> </li> </ul>
病原体の情報収集等		<ul style="list-style-type: none"> <li>□ <b>感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査、研究【新 一部独自】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所による地衛研との連携下での情報収集、疫学的な調査、分析及び研究</li> <li>・地衛研による病原体等の調査、研究等、大安研の機能強化（大学等との連携、行政への助言・提言、環境サーベイランス研究の推進）</li> <li>・感染症指定医療機関による知見の収集と分析</li> </ul> </li> </ul>	
検査の実施体制等		<ul style="list-style-type: none"> <li>□ <b>地衛研等における検査体制の整備と検査機能の向上【新】</b> &lt;数値目標&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・府等による、地衛研等での人員確保等の体制整備の実施・支援</li> <li>・地衛研による研修・訓練や検査機器等の設備整備、検査試薬等の確保</li> </ul> </li> <li>■ <b>民間検査会社等との検査措置協定の締結【新】</b> &lt;数値目標&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・府における平時からの協定締結による計画的な体制整備</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ <b>地衛研等による検査の実施【新】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地衛研等による検査の実施（新興感染症に関しては、大安研は、民間検査会社参入等に伴い、ゲノム解析等に重点化）</li> </ul> </li> <li>■ <b>協定に基づいた検査の実施【新】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府知事要請による医療機関、民間検査会社等での検査の実施</li> </ul> </li> </ul>
医療提供体制	入院	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ <b>感染症指定医療機関による対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症法に基づく感染症病床での入院対応（計6機関78床）</li> </ul> </li> <li>■ <b>医療機関との病床確保及び後方支援に係る医療措置協定の締結【新】</b> &lt;数値目標&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・府における平時からの協定締結による計画的な体制整備（病床確保については第一種協定指定医療機関として指定）</li> </ul> </li> <li>■ <b>臨時の医療施設の設定・運営マニュアルの整備【新 独自】</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ <b>感染症指定医療機関による対応</b></li> <li>■ <b>協定に基づいた病床確保と後方支援体制の整備【新】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府知事要請による入院医療体制の整備、後方支援</li> </ul> </li> <li>■ <b>入院調整の府への一元化の検討【新 独自】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の特性に応じ、入院調整の府への一元化を早期に検討</li> </ul> </li> <li>□ <b>一般医療機関における医療提供</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府等による関係機関等との連携確保</li> </ul> </li> <li>■ <b>臨時の医療施設等の設置・運営の検討【新 独自】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府による受入病床不足時における臨時の医療施設等の検討</li> </ul> </li> <li>■ <b>救急医療体制の整備【新 独自】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関との連携体制の構築（疑い患者のトリアージ病院等）</li> </ul> </li> </ul>
	発熱外来	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>医療機関との発熱外来に係る医療措置協定の締結【新】</b> &lt;数値目標&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・府における平時からの協定締結による計画的な体制整備（第二種協定指定医療機関として指定）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>協定に基づいた発熱外来の整備【新】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府知事要請による発熱外来の実施</li> </ul> </li> <li>□ <b>一般医療機関における医療提供</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府等による関係機関等との連携確保</li> </ul> </li> </ul>
	自宅療養者等への医療提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>医療機関との医療提供に係る協定締結【新】</b> &lt;数値目標&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・府における平時からの協定締結による計画的な体制整備（第二種協定指定医療機関として指定）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>協定に基づいた医療の提供体制の整備等【新】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府知事要請による自宅・宿泊療養者や高齢者施設等及び障がい者施設等へのオンライン・往診等の医療提供</li> </ul> </li> </ul>
	医療人材派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>医療機関との医療人材派遣に係る医療措置協定の締結【新】</b> &lt;数値目標&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・府における平時からの協定締結による計画的な体制整備</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>協定に基づいた医療人材の派遣【新】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府知事要請による医療人材の派遣</li> </ul> </li> </ul>
	個人防護具の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>個人防護具の備蓄【新】</b> &lt;数値目標&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関における協定に基づく個人防護具の備蓄、府による個人防護具の備蓄</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>個人防護具の供給【新】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府による個人防護具の調達や医療機関への供給</li> </ul> </li> </ul>
	移送	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ <b>移送体制の整備【新】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府等による車両の確保、民間救急等との協定締結等、消防機関との申し合わせ等の検討</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ <b>関係機関と連携した移送体制整備に向けた取組みの強化【新】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府等による消防機関等と連携した、患者の病状を踏まえた対象及び感染症の特性を踏まえた安全な移送体制の確保</li> </ul> </li> </ul>
宿泊施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>民間宿泊業者等との宿泊施設確保措置協定の締結と運営の検討【新・一部独自】</b> &lt;数値目標&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・府における平時からの協定締結による計画的な体制整備</li> <li>・府による運営業務マニュアル等の整備や医療人材確保に向けた医療関係団体等との協定締結の検討</li> <li>・府による宿泊施設への移送のための民間移送機関との協定締結等の検討</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>協定に基づいた宿泊施設の開設・運営等【新 一部独自】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府による協定に基づいた宿泊施設の開設・運営（宿泊施設への移送に係る体制確保も含む）</li> <li>・府による診療型宿泊療養施設や要支援・要介護高齢者対応施設等の検討</li> </ul> </li> </ul>	
療養生活の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>医療機関との健康観察に係る協定の締結【新・一部独自】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府による医療機関との医療措置に併せた健康観察に係る協定の締結</li> <li>・府による外来受診時における民間移送機関と連携した体制の整備</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>健康観察、生活支援等の実施【新】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府等における委託等による健康観察の実施</li> <li>・府等による市町村等と連携した生活支援の実施</li> </ul> </li> <li>■ <b>相談体制の整備【新 独自】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・療養者からの相談体制の府への一元化</li> </ul> </li> </ul>	
人材の養成・資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ <b>感染症に関する人材の養成・資質の向上【新 一部独自】</b> &lt;数値目標&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・府等、保健所、地衛研における職員や、感染症医療担当従事者等の感染症に係る各種研修への参加促進、大学等と連携した医療関係職種養成等、感染管理地域ネットワーク等との連携による医療機関等への研修等の支援等</li> </ul> </li> </ul>		
保健所の体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ <b>保健所の体制確保【新】</b> &lt;数値目標&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・府等による、保健所における人員体制や機器等の整備</li> <li>・府等によるICTの活用等を通じた効率化の検討</li> </ul> </li> <li>□ <b>保健所への応援体制の整備【新】</b> &lt;数値目標&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・府等による応援対象職員を含めた感染症等に関する研修・訓練</li> <li>・府等におけるIHEAT要員の確保や研修等による臨時的な人員の確保</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ <b>保健所業務の重点化・効率化【新 一部独自】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府等による外部委託、府による入院調整等の業務一元化の検討等</li> </ul> </li> <li>□ <b>保健所への応援人材の配置等による体制強化【新】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府等による本庁からの応援職員やIHEAT要員等の保健所への配置・人材派遣等</li> </ul> </li> </ul>	
緊急時における感染症のまん延防止等	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ <b>一類感染症等の発生及びまん延に備えた対応【新 一部独自】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府等によるマニュアル等の整備や特措法に基づく行動訓練等の実施</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ <b>対策本部会議の設置・開催【独自】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府における本部会議を設置・開催による総合的な対策の推進</li> </ul> </li> </ul>	
普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ <b>府民への感染症に関する正しい知識の普及と差別等の解消</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府等による各種媒体を活用した感染症に関する啓発等の実施や差別等の解消の取組み</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ <b>府民への感染症に関する正しい知識の普及と差別等の解消、相談体制の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府等による各種媒体を活用した感染症に関する啓発等の実施や差別等の解消の取組み、府等による相談窓口の整備</li> </ul> </li> </ul>	
施設内感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ <b>医療機関、高齢者施設等及び障がい者施設等での感染予防対策の実施【新 独自】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府等による地域でのネットワークを活用した研修・訓練の支援</li> <li>・高齢者施設等における連携医療機関等との連携対策の強化と、府による支援</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ <b>医療機関、高齢者施設等及び障がい者施設等への感染症発生・拡大防止の対策強化【新 一部独自】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関による地域の医療機関のネットワークを活用した感染症の発生・拡大防止の対策</li> <li>・保健所による高齢者施設等や障がい者施設等への感染制御に係る支援</li> </ul> </li> </ul>	

# 大阪府新型コロナウイルス等対策行動計画(第2版) 概要

## 新型インフルエンザ等対策行動計画

- 特措法に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、**平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示した計画**。※府行動計画は、H25.9策定
- 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)によるパンデミックや法改正等を踏まえ、**政府行動計画が約10年ぶりに抜本的に改定(R6.7)**。
- 国は、**おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について必要な検討を実施**。

### 【計画に基づく対策の目的(現行計画から変更なし)】

#### 1 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。

- ・流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療提供体制への負荷を軽減
- ・患者数等が医療提供体制の能力を超えないようにし、治療が必要な患者が医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。等

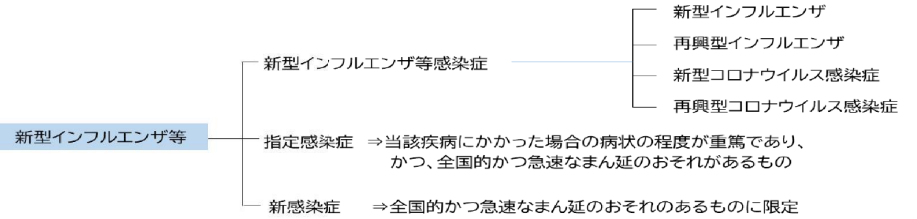
#### 2 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に実施 等

### <政府行動計画改定のポイント>

新型コロナ対応等での課題	政府行動計画改定内容(R6.7)
(1)平時の備えの不足 ①主に新型インフルエンザを想定した計画 ②検査体制や医療提供体制の立ち上げ ③国からの情報共有や特措法運用に当たって都道府県との連携	(1)平時の準備の充実 ①新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の幅広い呼吸器感染症等も念頭に置いた計画 ②都道府県知事と医療機関との協定等に基づく <b>迅速な検査・医療提供体制の整備</b> ③都道府県等と連携した平時より実効性のある訓練を定期的 <b>に実施</b>
(2)変化する状況への対応の課題 ①変異等による複数の波への対応と長期化 ②対策の切り替えのタイミング(情報収集・分析、それに基づく判断を行う体制やプロセスが未整理) ③社会経済活動とのバランス	(2)対策項目の拡充や柔軟かつ機動的な対策の切り替え ① <b>中長期的に複数の波が来ることを想定</b> ②状況の変化と感染拡大防止・社会経済活動のバランスを踏まえた <b>リスク評価に基づく対策の柔軟かつ機動的な切替え</b> ③ <b>対策項目の拡充(6項目→13項目)と記載の充実</b> ・対策項目ごとに3期(準備期、初動期、対応期)に再設定の上、 <b>準備期の取組みを充実</b> ・ <b>有事(※)のシナリオを整理、必要な対策の選択肢を記載</b> (※)初動期 国内外で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階 対応期 封じ込めを念頭に対応する時期/ 病原体の性状等に応じて対応する時期/ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期/ 特措法によらない基本的感染症対策へ移行する時期
(3)情報発信の課題 ①情報発信や情報共有の体制や方法などが未整理 ②差別・偏見の発生や偽・誤情報の増幅	(3)情報発信の強化 平時からの感染症等に関する <b>普及啓発やリスクコミュニケーションの実施等</b>

## 行動計画の対象となる感染症



※感染症法及び特措法改正により、新型インフルエンザ等に新型コロナウイルス感染症、再興型新型コロナウイルス感染症、指定感染症が新たに追加

## 大阪府新型コロナウイルス等対策行動計画改定のポイント

- 政府行動計画改定及び新型コロナ対応の教訓を踏まえ、**府独自の取組も含めて計画を抜本的に改定**。
- 大都市圏である府においては、**感染・療養状況等を踏まえ、府独自のまん延防止対策が必要**。
- おおむね6年ごとの政府行動計画改定に係る検討を踏まえ、**必要に応じ、府計画を見直し**。

### <大きな変更点(一部抜粋)>

#### I 情報収集・分析に基づくリスク評価

→2 情報収集・分析(P.2)

- ・府及び大安研による**リスク評価と、それに基づく柔軟かつ機動的な対策の切替**(国や国立健康危機管理研究機構、医療機関、大阪公立大学大阪国際感染症研究センターや大阪大学感染症総合教育研究拠点等と連携)

#### II 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

→4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション(P.2)

- ・科学的根拠等に基づいた**正確な情報を府民等に迅速に提供**
- ・可能な限り**双方向のコミュニケーション**を行い、府民等の適切な判断・行動を促進

#### III まん延防止

→6 まん延防止(P.3)

- ・**リスク評価に基づく、感染症の特徴等や府民生活・社会経済活動への影響を踏まえた対策の実施**  
 ・対応者別(患者や濃厚接触者、府民、事業者、施設、学校等)  
 ・時期別(封じ込めを念頭に対応する時期等)

#### IV 医療、検査、保健

→8 医療, 10 検査, 11 保健(P.3,4)

- ・医療機関や民間検査会社等との協定に基づいた**検査・医療療養体制の整備等**(検査体制について、大安研は、民間検査会社参入等に伴い、ゲノム解析等に重点化)
- ・**感染症に関する人材の養成、資質向上**
- ・**保健所や地方衛生研究所の体制整備**(大阪府感染症予防計画(第6版)や第8次大阪府医療計画と整合性を確保)

#### V 府民生活・府民経済

→13 府民生活・府民経済(P.4)

- ・平時から、有事に備え、事業者や府民等に**必要な準備(備蓄等)を推奨**
- ・有事には、**府民生活・府民経済の安定確保に必要な対策や支援**

**幅広い感染症による危機に対応できる社会をめざす**

# 大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版) 概要—13項目の主な取組

[凡例] 準備期:平時 初動期:政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間 対応期:基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降

府等:府及び保健所設置市(保健所及び地衛研を含む。) 地衛研:地方衛生研究所 大安研:地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所 ※主語の明記がない場合は府の取組

## 1 実施体制

・関係機関が連携し、取組を推進する。

### [準備期]

#### ●平時における対応力強化の取組

・府、市町村、指定地方公共機関による行動計画の作成・変更や医療機関も含めた人材育成、府による実践的な訓練等の実施情報共有等を通じた関係機関間の連携体制の構築

#### ●総合調整による市町村等の体制整備や人材確保等の着実な推進

### [初動期・対応期]

#### ●府対策本部の設置及び専門家会議からの意見等を踏まえた対応方針の協議・決定

#### ●府・市町村における必要な人員体制の強化

#### ●保健所設置市等に対する入院措置等に関する総合調整等

#### ●(対応期)他の都道府県への医療関係者等の派遣・応援要請

## 2 情報収集・分析

・状況の変化に合わせた情報収集・分析を通じ、感染症のリスクを評価し、政策上の意思決定につなげる。

### [準備期]

#### ●府及び大安研による情報収集・分析とそれに基づくリスク評価体制の整備

(国、医療機関、大学・研究機関等との人的・組織的ネットワークの構築)

#### ●府等及び大安研での研修等による感染症専門人材の育成

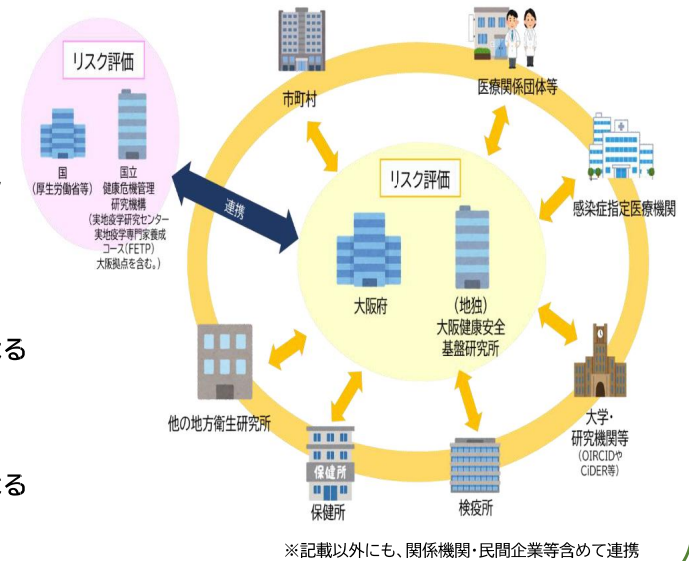
### [初動期]

#### ●府及び大安研による、上記人的・組織的ネットワークによる情報収集・分析及びリスク評価、それに基づく感染症対策の迅速な判断・実施

### [対応期]

#### ●府及び大安研による、上記人的・組織的ネットワークによる情報収集・分析及びリスク評価、それに基づく感染症対策の柔軟かつ機動的な切替

<情報収集・分析に係るネットワーク(イメージ)>



※記載以外にも、関係機関・民間企業等も含めて連携

## 3 サーベイランス

・感染症危機管理上の判断に資するよう、感染症の早期探知、発生動向の把握等を迅速かつ適切に行う。

### [準備期]

#### ●府等による平時の感染症サーベイランスの実施

・指定届出機関における急性呼吸器感染症の流行状況把握

#### ●感染症サーベイランスに関係する人材の育成等

### [初動期]

#### ●府等による有事の感染症サーベイランスの開始

・全数把握を始めとする患者発生サーベイランス等の強化による患者の発生動向等の迅速かつ確かな把握の強化  
感染症の特徴や病原体の性状等に係る必要な知見を得るための入院サーベイランス、病原体ゲノムサーベイランス等

### [対応期]

#### ●府等による流行状況に応じたサーベイランスの実施

・全数把握から定点把握への移行等

## 4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション <リスコムは新規項目>

・感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のリスコムを行い、府民等が適切に判断・行動できるようにする。

### [準備期](府は市町村と連携して実施)

#### ●府等による府民等への情報提供・共有

・基本的な感染対策、感染症の発生状況、とるべき行動等

・偏見・差別等や偽・誤情報に関する啓発

#### ●専門家の助言等を踏まえた情報提供・共有方法等の検討

### [初動期・対応期](府は市町村と連携して実施)

#### ●患者情報等の府への一元化による情報提供等

#### ●専門家の助言等を踏まえた双方向のリスコム

・SNSやアンケート調査等による府民意見等の把握やコールセンターの設置等と、それを通じたリスク情報や見方等の共有

#### ●(対応期)病原体の性状等に応じて変更する対策の情報提供等

・科学的根拠等政策判断の根拠、従前からの対策の変更点やその理由等

## 5 水際対策<新規項目>

・国内への病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせる。

### [準備期]

#### ●会議や研修、訓練等を通じた検疫所等との連携体制の構築

### [初動期・対応期]

#### ●府等による、検疫所と連携した健康観察や積極的疫学調査等によるまん延防止のための措置

#### ●(対応期)府等による、体制等を踏まえた国に対する健康観察の代行要請

# 大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版) 概要—13項目の主な取組

[凡例] 準備期:平時 初動期:政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間 対応期:基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降

府等:府及び保健所設置市(保健所及び地衛研を含む。) 地衛研:地方衛生研究所 大安研:地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所 ※主語の明記がない場合は府の取組

## 6 まん延防止

・まん延防止対策を講ずることで、感染拡大速度やピークを抑制し、医療提供体制を対応可能な範囲に収める。

### [準備期]

- 想定される対策の内容やその意義についての周知広報による府民等の理解の促進
- 行政による感染対策の普及と学校、高齢者施設等による感染対策の実施

### [初動期]

- 府等による、感染症法に基づく患者への入院勧告等や濃厚接触者への外出自粛要請等
- 府等による保健所等各機関への対応準備要請

### [対応期]

- 対策の切替のための参考指標等の設定・公表
  - 感染症の特徴等や社会経済状況等を踏まえたまん延防止対策
    - ・対応者別(患者や濃厚接触者、事業者、施設、学校等)
    - ・時期別(封じ込めを念頭に対応する時期等)
- ※国は、基本的対処方針を策定・変更した上で、発生状況や病床利用率等を踏まえてまん防・緊急事態措置を実施

## 7 ワクチン<新規項目>

・ワクチン接種により、府民の健康を守るとともに、患者数等の減少により医療提供体制を対応可能な範囲に収める。

### [準備期]

- 府民が治験等に参加しやすい環境整備
- 府及び市町村による、医療関係者等と連携した接種体制構築に向けた準備
  - ・接種に携わる医療従事者等の体制や接種場所の検討等
- 府及び市町村による、科学的根拠に基づく予防接種の意義や制度等の府民の理解促進

### [初動期・対応期]

- 医療機関等に対する治験等の協力要請
- (初動期)府及び市町村による、国の方針を踏まえた接種体制構築
  - ・会場や医療従事者確保等
- (対応期)府及び市町村による接種の実施、高齢者施設等への巡回接種等による接種
- (対応期)府及び市町村による、科学的根拠に基づくワクチンの安全対策等の府民等への情報提供・共有や副反応の相談体制等の検討

## 8 医療

・府民が安心して生活を送れるよう、健康被害を最小限にとどめ、社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

### [準備期]

- 協定締結による計画的な医療提供体制の整備
  - ・医療機関間での機能・役割分担に基づいた、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、人材派遣協定
  - ・流行初期に病床確保・発熱外来に対応する医療機関への減収補償
- 協定締結による計画的な宿泊施設の確保と運営の検討
- 府等による車両の確保、民間救急等との協定締結等、消防機関との申し合わせ等の検討による移送体制の整備
- 府等、医療機関等における、研修等による人材養成、資質向上

### [初動期]

- 医療機関等に対する感染症に関する知見の共有等
- 府等による受診調整等を行う相談センターの設置(一般的な相談に対応するコールセンターは別途設置を検討)
- 感染症指定医療機関での医療の提供(協定締結医療機関に対しては段階的に医療提供を要請)
- 府と関係保健所等による入院調整(府は入院調整業務の府への一元化を検討)

### [対応期]

- 府等による相談センターの強化と、府による府民の受診の仕組みの変更
  - ・感染状況等を踏まえた、有症状者が直接発熱外来を受診する仕組みへの変更
- 協定締結医療機関による医療の提供
  - ・病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、人材派遣
- 協定に基づく宿泊施設の開設・運営
  - ・宿泊施設への移送に係る体制確保や診療型宿泊療養施設、要支援・要介護高齢者対応施設の検討を含む
- 府等による消防機関等と連携した移送等の実施
- 新型コロナの対応を踏まえた有効な対策の推進
  - ・入院調整の府への一元化の検討
  - ・臨時の医療施設の設置の検討
  - ・診療型宿泊療養施設等の設置の検討
  - ・外出自粛対象者からの相談体制の府への一元化の検討
  - ・府等による健康観察や生活支援等による療養環境の整備

## 9 治療薬・治療法<新規項目>

・健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめるため、治療薬・治療法を活用する。

### [準備期]

- 治験等への実施協力が可能な環境整備
- 抗インフルエンザウイルス薬の計画的かつ安定的な備蓄

### [初動期・対応期]

- 医療機関等に対する治験等の協力要請
- 国方針に基づいた抗インフルエンザウイルス薬の使用(新型インフルエンザの場合)
  - ・患者の同居者や医療従事者等への予防投与
- 治療薬・治療法の医療機関等への情報提供
- (対応期)国から配分された治療薬の医療機関等への円滑な流通

## 10 検査<新規項目>

・必要な者に適時の検査をすることで、患者の早期発見、流行状況の的確な把握等を行い、適切な医療提供や、対策の的確な実施・機動的な切替えを行う。

### [準備期]

- 民間検査会社等との検査措置協定の締結による計画的な検査体制の整備
- 地衛研における検査体制の整備
- 大安研による他機関の検査体制強化への支援

### [初動期]

- 地衛研を中心とした検査の実施

### [対応期]

- 地衛研や検査措置協定等に基づく検査体制の拡充と検査の実施(大安研は、民間検査会社参入等に伴い、ゲノム解析等に重点化)
- 大安研による他機関への技術支援や精度管理
- 医療機関等への検査方法等の情報提供・共有

# 大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版) 概要—13項目の主な取組

[凡例] 準備期:平時 初動期:政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間 対応期:基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降

府等:府及び保健所設置市(保健所及び地衛研を含む。) 地衛研:地方衛生研究所 大安研:地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所 ※主語の明記がない場合は府の取組

## 11 保健<新規項目>

・保健所及び地衛研の有事体制移行の下、地域の実情に応じた効果的な対策を実施する。

### [準備期]

#### ●保健所における有事に備えた体制整備

- ・府等の本庁による応援職員、IHEAT要員、応援派遣等による保健所の有事体制に係る人員の確保と研修等の実施
- ・保健所による健康危機対処計画の策定と、計画に基づく人員確保、研修・訓練の実施、業務の効率化等の推進

#### ●地衛研による有事に備えた体制整備

- ・健康危機対処計画の策定と、計画に基づく機器の整備等や調査研究の推進、関係機関等との連携体制の確保、人員体制の整備等

### [初動期]

#### ●保健所における有事体制移行への準備

- ・府等の本庁による人員確保の準備や業務一元化等の検討
- ・保健所による、健康危機対処計画に基づいた移行準備(人員の参集や受援、必要な資機材等の調達準備等)

#### ●地衛研による感染症有事体制への移行準備

- (人員の参集や受援、必要な資機材等の調達の準備等)

### [対応期]

#### ●保健所及び地衛研による感染症有事体制への移行と府等の本庁による応援職員等の派遣等

#### ●府等による感染状況に応じた取組

- ・国立健康危機管理研究機構に対する実地疫学専門家等の派遣要請や都道府県からの保健師等の広域派遣要請
- ・業務の一元化等による保健所及び地衛研の業務効率化の推進
- ・国の方針を踏まえた積極的疫学調査の対象範囲等の見直し等

## 12 物資<新規項目>

・感染症対策物資等の確保・流通のもとに医療や検査等が円滑に実施されることで、府民の生命及び健康を保護する。

### [準備期]

#### ●府や市町村、指定地方公共機関における感染症対策物資等の備蓄

#### ●医療機関等における感染症対策物資等の備蓄

### [初動期]

#### ●府備蓄からの協定締結医療機関等への個人防護具の配布(不足時)

### [対応期]

#### ●府備蓄からの協定締結医療機関等への個人防護具の配布(不足時)と国への必要な対応の要請

## 13 府民生活・府民経済

・社会全体で感染対策に取り組むことで、府民生活及び府民経済への影響を抑える。

### [準備期]

#### ●事業継続に向けた準備

- ・指定地方公共機関における業務計画の策定
- ・事業者に対する柔軟な勤務形態等の導入準備の推奨

#### ●府及び市町村による、府民や事業者に対する、衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄の推奨

### [初動期]

#### ●事業継続に向けた準備等の要請

- ・事業者に対する事業継続に向けた対策(従業員の健康管理の徹底やオンライン会議等の活用、テレワーク等の推進等)の準備要請
- ・指定地方公共機関による業務計画に基づいた事業継続の準備

#### ●物資等購入時における消費者としての適切な行動等、府民等への呼び掛け

### [対応期]

#### ●府民生活の安定確保に向けた対応

- ・物資等購入時における消費者としての適切な行動等、府民等への呼び掛け
- ・府及び市町村による、心身への影響に関する施策(高齢者フレイル予防等)や教育や学びの継続への支援等

#### ●社会経済活動の安定確保に向けた対応

- ・事業者への事業継続に関する要請(従業員の健康管理の徹底や職場等での感染防止対策の実施等)
- ・府及び市町村による、国の方針に基づく事業者支援等

# 健康づくり4計画の概要について

## 健康づくり4計画 共通の理念と目標

- 【理念】** 全ての府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会～いのち輝く健康未来都市・大阪の実現～  
**【計画期間】** 令和6年度～令和17年度 ※がん対策推進計画のみ令和6年度～令和11年度  
**【目標】** 「健康寿命の延伸（3歳以上延伸）」  
「健康格差の縮小（日常生活動作が自立している期間の平均において上位4分の1の市町村の平均の増加分を上回る下位4分の1の市町村の平均の増加）」

### 第4次大阪府健康増進計画 / 健康増進法に基づく都道府県計画

#### 基本目標

- 健康寿命の延伸（3歳以上延伸）
- 健康格差の縮小  
（上位4分の1の市町村の平均の健康寿命の増加分を上回る下位4分の1の市町村の平均の増加）

#### 基本方針

- 生活習慣病の発症予防
- 生活習慣病の早期発見・重症化予防
- 生活機能の維持・向上
- 府民の健康づくりを支える社会環境整備
- ライフコースアプローチ

#### 1 生活習慣病の発症予防

- ・栄養・運動など、6つの分野において、「府民の行動目標」を掲げ、多様な主体と連携・協働した「具体的取組み」を推進

#### 2 生活習慣病の早期発見・重症化予防

- ・けんしんの受診率向上を図るとともに、未治療者に対する受診勧奨を推進し、適切に医療へつなぐ取組みを促進

#### 3 生活機能の維持・向上

- ・日常生活に支障をきたす状態にならないよう、心身両面からの健康保持に向けたフレイル予防等の取組みを推進

#### 4 府民の健康づくりを支える社会環境整備

- ・府民のヘルスリテラシーを高め、健康づくりの気運醸成を図るとともに、万博を契機とし、府民が健康づくりに取り組みやすい社会環境整備を推進

#### <全分野共通>

- ・胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えたライフコースアプローチの観点も踏まえた健康づくりを推進

#### 主な取組み

#### 主な数値目標 【現状⇒2035年度目標】

- ・バランスのとれた食生活を実践する府民の割合の増加  
【49.6%⇒60%以上】
- ・運動習慣のある者の割合の増加  
【36.2%⇒40%】
- ・児童・生徒における肥満傾向児の減少【男性10.75%、女性10.11%⇒減少】
- ・特定健診の受診率の向上  
【53.1%⇒70%以上】
- ・ロコモティブシンドロームの減少（65歳以上）  
【238人⇒210人（人口千対）】

### 第4期大阪府がん対策推進計画 / がん対策基本法に基づく都道府県計画

#### 基本目標

- がんになっても適切な医療を受けられ、安心して暮らせる社会の構築

#### 基本方針

- がんの予防・早期発見 ○がん医療の充実
- 患者支援の充実 ○データ基盤の整備・活用
- がん対策を社会全体で進める環境づくり

#### 1 がんの予防・早期発見

- ・がん検診受診率向上の取組み
- ・望まない受動喫煙を生じさせない環境づくり
- ・肝炎ウイルス検査陽性者の重症化予防の取組み
- ・HPVワクチンの普及啓発

#### 2 がん医療の充実

- ・がん診療連携拠点病院の機能や連携体制の強化
- ・小児・AYA世代の長期フォローアップ体制の充実

#### 3 患者支援の充実

- ・がん相談支援センターの認知度向上
- ・ライフステージに応じた適切な支援体制整備（妊よう性温存等）

#### 4 データの基盤整備・活用

- ・がん登録の精度向上
- ・がん登録情報の提供・活用

#### 5 がん対策を社会全体で進める環境づくり

- ・がん対策基金の効果的な活用、患者会等との連携

#### 主な取組み

#### 主な数値目標 【現状⇒2029年度目標】

- ・大阪府のがん年齢調整死亡率（75歳未満）  
【132.2人（人口10万人対）⇒減少】
- ・大阪府のがん年齢調整率（75歳未満、進行がん）  
【268.4人（人口10万人対）⇒減少】
- ・20歳以上の者の喫煙率（男/女）  
【24.3%/ 8.6% ⇒15%/ 5%】
- ・がん検診受診率（胃/大腸）  
【36.8%/40.3% ⇒50%/50%】

### 第4次大阪府食育推進計画 / 食育基本法に基づく都道府県計画

#### 基本目標

- 食を通じた健康づくり
- 食を通じた豊かな心の育成
- 自然に健康になれる持続可能な食環境づくり

#### 基本方針

- 健康的な食生活の実践と食に関する理解の促進
- 食育を支える社会環境整備

#### 1 健康的な食生活の実践と食に関する理解の促進

- ・健康的な食生活の実践の促進  
ナッジを活用した自然に健康になれる食環境整備、企業等と連携した手軽に野菜や果物が摂取できる商品やレシピの提案
- ・食の安全安心の取組み
- ・生産から消費までを通じた食育の推進
- ・万博を契機とした食育の推進

#### 2 食育を支える社会環境整備

- ・多様な主体による食育推進運動の展開
- ・多様な主体が参画したネットワークの強化

#### 主な取組み

#### 主な数値目標 【現状⇒2035年度目標】

- ・朝食欠食の減少（20-30歳代）  
【24.8%⇒15%以下】
- ・野菜摂取量の増加（20歳以上）  
【256g⇒350g以上】
- ・地域や職場等の所属コミュニティで「共食」する割合  
【29.6%⇒40%以上】

### 第3次大阪府歯科口腔保健計画 / 歯科口腔の推進に関する法律に基づく都道府県計画

#### 基本目標

- 歯と口の健康づくりによる健康寿命の延伸・健康格差の縮小
- 歯科口腔保健の推進のための社会環境の整備

#### 基本方針

- 歯科疾患の予防・早期発見・口の機能の維持向上
- ライフコースに沿った歯と口の健康を支える社会環境整備

#### 1 歯科疾患の予防、早期発見、口の機能の維持向上

- ・歯科疾患の予防（むし歯予防、歯周病予防）
- ・オーラルフレイル対策の推進
- ・早期発見の推進  
（定期的な歯科健診、かかりつけ歯科医を持つこと）

#### 2 ライフコースに沿った歯と口の健康を支える社会環境整備

- ・保健関係者の資質向上
- ・多様な主体の連携・協働
- ・各地域、社会状況等に応じた適切なPDCAサイクルを実行できるマネジメント体制の強化

#### 主な取組み

#### 主な数値目標 【現状⇒2035年度目標】

- ・歯周治療が必要な者の割合（40歳）  
【50.9%⇒33%以下】
- ・過去1年に歯科健診を受診した者の割合【65.3%⇒95%以上】
- ・法令で定めた年齢以外に成人歯科健診を実施している市町村の増加  
【34市町村⇒43市町村】

# 第4期大阪府医療費適正化計画（概要）

## 根拠法令等

### 【計画策定に係る根拠法令等】

- 「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく法定計画
- 国の「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」に即して策定
- 計画の調査審議機関として、大阪府医療費適正化計画推進審議会を設置

### 【計画の目的】

- 医療費の現状や課題に基づき、医療費の伸びの適正化を推進

### 【第4期計画の期間】

- 令和6年度から令和11年度

## 第3期計画(2018~2023)の進捗状況(※)

項目	評価	数値
特定健康診査実施率(70%以上)	B	53.1% (2021年度)
特定保健指導実施率(45%以上)	B	22.1% (2021年度)
メボリックリット0-Ⅱ該当者及び予備群減少率(2008年度比 25%以上減少)	D	0.3%減少 (2021年度)
たばこ対策(成人(20歳以上)の喫煙率:男性15%・女性5%等)	B	男性 24.3% 女性 8.6% (2022年度)
糖尿病性腎症重症化予防(年間新規透析患者数 1,000人)	B	1,040人 (2021年度)
がんに関する目標(がん検診受診率:40%以上等)	B	胃:36.8% 大腸:40.3% 肺:42.2% 乳:42.2% 子宮頸がん:39.9% (2022年度)
後発医薬品使用割合(数量ベース(調剤):80%以上)	A	81.5% (2022年度)
データヘルス計画策定(全市町村)	A	全市町村策定

※評価として「A 目標に到達(見込み)」、「B 改善傾向にある」、「C 改善傾向も悪化傾向も見られなかった」、「D 悪化した」の四段階で評価をしています。

## 大阪府の医療費や受療行動における現状と課題

### ○医療費の状況(※新型コロナウイルスの影響が少ない令和元(2019)年度のデータを用いて分析)

…1人当たり医療費は全国平均より高く、人口規模が比較的近い首都圏との比較では、より高い状況

#### <総医療費>

平成27(2015)年度: 3兆2,193億円(実績医療費)38万5千円(全国で16番目)  
令和元(2019)年度: 3兆3,956億円(年齢調整後)39万5千円(全国で6番目)

#### <1人当たり医療費>

(全国平均) 35万2千円

#### <疾病別・年齢別>

- ・「生活習慣病」や「骨折」、「歯肉炎及び歯周疾患」の医療費が全国平均より高い
- ・65歳から89歳の医療費が特に高く、総医療費の約56%を占める

➡医療費の地域差の要因は明確になっていないため、分析を行い、地域差の縮減を図ることが必要

### ○生活習慣病等の状況

- ・脳血管疾患・心疾患の発症につながる高血圧や脂質異常症、糖尿病は未治療者が多く、早期発見・重症化予防の取組みが必要
- ・介護の重度者の主な原因は「脳血管疾患」が最多であり、介護の観点からも生活習慣病対策が重要

### ○特定健康診査・特定保健指導及び生活習慣の状況

- ・実施率は上昇傾向にあるものの、全国との比較では依然として低く、実施率向上の取組みが必要
- ・生活習慣病のリスクを高める飲酒・喫煙や、予防につながる食生活・運動等に対する取組みが必要

### ○受療行動や医薬品等の状況

- ・後発医薬品の使用割合は上昇しているものの全国との比較では低位、重複投薬・多剤投与も引き続き全国平均より高い状況

➡疾病の早期発見・早期治療・重症化予防等に対するヘルスリテラシーの向上が必要

## 施策の3つの柱と具体的取組み

### 1 住民の健康の保持の推進

#### 施策1 生活習慣病等対策

- 1-1 疾病の早期発見、重症化予防に寄与する特定健康診査・特定保健指導実施率の向上
- 1-2 がん予防の啓発とがん検診受診率の向上
- 1-3 重症化予防のための医療機関受療率の向上
- 1-4 生活習慣と社会環境の改善
- 1-5 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の取組みの推進

#### 施策2 骨折対策

#### 主な具体的取組み

- 【拡充】けんしん(健診・検診)受診率向上として、インセンティブの付与や受診しやすい環境整備等、受診意欲を高める取組みの推進
- 【新規】重症化予防として、特定健診受診者のうちリスクの高い患者を適切に医療につなげる取組みの推進
- 【拡充】疾病の発症要因となる生活習慣改善等に関する周知・啓発
- 【拡充】高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組みの推進における市町村等への助言・支援の実施
- 【新規】骨折対策として、骨粗鬆症検診受診や適切な受療に関する周知・啓発

### 2 医療の効率的な提供の推進

- 施策3 後発医薬品及びバイオ後続品の普及・啓発
- 施策4 医薬品の適正使用
- 施策5 医療資源の効果的・効率的な活用
- 施策6 病床機能の分化・連携、地域包括ケアシステムの構築

#### 主な具体的取組み

- 【拡充】保険者協議会等の活用による地域フォーミュラの推進
- 【拡充】マイナ保険証の活用による過去の服薬情報等の提供への同意促進など、適正服薬に対する取組みの推進
- 【新規】医療資源の活用等における保険者協議会等での周知・啓発
- 【新規】在宅医療にかかる連携の拠点及び積極的医療機関への取組みの支援

### 3 健康医療情報の見える化とヘルスリテラシーの向上

- 施策7 医療費の見える化・データヘルスの推進
- 施策8 ヘルスリテラシーの向上の推進

#### 主な具体的取組み

- 【新規】医療費の地域差縮減に向け、要因分析及び対策の実施
- 【新規】万博を契機としたヘルスリテラシー向上をレガシーとして、継続的な健康づくりの定着を推進

## 医療費の見込み

国から示された推計ツールに従い、入院外における自然体の医療費見込みから、以下の効果を踏まえて算出

- 特定健診・特定保健指導の実施率向上(70%、45%)【▲9億円】
- 後発医薬品・バイオ後続品の使用促進【▲283億円】
- 地域差縮減に向けた取組み
- ・1人当たり入院外医療費(糖尿病の重症化予防【▲6億円】、重複投薬・多剤投与の適正化【▲70億円】)
- ・医療資源の効果的・効率的な活用【▲24億円】

令和11(2029)年度時点の医療費の見込み

入院外	2兆4,446億円【適正化前:2兆4,838億円】
入院	1兆7,337億円
合計	4兆1,782億円【適正化効果額:▲393億円】

## 計画の推進・評価

- 毎年度、個別施策の取組状況、指標、目標について、進捗状況を公表
- 計画期間の最終年度には、進捗状況に関する調査・分析を行うとともに、期間終了の翌年度に実績評価を実施
- 進め方として、大阪府保険者協議会を活用して進捗状況等の進行管理を行うとともに、学識経験者等で構成する大阪府医療費適正化計画推進審議会にて検証し、PDCAに基づく計画の効果的な推進を図る

※1 医科入院・入院外、DPC出来高分、歯科、調剤含む

※2 バイオ後続品に数量ベースで80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上

# 大阪府国民健康保険運営方針 概要

## ポイント

本方針は、「全国に先駆けた保険料完全統一による国保運営」を実施するべく、府と43市町村の国保が「大阪府で一つの国保」として一体となり、共通認識のもと、持続可能で安定的な国民健康保険制度を運営できるよう、基本的な考え方を共有するための方針として策定するもの。

## 根拠法令等

- 根拠規定 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の2
- 策定年月日 令和5年12月19日
- 対象期間 令和6年4月1日から令和12年3月31日の6年間  
（策定後、3年をめぐりに必要に応じて見直し）

## 国保制度のあるべき姿

国保は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、権限・財源・責任を国において一元的に担うことが本来の姿  
これまでの改革は、安定的かつ持続可能な医療保険制度の構築に向けた通過点

## 府における国保制度運営における基本的な考え方

### 考え方の二本柱

- 「大阪府で一つの国保」として、
  - 被保険者間の受益と負担の公平性の確保
  - 被保険者の負担軽減、持続可能な国保運営の実現
- の二本柱を運営の基本とする

### 三つの施策

- ① 保険財政の安定的運営
  - ② 予防・健康づくり、医療費の適正化
  - ③ 事業運営の広域化・効率化
- の三つの施策について、府と市町村の役割分担に基づき実施

### めざす方向性

被保険者が安心して医療サービスを受けることができるとともに、人生100年時代を見据えた健康の保持に資するための、安定的かつ持続可能な制度を実現

## 三つの施策を推進するための主な取組内容

### ① 保険財政の安定的運営

- 1 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し  
・「決算補填等目的の法定外一般会計繰入」は生じないことを原則とし、累積赤字の早期解消を図る
- 2 市町村における保険料の標準的な算定方法  
・市町村標準保険料率は府内完全統一（府内のどこに住んでいても同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料額）  
・市町村ごとの医療費水準は反映しない  
・財政調整事業の取組により、被保険者の負担軽減及び国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図る  
（事業費納付金を通じた保険料抑制、財源配分等の見直しによる保険料抑制財源の確保、府財政安定化基金の財政調整機能の活用等）
- 3 市町村における保険料の徴収の適正な実施  
・収納率の向上を図るための目標収納率の設定  
・目標収納率達成に向けた取組の推進（収納方法の効果的取組の実施、他部署等との連携による被保険者への対応）
- 4 市町村における保険給付の適正な実施  
・レセプト点検の充実強化や第三者行為求償事務・過誤調整等の取組強化  
・全年齢の被保険者を対象とした高額療養費支給申請手続きの原則簡素化

### ② 予防・健康づくり、医療費の適正化

- 1 医療費の適正化の取組  
・保健事業（健康づくり、生活習慣病重症化予防等）の充実・強化を図り、保険者努力支援制度の評価点獲得をめざす  
・施策推進にあたっては、大阪府医療費適正化計画と整合を図りながら実施
- 2 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携  
・地域包括ケアシステムの構築や高齢者の保健事業と介護予防の取組における連携

### ③ 事業運営の広域化、効率化

- 1 市町村が担う事務の標準的、広域的及び効率的な運営の推進  
・被保険者証（資格確認書）の様式・更新時期・有効期間等の統一  
・広報事業の共同実施（府と市町村の連携による、広域的かつ計画的な広報活動）
- 2 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整  
・府と市町村、国保連合会の連携、協力のもと、PDCAサイクルに基づく進捗管理の実施  
・府と市町村が一体となってすすめるべき施策の実施、円滑な制度運営に向けた調整

# 大阪府水道基盤強化計画の概要

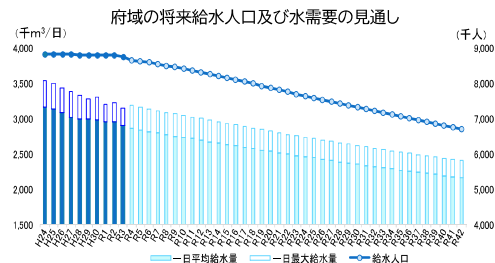
## 計画の趣旨及び計画期間・区域等

- ◆計画趣旨 水道法第5条の3に基づき「大阪府水道整備基本構想(おおさか水道ビジョン)」及び「大阪府水道広域化推進プラン」を踏まえ、広域連携等の具体的取組を記載し、水道の基盤強化の推進を図ることを目的として策定するもの
- ◆計画期間 令和5年度から令和19年度まで(15年間)
- ◆計画区域 大阪府全域

## 府域水道の現状及び課題

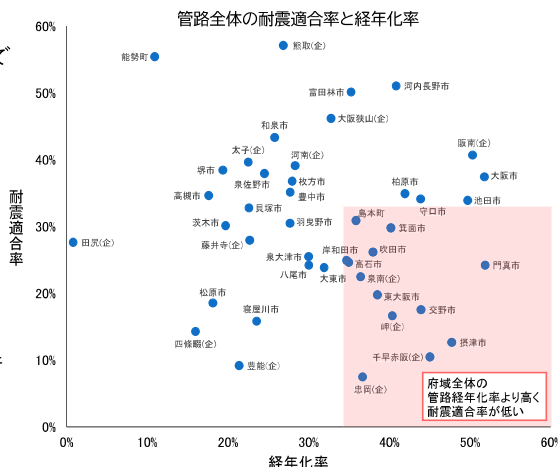
### ①経営状況の悪化

- ・府域の給水人口は約878万人
  - ・一日平均給水量は2,913千 $\text{m}^3$ で、減少傾向
  - ・人口減少等により水需要がさらに減少の見通し
  - ・施設の老朽化に伴い、更新費用が増大
  - ・資材、人件費等のコストが上昇
- ⇒今後、収入減少と費用増大により経営状況の悪化が見込まれる。長期的な視点での適切な料金設定も課題



### ②水道施設の老朽化等

- ・水道管路の経年化率(40年以上)は約35%で全国ワースト1(全国約20%)
  - ・管路更新率は0.85%(全国0.65%)
  - ・管路耐震適合率は32.9%(全国26.2%)
  - ・水道施設の耐震化率は50%以下
- ⇒早期の施設更新や耐震化等が課題



### ③組織力の低下

- ・水道事業体の職員は約3,300人で減少傾向
  - ・職員が少数で、施設の維持管理や更新、危機対応の体制が困難
  - ・45歳以上が6割を超え、若手職員少なく、技術の継承が困難
- ⇒組織の技術力が低下し、水道施設の更新に支障が出るなどの課題

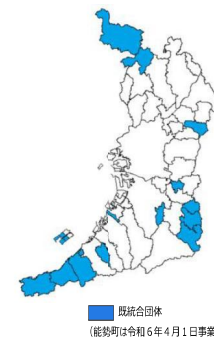
## 各実現方策の具体的取組

### 項目

### 1. 広域連携

#### (1) 大阪広域水道企業団との統合

- ・府域一水道に向け、企業団と市町村水道事業の統合促進(令和4年度末時点で14団体の水道事業が統合、右図参照)
- ・水道施設の最適配置や業務の集約等による運営基盤の強化



#### (2) 淀川系浄水場の最適配置(右下図参照)

- ・バックアップ能力を確保しつつダウンサイジングを伴う更新
- ・大阪市庭窪浄水場を守口市と共同化(令和6年4月)
- ・同浄水場と企業団庭窪浄水場の連携

#### (3) 水道事業体間における水道施設の共同化

- ・共同ポンプ施設設置(豊中市、吹田市、箕面市)
- ・配水場、浄水場、受水場の共同利用の検討

#### (4) 水道事業体間における業務の共同化

- ・業務の共同発注、施設の運転・維持管理業務の共同化
- ・システムに係る仕様の統一化、指定業者制度の事務の共同化

#### (5) 水道事業体間における技術連携と人材育成

- ・共同研修、他団体の研修受入れ、人事交流、技術支援

#### (6) 広域連携による危機管理体制の強化

- ・相互応援や受援体制の強化、緊急連絡網の整備

#### (7) 広域一水道に向けた水道のあり方協議会における検討

- ・府と府内全水道事業体が参画する協議会における検討・取組



### 2. 官民連携

- ・民間ノウハウ等を活用した水道施設や管路の更新(DBO、PFI等) など

### 3. 適切な資産管理

- ・水道施設台帳の電子化、精度の高いアセットマネジメントによる計画的な更新 など

### 4. 新たな技術の活用

- ・電子決済、ネット申込、スマホアプリ、スマートメーターの導入・活用による利便性向上 など

### 5. 人材の確保及び育成

- ・就職セミナーやインターンシップ、技術研修等の実施と情報共有 など

### 6. 住民理解の促進

- ・各水道事業体や府における多様な情報発信方法の検討(ネット、シンポジウム等) など

## 計画の目標及び実現方策

### 3つの目標

財政基盤の強化 適切な維持管理と計画的な更新・耐震化 組織力の充実

### 6つの実現方策

- ①広域連携 ②官民連携 ③適切な資産管理
- ④新たな技術の活用 ⑤人材の確保及び育成 ⑥住民理解の促進

## 計画の推進に向けて

### ○大阪府及び水道事業体の役割

大阪府 : 実現方策に掲げる取組の先導・推進、法律や国庫補助等の助言、調整や情報共有など  
水道事業体 : 計画的な施設整備・更新、広域連携や事業統合の検討・実施など

### ○計画の進捗管理

- ・毎年、取組状況等につき、あり方協議会で情報共有し、関係水道事業体へ支援・調整等を実施
- ・計画の中間年次の令和12年度を目途に、計画の進捗の検証と府域水道の状況を精査し、必要に応じ見直しを検討

# 第4期大阪府食の安全安心推進計画【概要】

## 第1章 推進計画策定の基本的な考え方

### ■策定の趣旨

第3期推進計画で掲げた施策等に継続して取り組むことを基本としつつ、食を取り巻く環境や社会情勢の変化を踏まえ、食の安全安心の確保に関する施策をより一層推進するため、第4期推進計画を策定

### ■目指すべき姿・スローガン

条例の基本理念にのっとり、府、食品関連事業者、府民等が責務や役割を理解し、共に協力して食の安全安心の確保に取り組む

**生産から消費までみんなであつなぐ食の安全 築く安心**

### ■計画の基本的事項

#### <位置づけ>

食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、「大阪府食の安全安心推進条例」の規定に基づき、「大阪府食の安全安心推進協議会」の意見を聴いて策定

<計画期間> 令和5年度～令和9年度までの5年間

## 第2章 食の安全安心に関する現状と課題

### ■食を取り巻く環境や社会情勢の変化

- ①食品衛生法の改正によるHACCPに沿った衛生管理の制度化
- ②ライフスタイルの変化
- ③スマートフォン・SNSの普及やデジタル化の加速
- ④食品ロス削減への関心の高まり
- ⑤外国人労働者や訪日外国人の増加

### ■第3期推進計画の取組状況

4つの施策の柱を設け、関係部局が連携して52の事業を実施総合的には概ね計画どおり取組が行えたと評価できるが、コロナ禍の影響で一部計画どおり取組めなかった事業があった

### ■重点課題

#### 法改正によるHACCPに沿った衛生管理の制度化への対応

HACCPは導入がゴールではなくスタートであり、PDCAサイクルにより適切に運用されるよう、継続的な取組を支援していく必要がある

#### 社会情勢の変化を踏まえた情報の発信

食生活の変化や食品ロス削減の推進などの食に関する社会の動向を踏まえた食の安全情報の発信、オンラインツールや多言語に対応した情報の発信に積極的に取り組んでいく必要がある

## 第4章 各施策の取組体制

■施策の推進体制 ■国や地方自治体との連携 ■人材の育成

## 第5章 資料等

■大阪府食の安全安心推進条例、用語説明など

## 第3章 食の安全安心の確保に関する施策

### ■施策展開の方向性

- ・4つの施策の柱に、11の基本施策を掲げ、49の個別の取組事業を展開（うち13の取組事業（14項目）に数値目標を設定）
- ・重点課題に対応するための基本施策を重点施策として位置付け
- ・事業者の責務や府民の役割を、それぞれの取組ポイントとして記載

(府の取組事業…丸付き数字 府関連施設の取組…◎)

施策の柱	基本施策	個別の取組事業
<b>柱1</b> <b>生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保</b>  生産から消費に至る各段階において、関係法令に基づき監視指導や検査を行う	(1) 監視指導	①農薬の適正使用の推進 ②畜産農場における飼養衛生管理等の推進 ③養殖場等における魚類防疫の推進 ④大阪府食品衛生監視指導計画に基づく監視指導 ⑤と畜場・大規模食鳥処理場における食肉等の安全確保の推進
	(2) 食品等の試験検査	⑥大阪府内産農産物の農薬使用状況等調査 ⑦家畜(家きんを含む)における動物由来感染症の病原体保有状況調査 ⑧鳥インフルエンザのサーベイランス ⑨養殖魚の水産用医薬品に係る調査 ⑩貝毒対策の実施 ⑪大阪府食品衛生監視指導計画に基づく食品等の試験検査 ⑫農畜水産物の生産過程における法令遵守のための措置 ⑬無承認無許可医薬品(いわゆる健康食品)に係る医薬品成分検査
	(3) 食品表示の適正化の推進	⑭食品表示関係法令に基づく適正表示の推進 ⑮健康食品関係施設への監視指導 ⑯米のDNA品種判別検査による表示内容の確認 ⑰食品表示制度の普及推進
<b>柱2</b> <b>健康被害の未然防止や拡大防止</b>  健康への悪影響を未然に防止するため情報の収集や調査研究を行うとともに、緊急時に迅速・的確に対応するため危機管理体制を確保する	(1) 情報の収集及び調査研究	⑱食品に関する相談への適切な対応 ⑲食品監視指導のための調査研究の推進 ⑳食の安全に関する研究の推進
	(2) 緊急時に迅速に対応できる体制の確保	㉑食中毒調査実施体制の確保 ㉒災害発生時における食品衛生監視指導の実施 ㉓健康食品等による健康被害相談への適切な対応 ㉔貝毒発生時の体制の確保 ㉕特定家畜伝染病発生時の体制の確保 ㉖大阪府食の安全安心推進委員会の開催
	(3) 健康被害の拡大防止のための情報の公表	㉗健康被害の拡大防止のための情報の公表
<b>柱3</b> <b>情報の提供の充実</b>  食品の安全安心に関する情報発信の推進、及びリスクコミュニケーションを促進することにより、関係者間の相互理解の推進を図る	<b>重点</b> (1) 食の安全安心の情報発信の推進	㉘ホームページやメールマガジン等のオンラインツールによる情報発信【充実】 ㉙広報誌やリーフレット等の紙媒体による情報発信 ㉚外国人に対応した啓発媒体による情報発信【新規】 ㉛行政、企業等の主催するイベントやキャンペーンでの情報発信 ㉜自主回収(リコール)情報の提供 ㉝食に関する社会の動向を踏まえた情報の提供【新規】 ㉞食育の推進による食に関する理解の促進 ㉟学校関係者に対する食物アレルギーの研修の実施 ㊱消費者団体等の活動内容の発表 ㊲食の安全に関する情報発信
	(2) リスクコミュニケーションの促進	㊳食の安全に関するリスクコミュニケーションの推進 ㊴大阪府食品衛生監視指導計画策定時の意見募集 ㊵府民ニーズの把握
<b>柱4</b> <b>事業者の自主的な取組の促進</b>  生産者、事業者が行う食の安全安心確保のための自主的な取組を支援する	(1) 生産段階における支援	㊶大阪府農業管理指導士の育成・研修の開催 ㊷畜産農場の飼養衛生管理等の普及推進 ㊸養殖場等に対する魚類防疫に関する講習会の実施 ㊹大阪府農産物認証制度の推進 ㊺環境農林水産技術支援のためのセミナーの開催 ㊻農林水産業、畜産業、食品産業等に係る技術相談等の対応 ㊼食品関連実験室の活用
	<b>重点</b> (2) HACCPの取組支援をはじめとする自主衛生管理の推進	㊽HACCPに沿った衛生管理の取組支援 ㊾と畜場・大規模食鳥処理場におけるHACCPに基づく衛生管理の取組支援 ㊿食品衛生に関する知識習得の支援 ㊿大阪版食の安全安心認証制度の推進 ㊿食品衛生指導員制度への支援
	(3) 顕彰の実施	㊿大阪府食の安全安心顕彰制度に基づく顕彰 ㊿食品衛生関係優良施設等の表彰